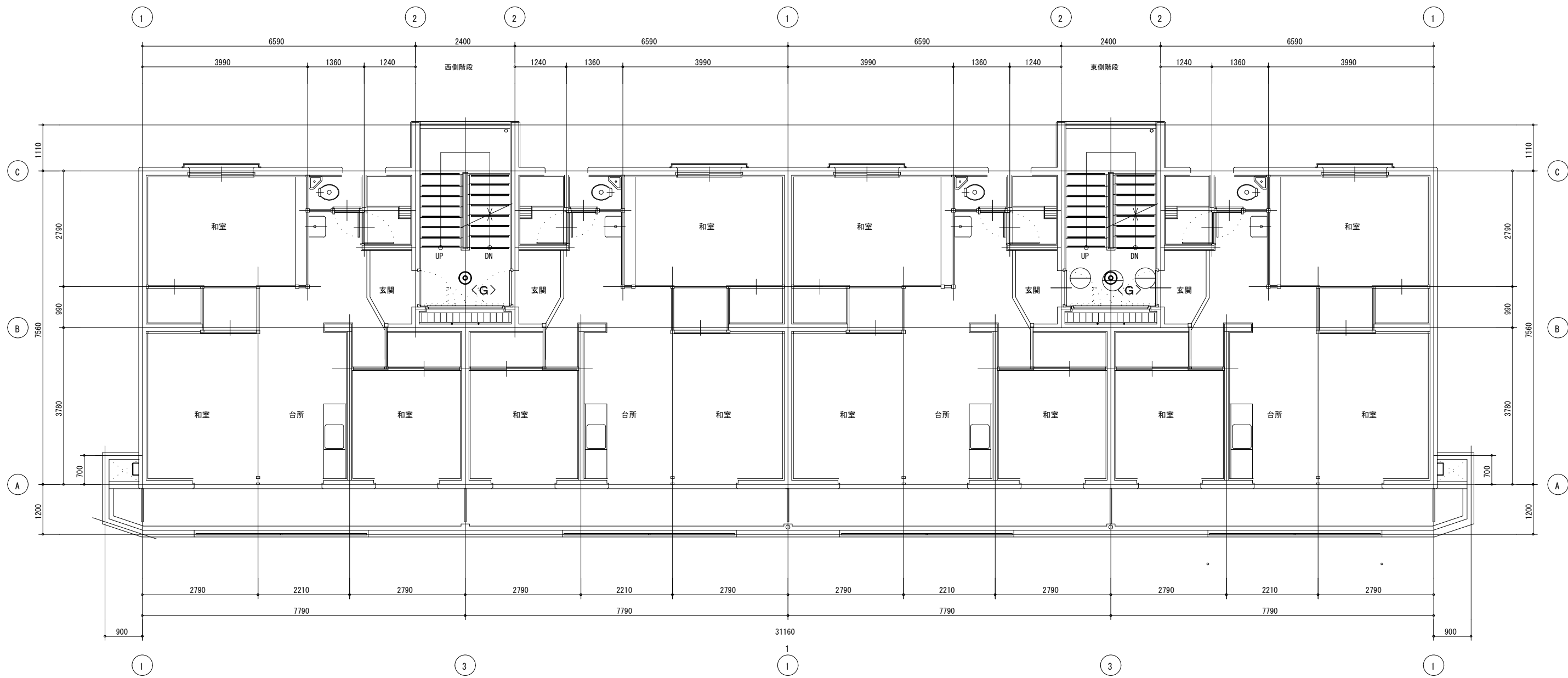
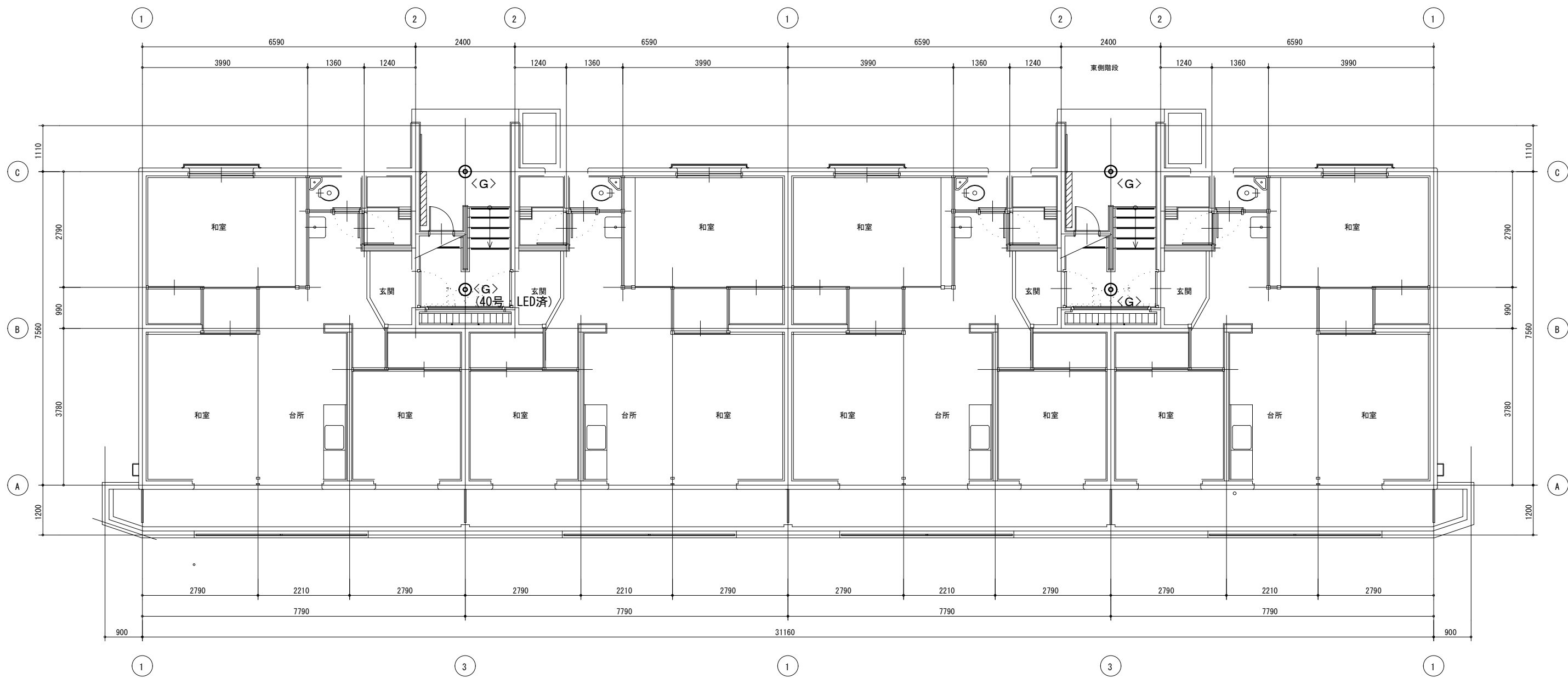




39号棟 2～4階 S=1:100



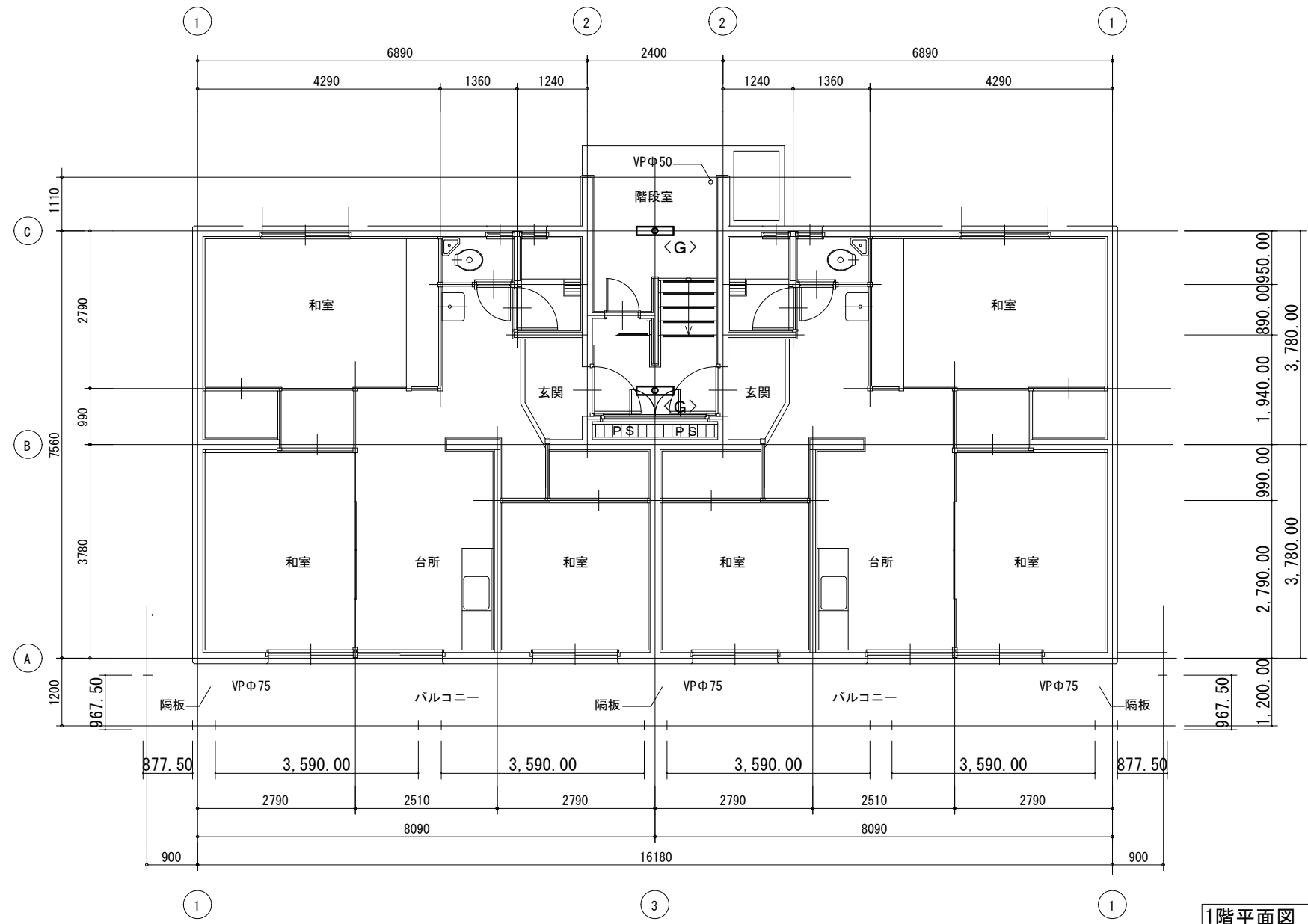
39号棟 1階 S=1:100

39号棟
G x 10

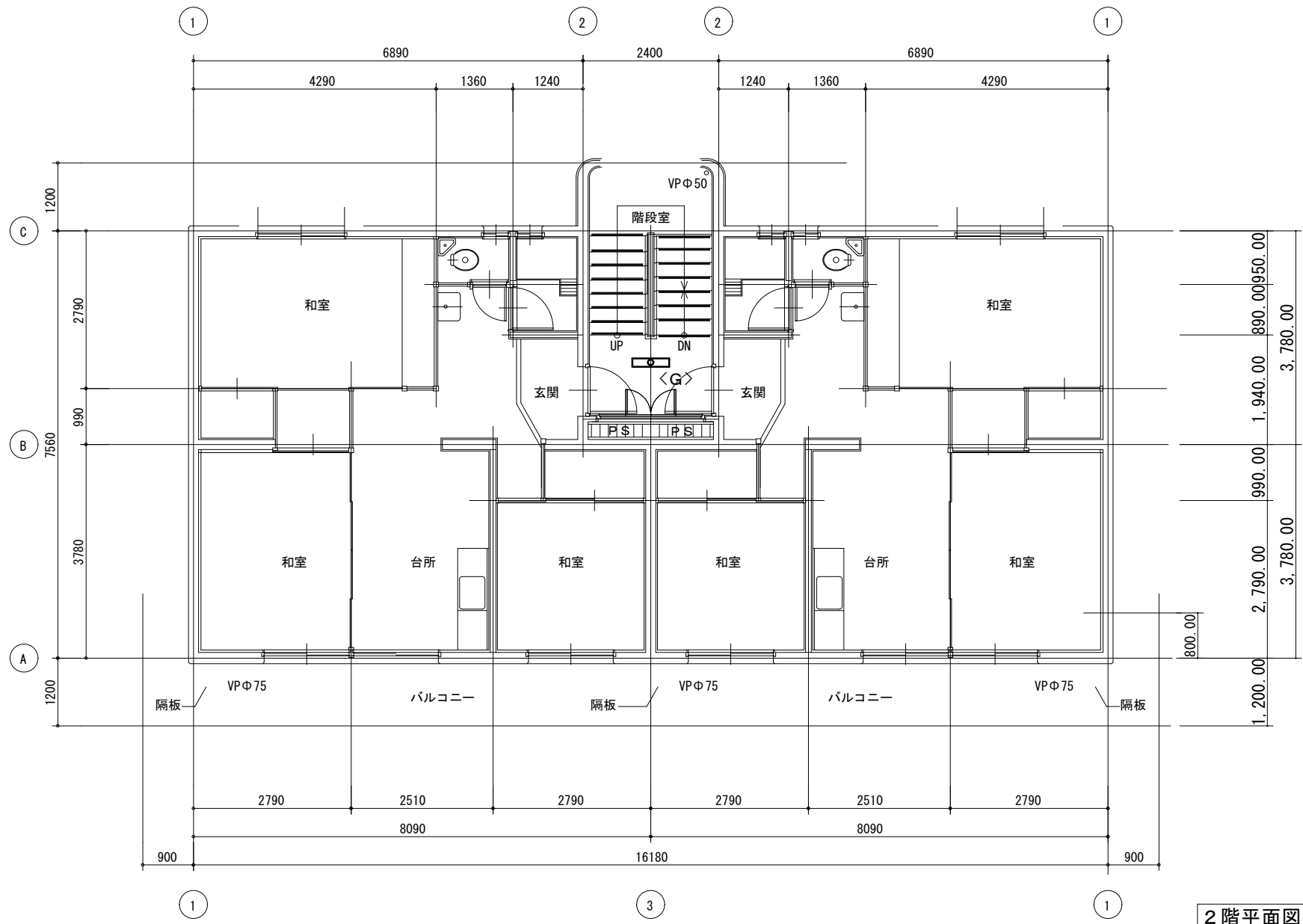
40号棟
G x 9

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

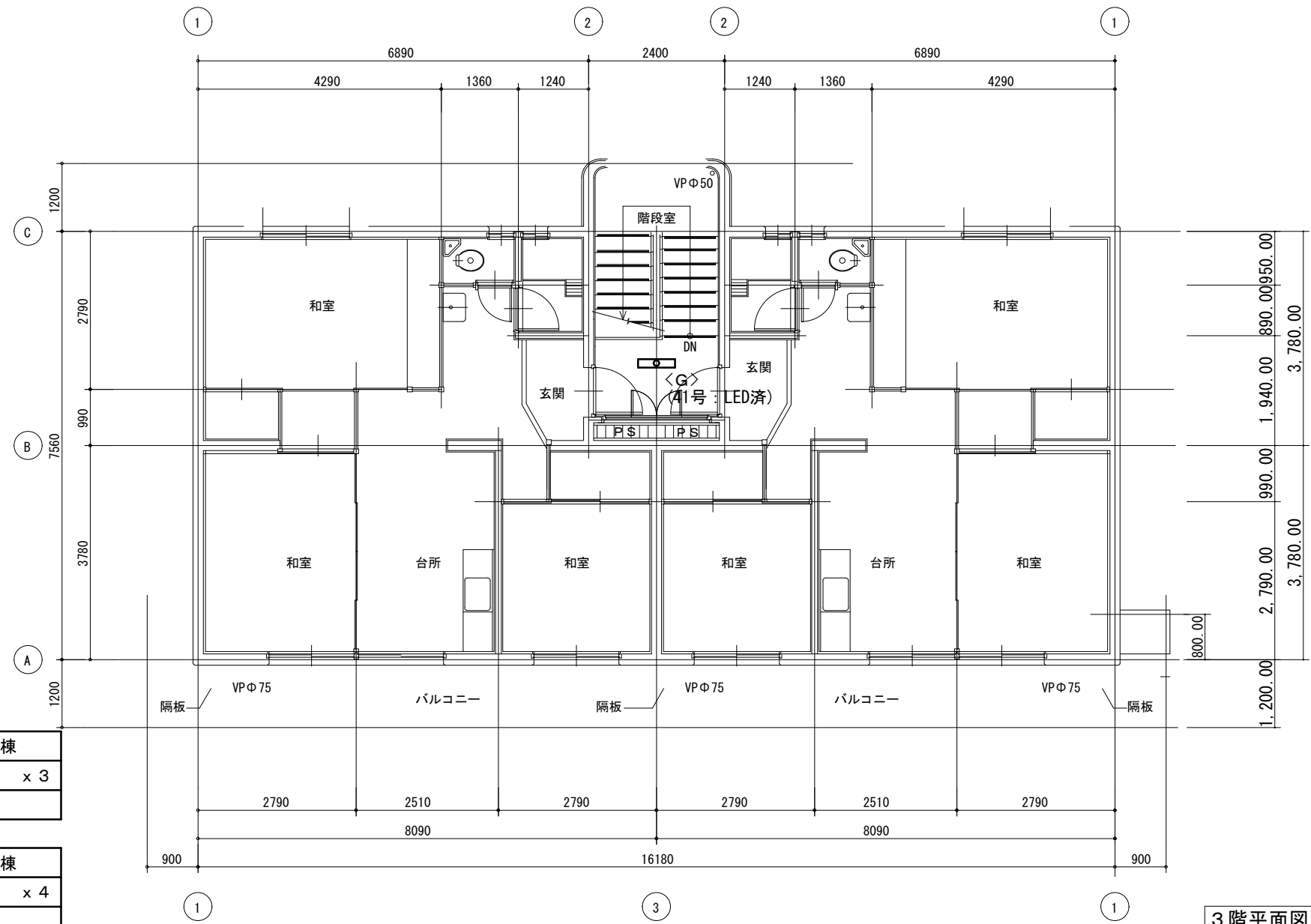
			徳島県土整備部住宅課		工事名 R 8 住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事		図面番号 E - 1 3		 (株) 上 久 保 設 備 設 計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松6-2-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計 R8. 07		竣工		図面名 鴨島呉郷 39. 40号棟 電灯設備 1～4階平面図 改修前後		縮尺 1 / 1 0 0			



1階平面図 1:100



2階平面図 1:100



3階平面図 1:100

41号棟	
G	x 3
42号棟	
G	x 4

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等
- (1) 本工事に必要な工事に電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程 (本工事にしし定める ・ 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等))
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
・ 本受電後引渡しまでの基本料金 (本工事 ・ 別途)
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士
- 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	
仮設	とび	・ とび作業	
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業	・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業	・ 合成ゴム系シート防水工事作業
		・ 塩化ビニル系シート防水工事作業	・ セメント系防水工事作業・
		・ シーリング防水工事作業	・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
		・ FRP防水工事作業	・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	
木	建築大工	・ 大工工事作業	
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業	
	かわらぶき	・ かわらぶき作業	
金属	建築板金	・ 内外装板金作業	
左官	左官	・ 左官作業	
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業	・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業	
	ガラス施工	・ ガラス工事作業	
塗装	塗装	・ 建築塗装作業	
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業	・ カーベット系床仕上げ工事作業
		・ 鋼製下地工事作業	・ ボード仕上げ工事作業
		・ カーテン工事作業	・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業	
配管	配管	・ 建築配管作業	
植栽	造園	・ 造園工事作業	
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業	

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 施工条件
- 施工条件は次による。
- (1)工程表は全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
- (2)施設運営に影響を及ぼす資機材の騒音・停電等を伴う工程は、原則夜間又は休日の作業となることを予め見込んでおくこと。
- (3)施設内での行事により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- (4)施工時間は、原則8:30～18:00までとする。ただし、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りではない。
- (5)現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。

4. 発生材の処理等
- 発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。
- (1) 廃棄物の処理
- 産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 <処分区分>	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
金属(処分)	(株)サンバイ		徳島市佐古四番町13-17 板野郡藍住町東中富字西向江傍示1-1	10.7	0	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

5. 養生等
- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
6. 機材の品質等
- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ④ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑤ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式、常時商用給電方式 常時インバータ給電方式(簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

7. 施工調査
- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

1. 非破壊検査
- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。

(2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。
2. 施工の試験・総合試運転調整
- (1) 機器の設置及び配線等の施工完了後に実施する試験(施工の試験)は、標仕及び改標仕の各編(各節)に基づき行うものとし、試験方法・項目の詳細については監督員との協議により決定するものとする。また、関連工事等との総合試運転調整は、標仕<1>1.5.5又は改標仕<1>1.6.6により行う。

(2) 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。

・ 照度測定

・ 絶縁抵抗測定
3. 接地工事
- 接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

接地極の種類		記号	接地抵抗値	接地極の材料（寸法:mm）
	共同接地(A・C・D種)	EA・C・D	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	共同接地(A・B・C・D種)	EA・B・C・D	Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	A種	EA	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	B種	EB	Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	C種	EC	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	D種	ED	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	ELCB用	EELCB	Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	雷保護用	ELA	Ω 以下	・ EP－0.6×2 ・ EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 1 組
	高圧避雷器用	ELH	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	交換機陽極用	Et	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 1 組
	本配線盤保安装置用	EAt	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	拡声増幅器用	EDt	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	各種通信機器用	EDa	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	保安器用	ELt	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	測定用補助	EO	－	EB (D=14又はW=40) × 1

(備考) ・EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。
・接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。

3章 関連工事

1. 仮設工事
- (1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・ 既存電力利用 （ できる ・ できない ） 、 電力料金 （ 有償 ・ 無償 ）

・ 既存用水利用 （ できる ・ できない ） 、 用水料金 （ 有償 ・ 無償 ）

(2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・ 同用地は、（ 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて ）設けること。
- 4章 電灯設備
1. 照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

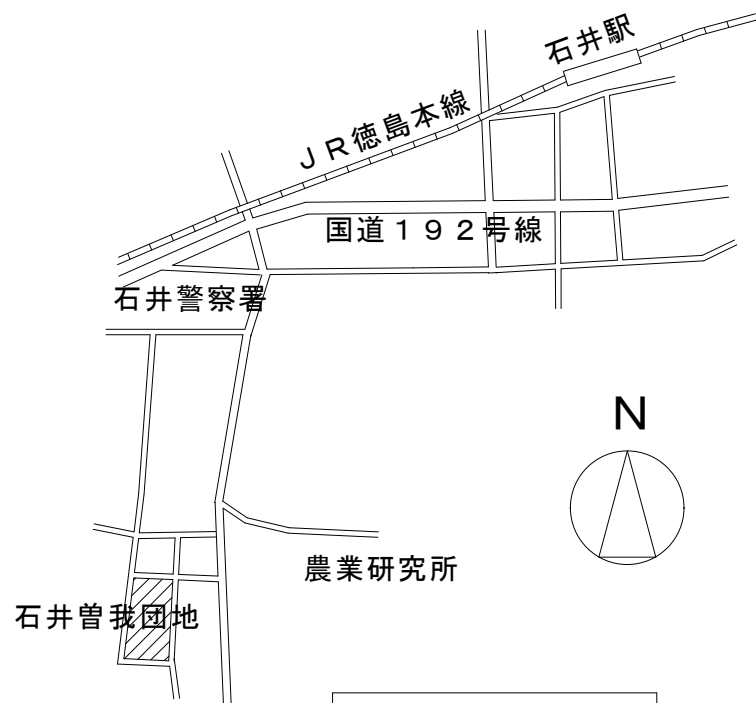
2. 非常用照明器具の照度測定

設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。
- 工事名：R8住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事
- 5章 その他
1. 機器取付高さ

図示なき機器の取付高さは、次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。
- | 名 称 | 測点 | 取付高(mm) | 備考 |
|----------------|--------|-------------|----------------------------|
| 【電力共通】 | | | |
| 積算計器 | 地上～窓中心 | 1,800～2,000 | |
| 引込開閉器 | 床上～中心 | 1,800～2,200 | |
| 【電灯】 | | | |
| 分電盤 | 床上～中心 | 1,500 | 上端1,900以下とする |
| スイッチ | 床上～中心 | 1,300 | |
| 熱線センサ用スイッチ | 床上～中心 | 1,800 | |
| コンセント(一般) | 床上～中心 | 300 | |
| 〃 (和室) | 床上～中心 | 150 | |
| 〃 (台上) | 台上～中心 | 150 | |
| 〃 (土間) | 床上～中心 | 800～1,300 | |
| 〃 (車椅子用) | 床上～中心 | 900 | |
| ブラケット(一般) | 床上～中心 | 2,100～2,300 | |
| 〃 (踊場) | 床上～中心 | 2,000～2,600 | |
| 〃 (鏡上) | 鏡上端～中心 | 150 | |
| 多機能便所スイッチ | 床上～中心 | 1,100 | |
| 【動力】 | | | |
| 壁掛形制御盤 | 床上～中心 | 1,500 | 上端1,900以下とする |
| 手元開閉器 | 床上～中心 | 1,500 | |
| 制御用スイッチ | 床上～中心 | 1,300 | |
| 【構内交換・構内情報通信網】 | | | |
| 端子盤 | 床上～下端 | 300 | |
| 保安器箱 | 天井下～上端 | 200 | |
| 壁付アウトレット(一般) | 床上～中心 | 300 | |
| 〃 (和室) | 床上～中心 | 150 | |
| 【電気時計】 | | | |
| 壁掛形親時計 | 床上～中心 | 1,500 | 上端1,900以下とする |
| 子時計 | 床上～中心 | 天井高×0.9 | |
| 【拡声】 | | | |
| 壁掛形スピーカ | 床上～中心 | 天井高×0.9 | |
| 壁付アッテネータ | 床上～中心 | 1,300 | |
| 【情報表示】 | | | |
| 情報表示盤 | 床上～中心 | 天井高×0.9 | |
| 壁付発信器 | 床上～中心 | 1,300 | |
| ベル・ブザー・チャイム | 床上～中心 | 2,300 | |
| 受付押しボタン(一般) | 床上～中心 | 1,300 | |
| 電源箱 | 床上～下端 | 300 | |
| 【誘導支援・呼出】 | | | |
| 壁付インターホン(一般) | 床上～中心 | 1,300 | |
| 〃 (外部受付) | 床上～中心 | 標準図による | |
| 〃 (モコタ付) | 床上～中心 | 1,400 | |
| 〃 (カメラ付) | 床上～中心 | 1,100～1,400 | |
| 壁付位置ボックス(一般) | 床上～中心 | 300 | |
| 〃 (和室) | 床上～中心 | 150 | |
| 呼出ボタン(多機能便所) | | 900(400) | (400)は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す |
| 【テレビ共同受信】 | | | |
| 機器収容箱 | 天井下～上端 | 200 | |
| 直列ユニット(一般) | 床上～中心 | 300 | |
| 〃 (和室) | 床上～中心 | 150 | |
| 【火災報知】 | | | |
| 受信機・副受信機 | 床上～中心 | 1500 | |
| 機器収容箱・発信機 | 床上～中心 | 800～1,500 | |
| 警報ベル・表示灯 | 天井下～上端 | 200 | |
| 【ガス漏れ検知】 | | | |
| ガス漏れ中継器 | 天井下～中心 | 300 | |
| 検知器(都市ガス) | 天井下～下端 | 300 | |
| 〃 (LPガス) | 床上～下端 | 300 | |
| | | | |
| | | | |
- 設計者情報:(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号
- 電特-07 石井曾我団地 電気設備工事特記仕様書(3)
- 設計者情報:(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号
- 電特-08 石井曾我団地 電気設備工事特記仕様書(4)



配置図

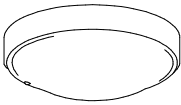
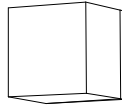


付近見取図

名西郡石井町石井字石井 1 4 5 1 - 1

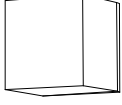
			工事名		図面番号		 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
徳島県土整備部住宅課			R8住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事		E-15		
設計	竣工		図面名		縮尺		
R8.07			石井曾我 配置図 付近見取図		1/1000		

【新設】 〈1～7号棟〉

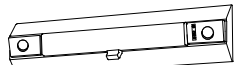
H	LEDシーリングライト 30形丸形蛍光灯1灯器具相当	I	LEDポーチライト 60形電球1灯器具相当
 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束965lm、消費電力10.7W、電圧100V 防湿型・防雨型、拡散タイプ、ネジ込み方式 プラスチック（ホワイト） カバー：アクリル（乳白）  昼白色（5000K）、Ra83 器具光束565lm、消費電力6.1W、電圧100V 拡散タイプ、防雨型、ツマミネジ方式 プラスチック（乳白） 本体：プラスチック（ホワイト）			

※姿図は参考とし、同等品以上とする

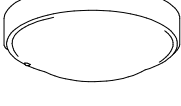
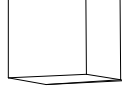
【新設】 〈8号棟〉

H	LEDシーリングライト 30形丸形蛍光灯1灯器具相当	I	LEDポーチライト 60形電球1灯器具相当	K	シーリングライト 20形丸形スリム蛍光灯1灯相当
 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束965lm、消費電力10.7W、電圧100V 防湿型・防雨型、拡散タイプ、ネジ込み方式 プラスチック（ホワイト） カバー：アクリル（乳白）			 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束565lm、消費電力6.1W、電圧100V 拡散タイプ、防雨型、ツマミネジ方式 カバー：アクリル（乳白） 本体：プラスチック（ホワイト）		 LED内蔵、電源ユニット内蔵、拡散タイプ 昼白色（5000K）、Ra83、光源寿命40000時間（光束維持率70%） 器具光束1760lm、消費電力15W、電圧100V ソフトターン方式、カチット付 カバー：アクリル（乳白つや消し）

※姿図は参考とし、同等品以上とする

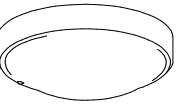
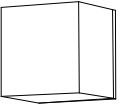
M	非常灯 防湿型・防雨型 20形 Dスタイル W150	N	一体型階段灯通路誘導灯兼用型 ワイドタイプ20形
 非常灯タイプ 800lm（FL20形×1灯器具相当） 常時：非常用ライトバー点灯、非常時：非常灯本体組込LED（一般出力型）点灯 電圧：100～242V対応、蓄電池：ニッケル水素電池 非常灯許定番号：LAL-E-032、非常用LEDレンズ：ガラス 常用ライト形式：ホリカーポネート（乳白）+アクリルコーティング 光源寿命（階段灯専用ライトバー）40000時間、1P23防湿、点検スイッチ付 自己充電モータ（緑）付		 ひとセンサ段照光30分、Hf16形器具1灯相当 非常時本体組込LED点灯、非常灯許定番号：LAL-E-015 本体：鋼板（白色塗装）、レンズ：ガラス 常用光ユニット（カバー）：ホリカーポネート（乳白） 電圧：100～242V対応、蓄電池：ニッケル水素電池 常用光ユニット：光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 自己点検機能付	
保守率：0.93		保守率：0.92	
K0176206		K0185272	
器具取付高さ		器具取付高さ	
A1 5.3		21xX+ 5.5	
B1 5.3		11x x 6.9	
B1 4.8		21xX+ 5.2	
A2 12.4		21xX+ 4.7	
B2 11.9		11x x 6.4	
A4 11.0			
B4 10.2			

【新設】 〈9.10.12号棟〉

H	LEDシーリングライト 30形丸形蛍光灯1灯器具相当	I	LEDポーチライト 60形電球1灯器具相当
 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束965lm、消費電力10.7W、電圧100V 防湿型・防雨型、拡散タイプ、ネジ込み方式 プラスチック（ホワイト） カバー：アクリル（乳白）  昼白色（5000K）、Ra83 器具光束565lm、消費電力6.1W、電圧100V 拡散タイプ、防雨型、ツマミネジ方式 カバー：アクリル（乳白） 本体：プラスチック（ホワイト）			

※姿図は参考とし、同等品以上とする

【新設】 〈11号棟〉

L・M	LEDシーリングライト 30形丸形蛍光灯1灯器具相当	N	LEDポーチライト 60形電球1灯器具相当
 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束965lm、消費電力10.7W、電圧100V 防湿型・防雨型、拡散タイプ、ネジ込み方式 プラスチック（ホワイト） カバー：アクリル（乳白）  昼白色（5000K）、Ra83 器具光束565lm、消費電力6.1W、電圧100V 拡散タイプ、防雨型、ツマミネジ方式 カバー：アクリル（乳白） 本体：プラスチック（ホワイト）			

※姿図は参考とし、同等品以上とする

【撤去】 〈1～7号棟〉

EL	シーリングライト	EL	シーリングライト	EL	シーリングライト	EL	シーリングライト
A	EC30W 3灯ユニット	HA3122 EL	FC20W 表面化粧板	C	IL40W シーリングライト	D	FC20W アラゲ
F	FL20W HW2650TfEL	G	FL10W HW0701pEL	H	EC30W HWB75T EL	I	FL18W HW11818GL

【撤去】 〈9.10.12号棟〉

<A>	FCL30W-1（シーリングライト） HA3129 EL （給下電工）		FCL20W-1（シーリングライト） HA2130T GL （給下電工）	<C>	IL60W-1（シーリングライト） LB56381WT （給下電工）	<D>	FCL30W-1（シーリングライト） HWB931W EL （給下電工）
<E>	FL20W-1（直付元灯） HW2650T GPL （給下電工）	<F>	FL15W-1（表面化粧板） JLM601N （10T0）	<G>	FCL30W-1（シーリングライト） HWB975T EL （給下電工）	<H>	FCL18W-1（アラゲ） YF31520 EL （給下電工）
<I>		<J>		<K>		<L>	FDL36W-1 タウンベッTY3627K

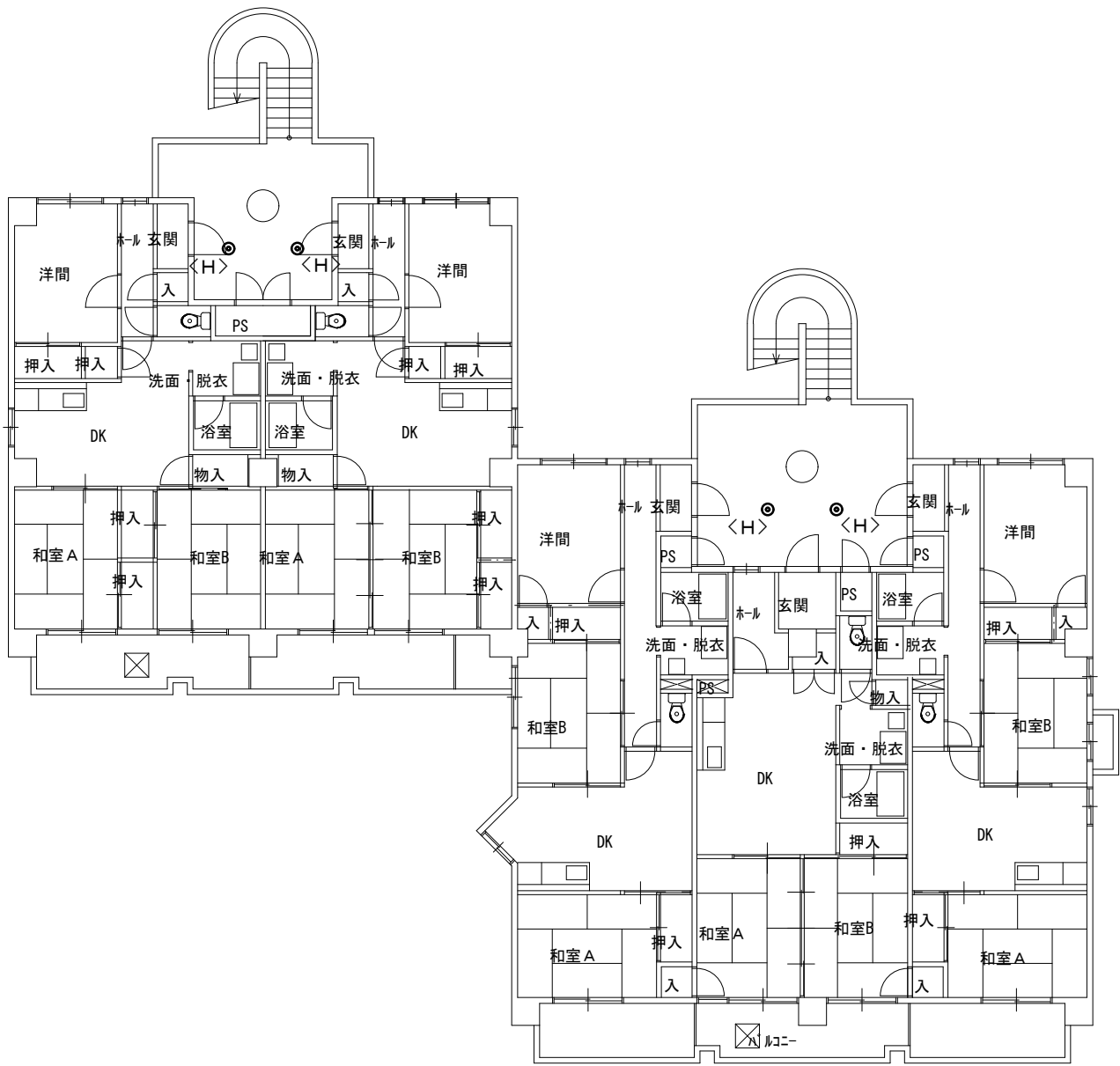
【撤去】 〈11号棟〉

A	FCL30x1	E	FL20Wx1	I	FL20Wx5	M	FCL30Wx1
B	FCL30Wx1	F	FL40Wx1	J	FL20Wx4	N	FDL18Wx1
C	IL60Wx1	G	IL15W 連続センサ付	K	FCL27W+PHC34V	O	FL20Wx1
D	FCL30Wx1	H	FL40Wx1	L	FCL30Wx1	P	FL20Wx1 前面型
	FC3919W		IG2809		FC3842Z		FT21856KGL

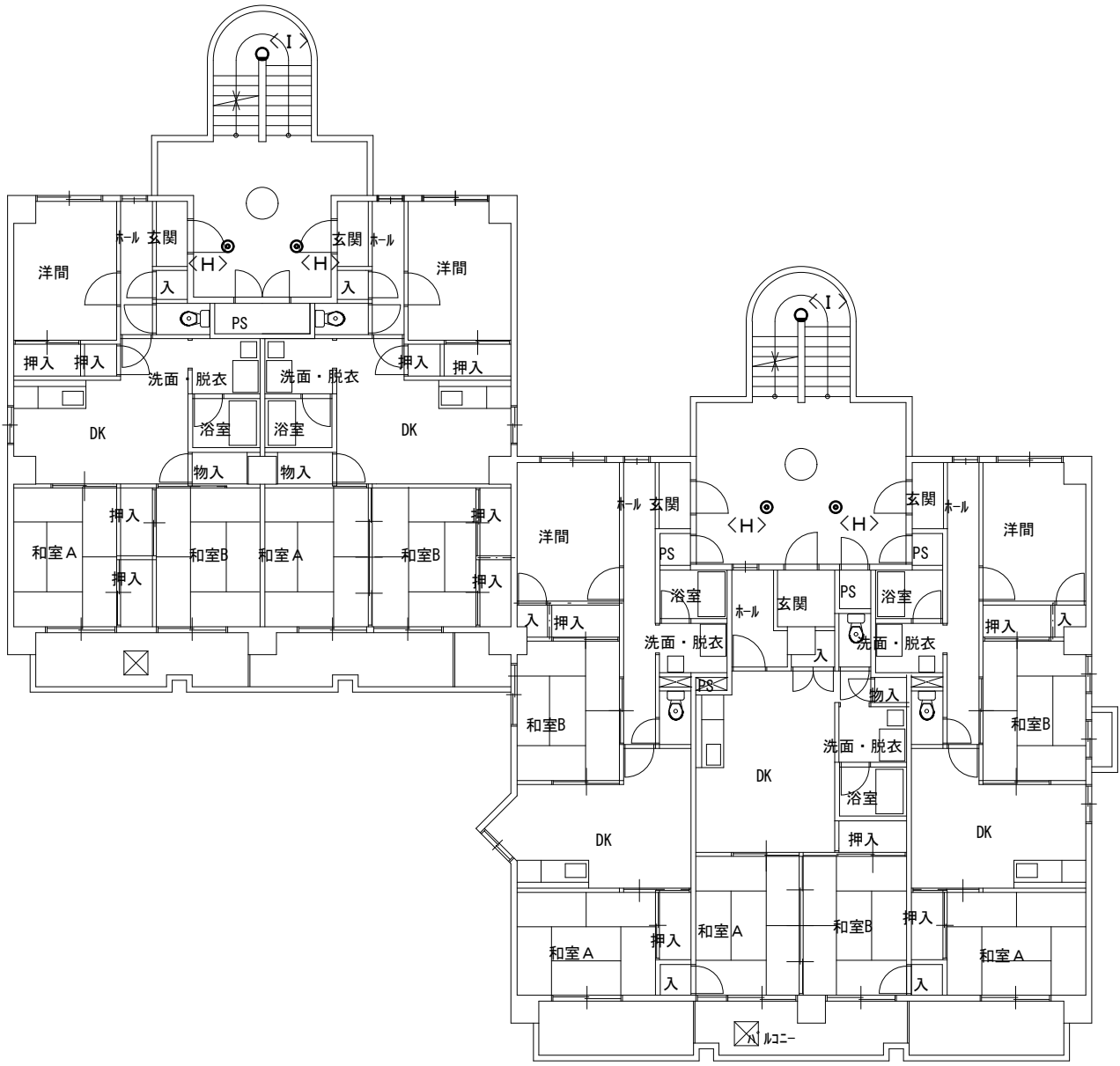
【撤去】 〈8号棟〉

<A>	FCL30W-1（シーリングライト） HA3129EL		FCL20W-1（シーリングライト） HA2130TGL	<C>	IL60W-1（シーリングライト） LB56381WT	<D>	FCL30W-1（シーリングライト） HWB931WEL
<E>	FL20W-1（直付元灯） HW2650TGPL	<F>	FL10W-1（表面化粧板） JLM601N （10T0）	<G>	FCL30W-1（シーリングライト） HWB975T EL	<H>	FCL18W-1（アラゲ） YF31520EL
<I>	FL20W-1（直付元灯） FSS1-201QH	<J>	FL20W-1（直付元灯） FF2108BKGL	<K>	FL20W-1（アラゲ） FF21855KGL（電線入付）	<L>	FL40W-1（直付元灯） FSS4-401RH

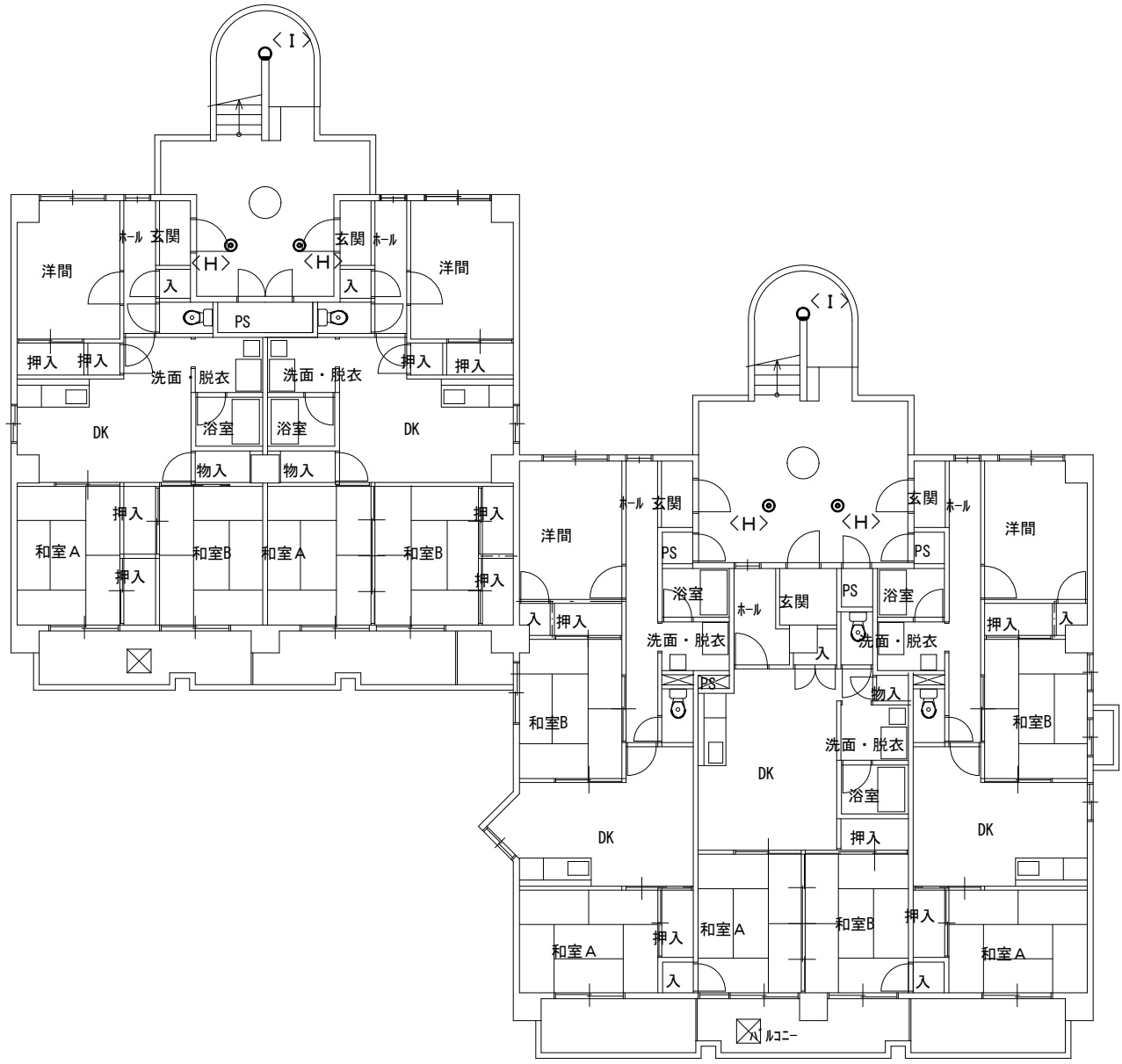
				工事名		図面番号		 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番 号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
				徳島県土整備部住宅課		E-16		
				図面名		縮尺		
				R8住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事		NON		
				設計				
				竣工				
				R8.07		石井曾我 照明器具姿図 改修前後		



1号棟 1階平面図 1/200



1号棟 2階平面図 1/200

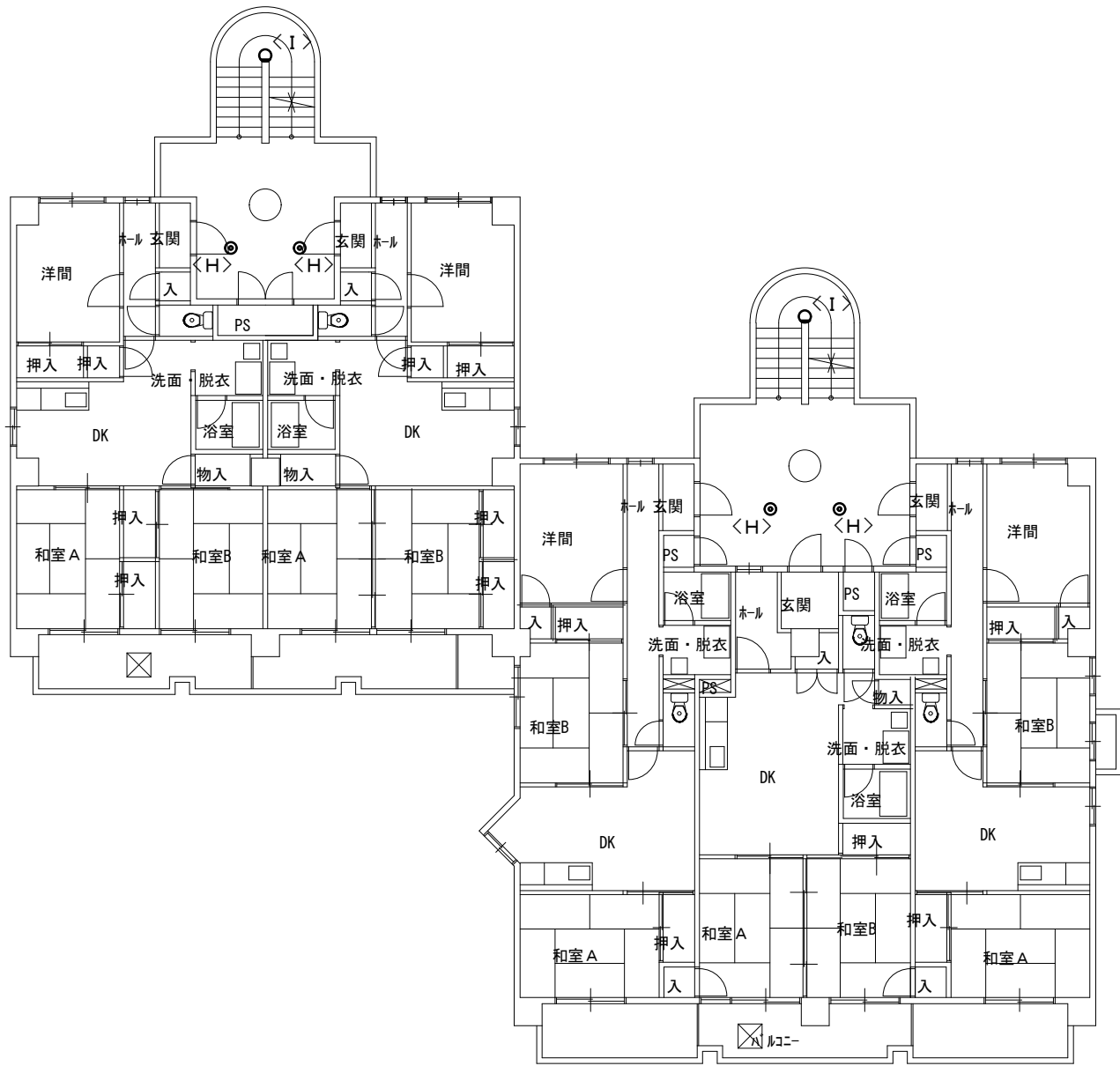


1号棟 3階平面図 1/200

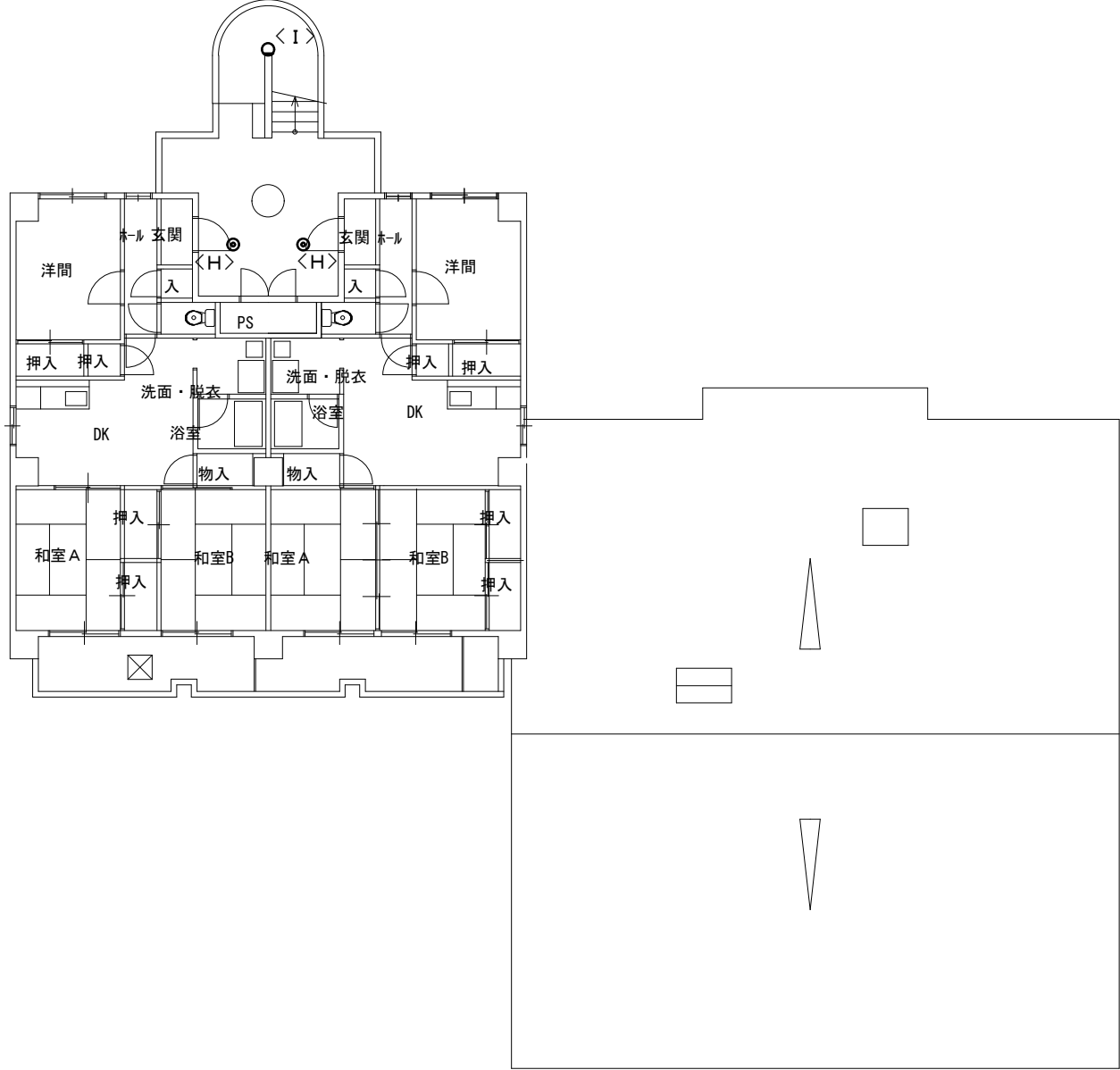
1号棟	
H	x 12
I	x 4

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

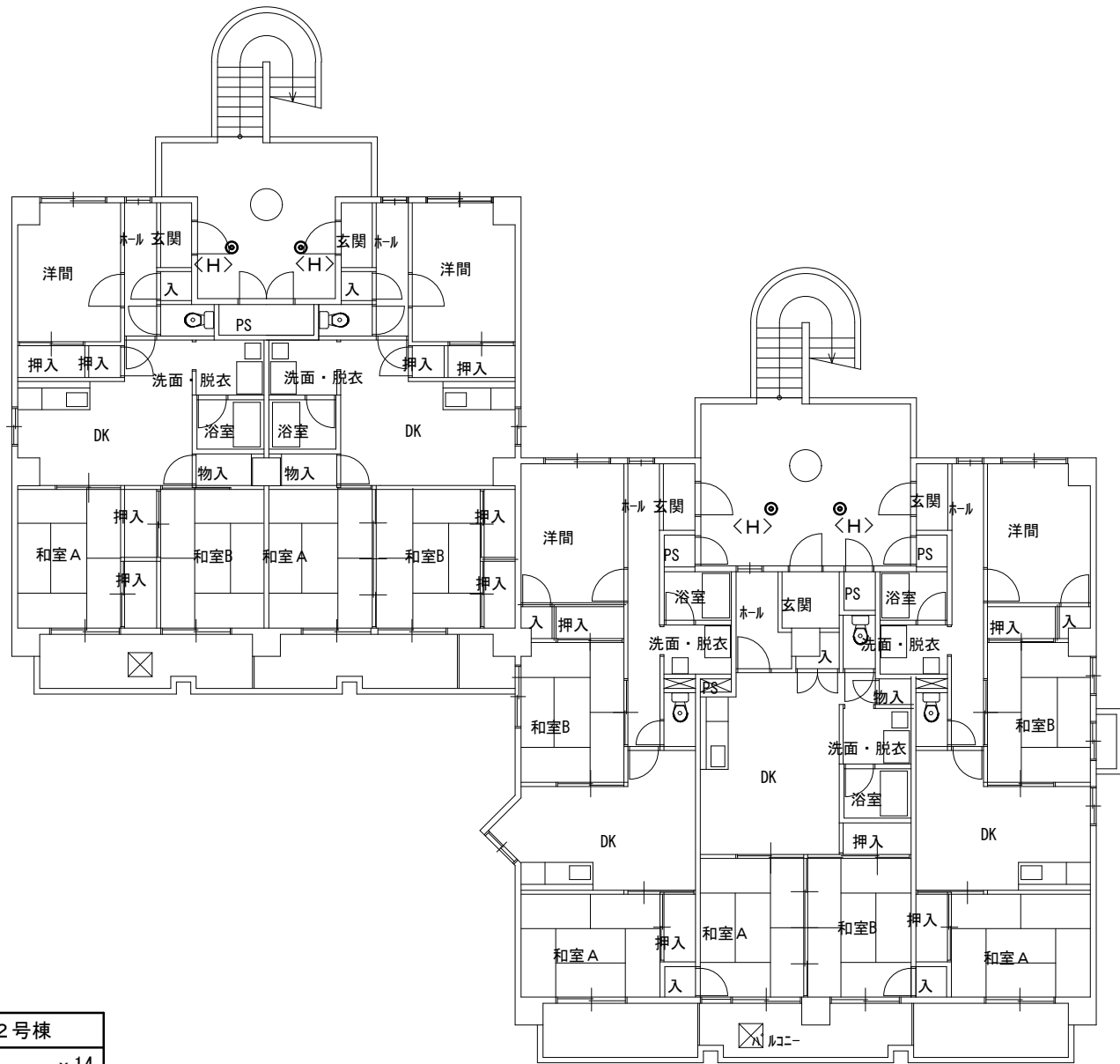
徳島県県土整備部住宅課		工事名	R 8 住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E - 1 7	 (株) 上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松6-2-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	R8. 07	竣工		図面名	石井曾我 1号棟 電灯設備 1～3階平面図 改修前後	
				縮尺	1 / 2 0 0	



2号棟 2階平面図 1/200

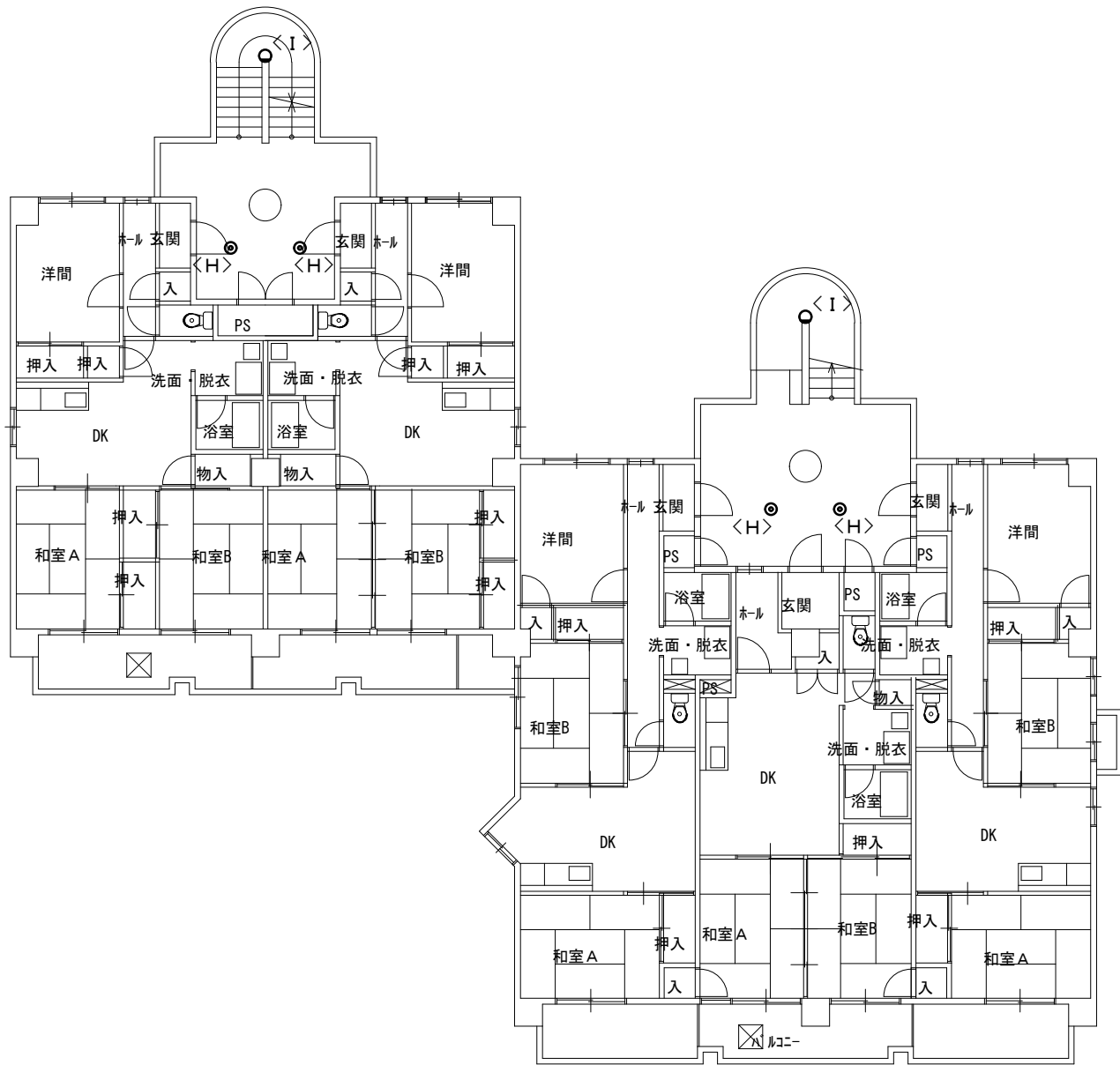


2号棟 4階平面図 1/200



2号棟	
H	× 14
I	× 5

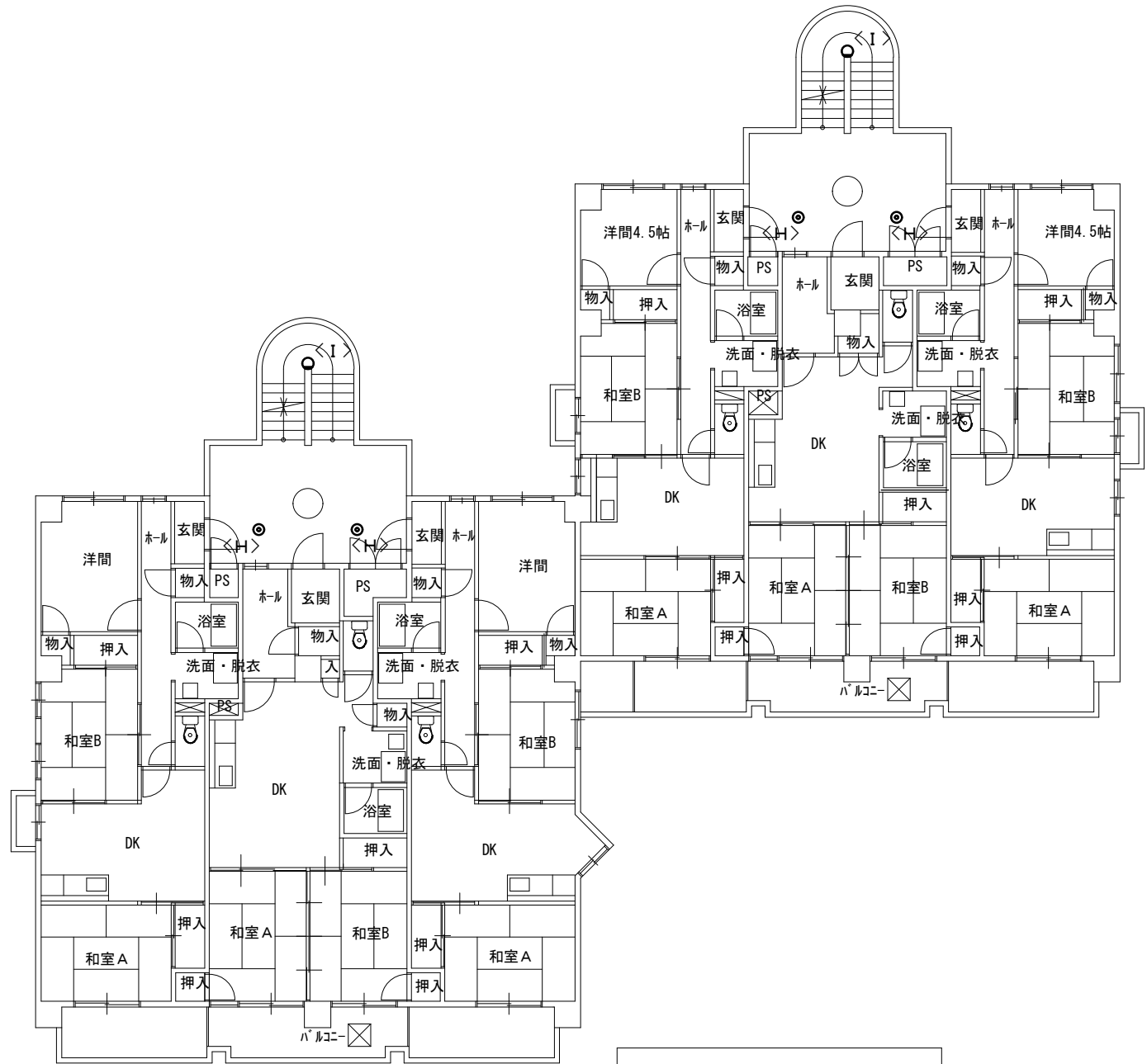
2号棟 1階平面図 1/200



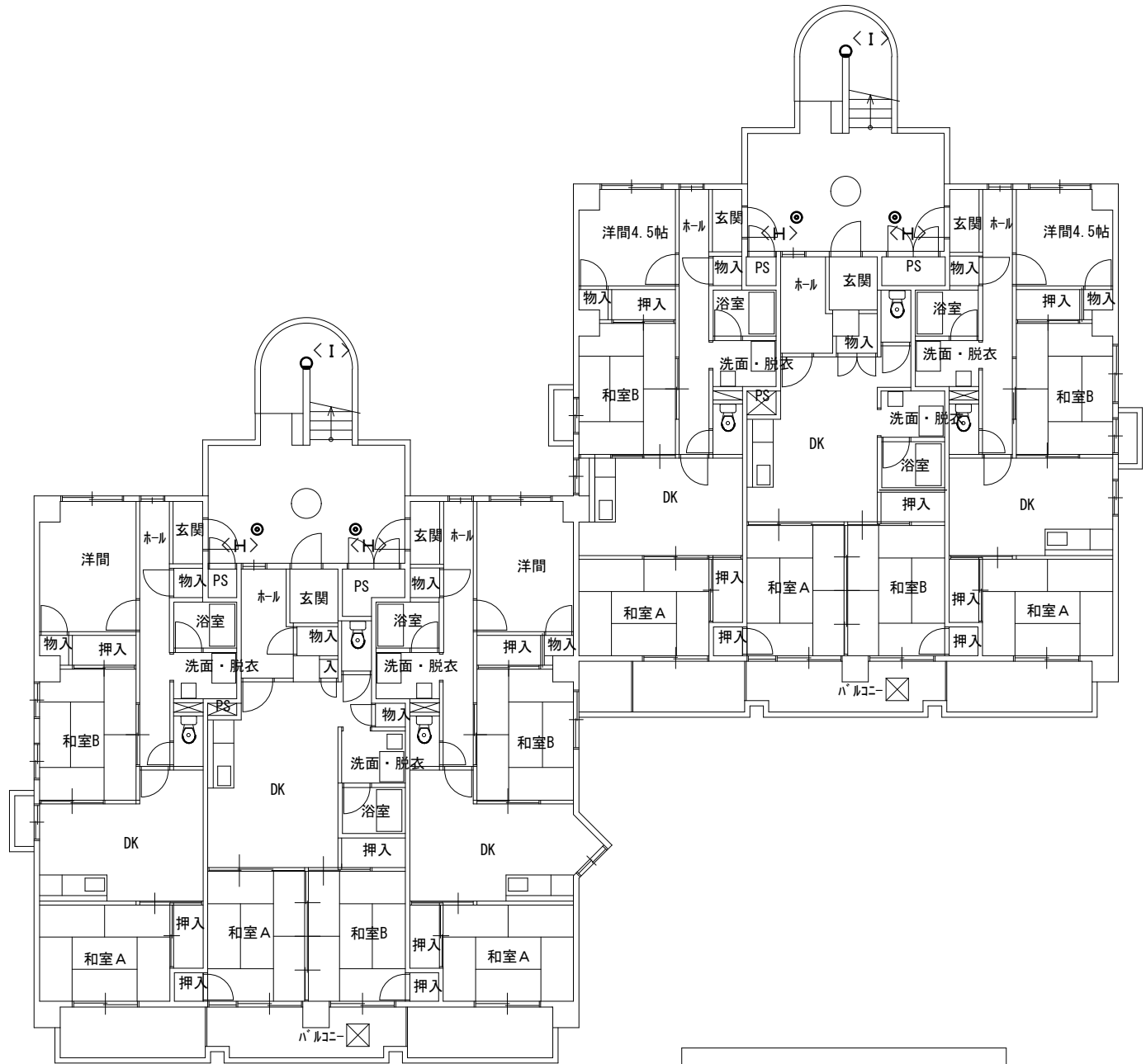
2号棟 3階平面図 1/200

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

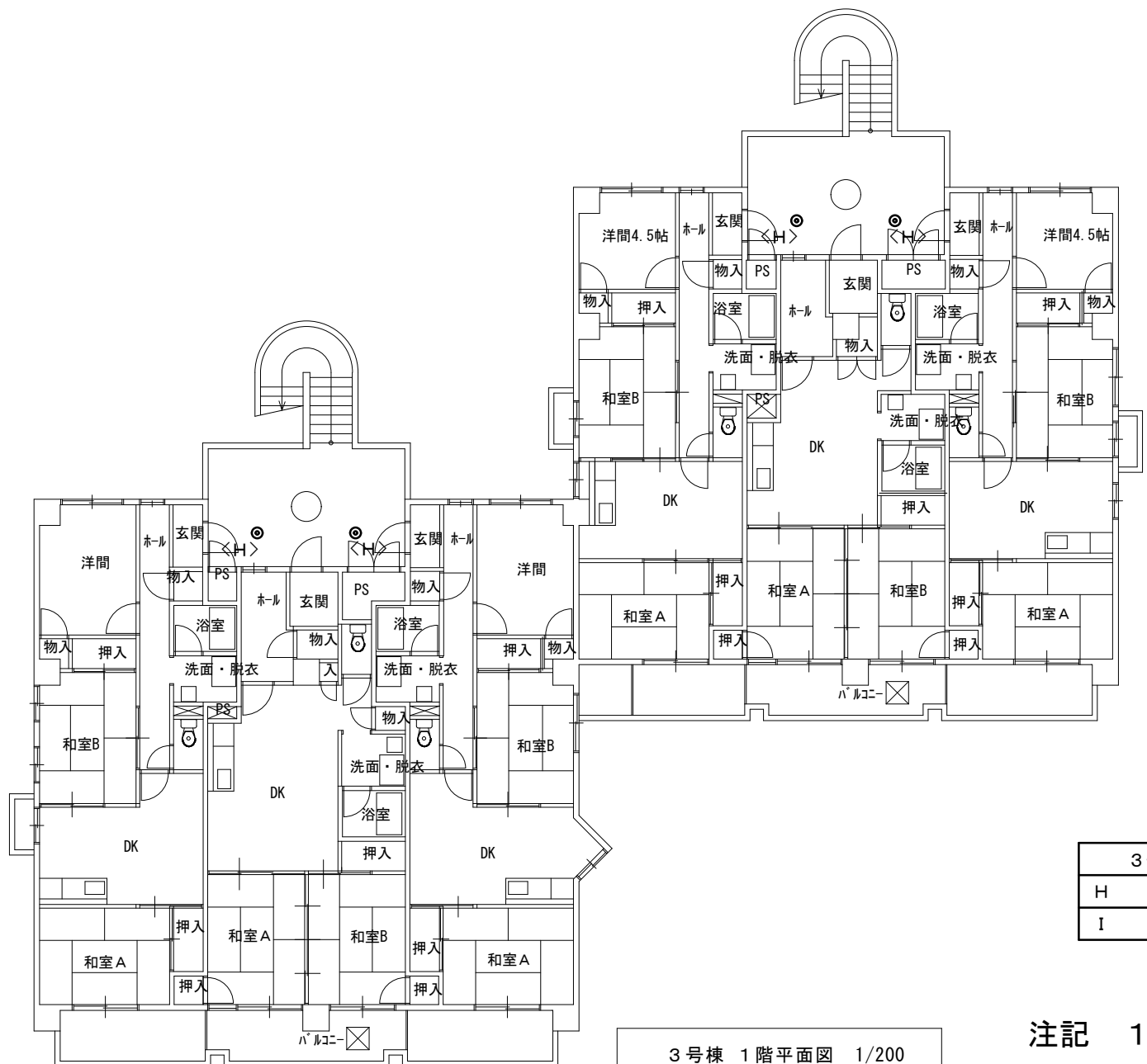
		徳島県県土整備部住宅課		工事名 R8住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号 E-18	 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計		竣工		図面名 石井曾我 2号棟 電灯設備 1~4階平面図 改修前後	縮尺 1/200	
R8.07						



3号棟 2階平面図 1/200

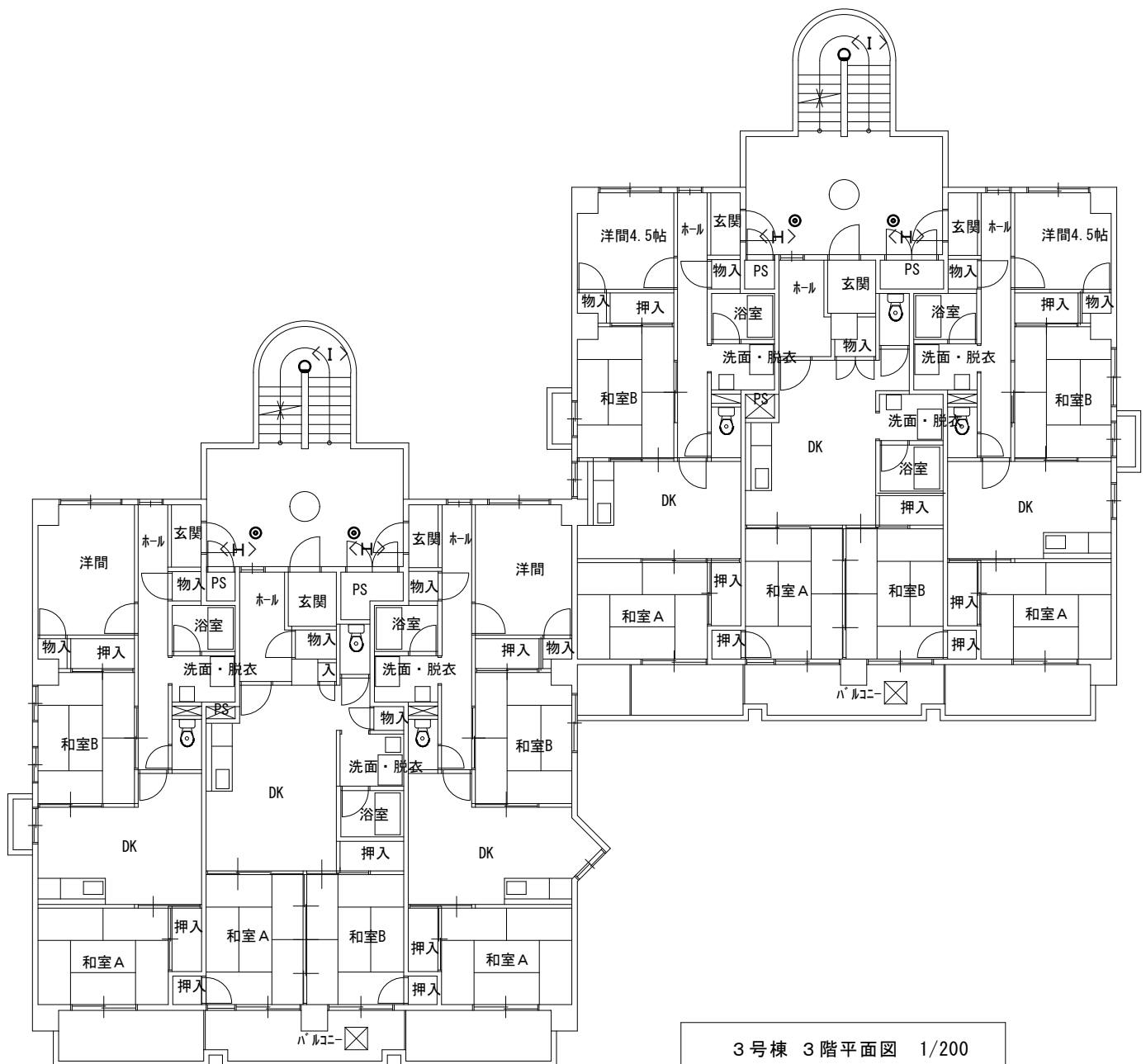


3号棟 4階平面図 1/200



3号棟 1階平面図 1/200

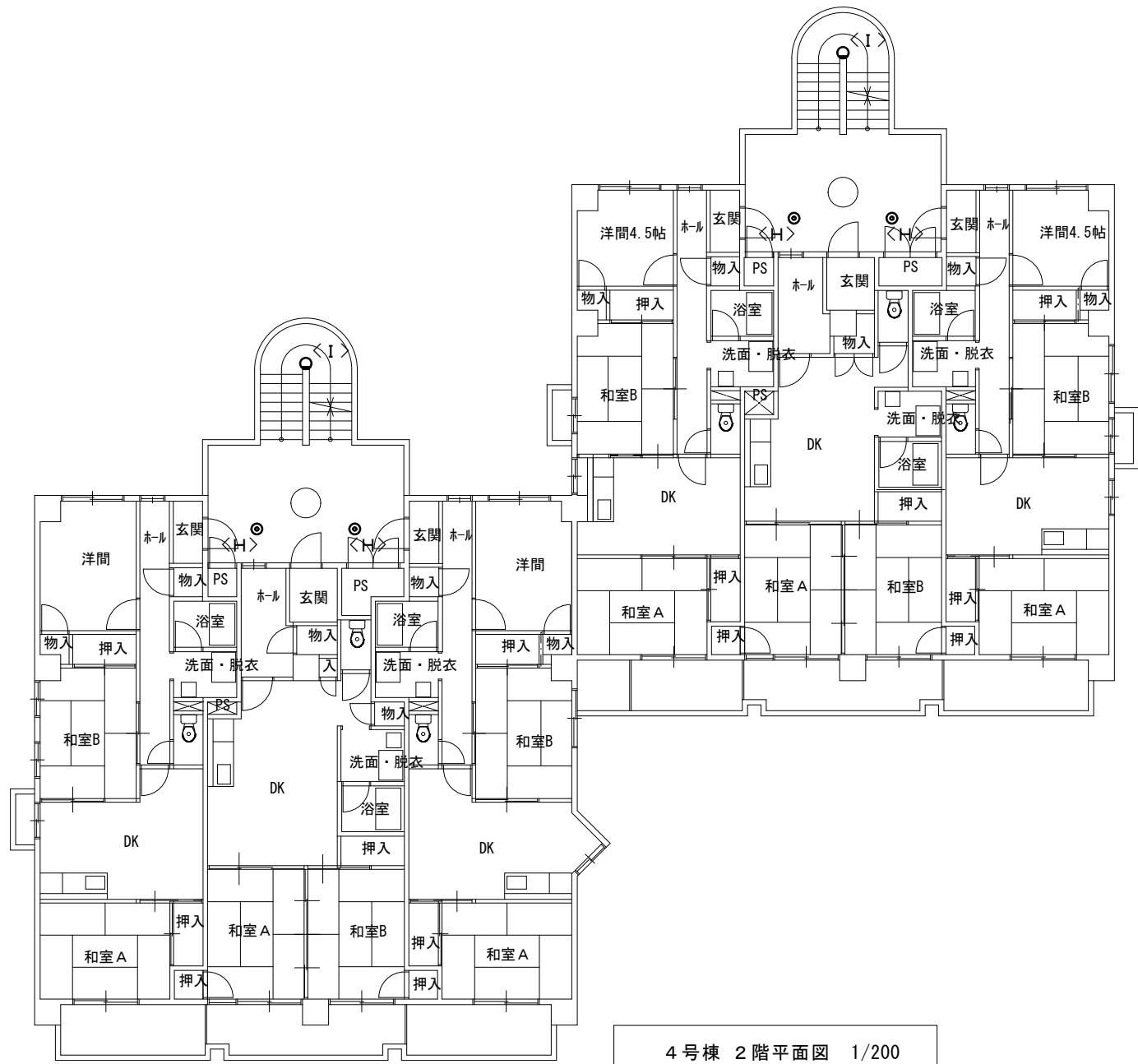
3号棟	
H	× 16
I	× 6



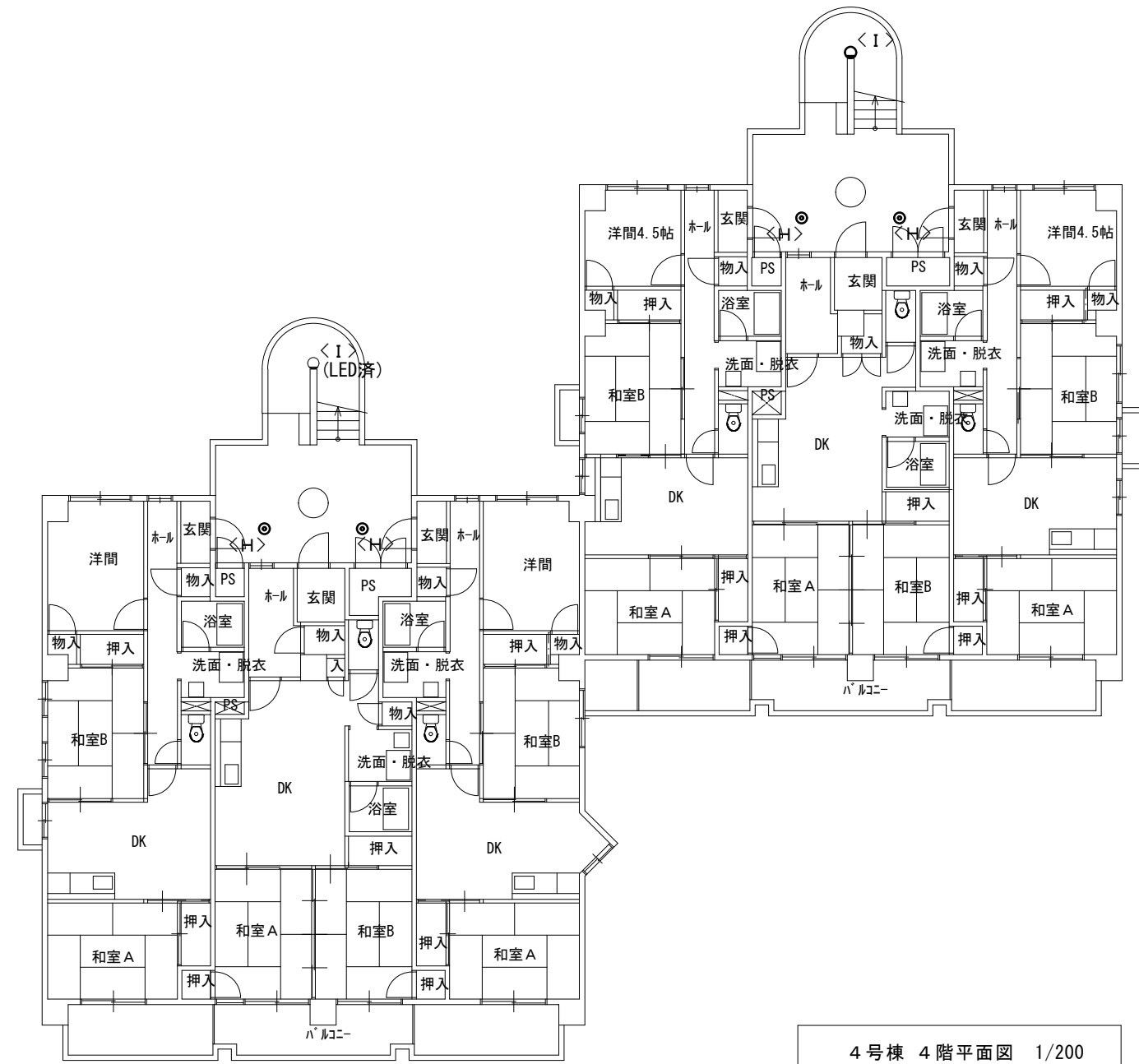
3号棟 3階平面図 1/200

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

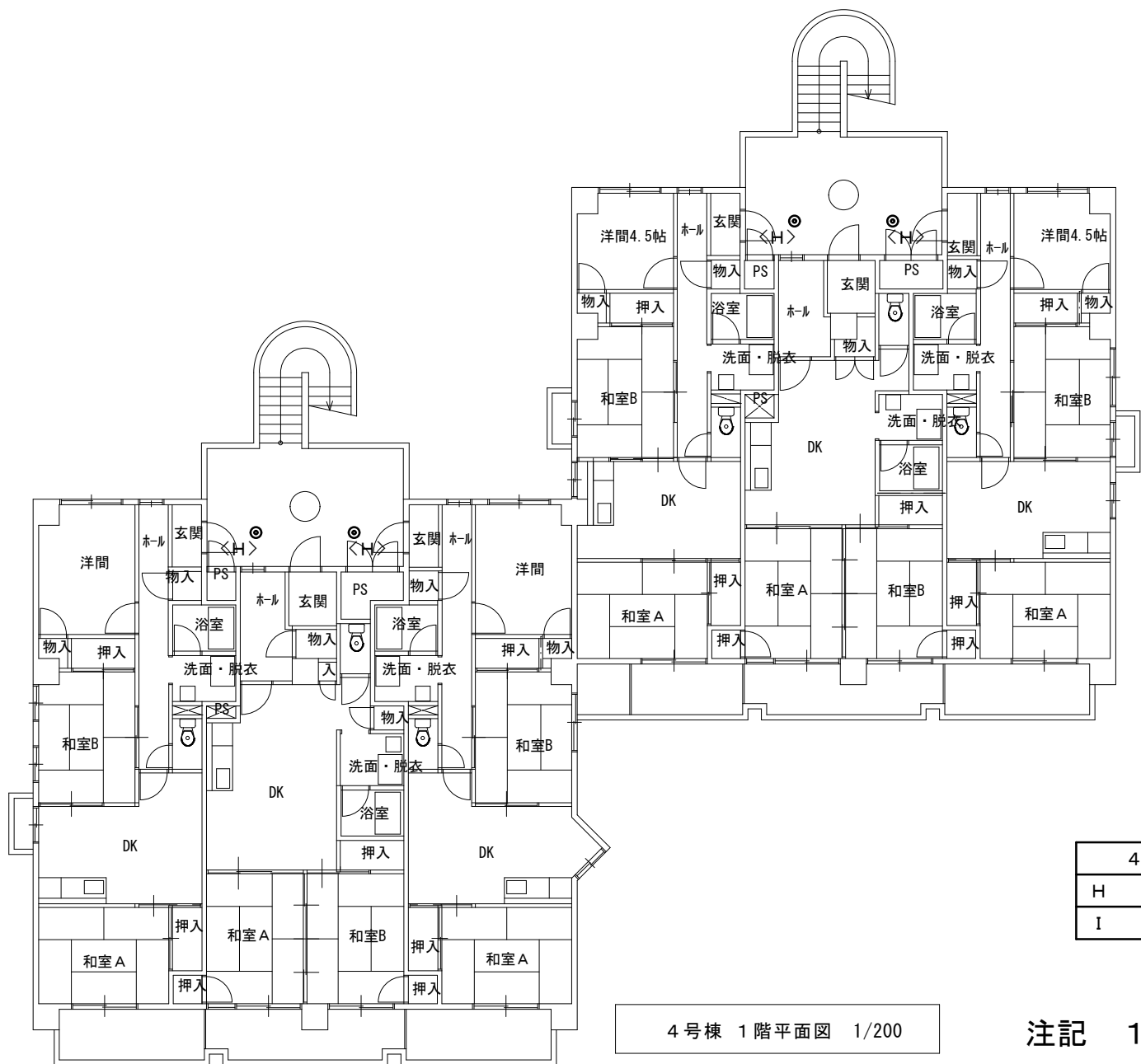
徳島県県土整備部住宅課		工事名	R8住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E-19	 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松6-2-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	R8.07	竣工		図面名	縮尺	
				石井曾我 3号棟 電灯設備 1~4階平面図 改修前後	1/200	



4号棟 2階平面図 1/200



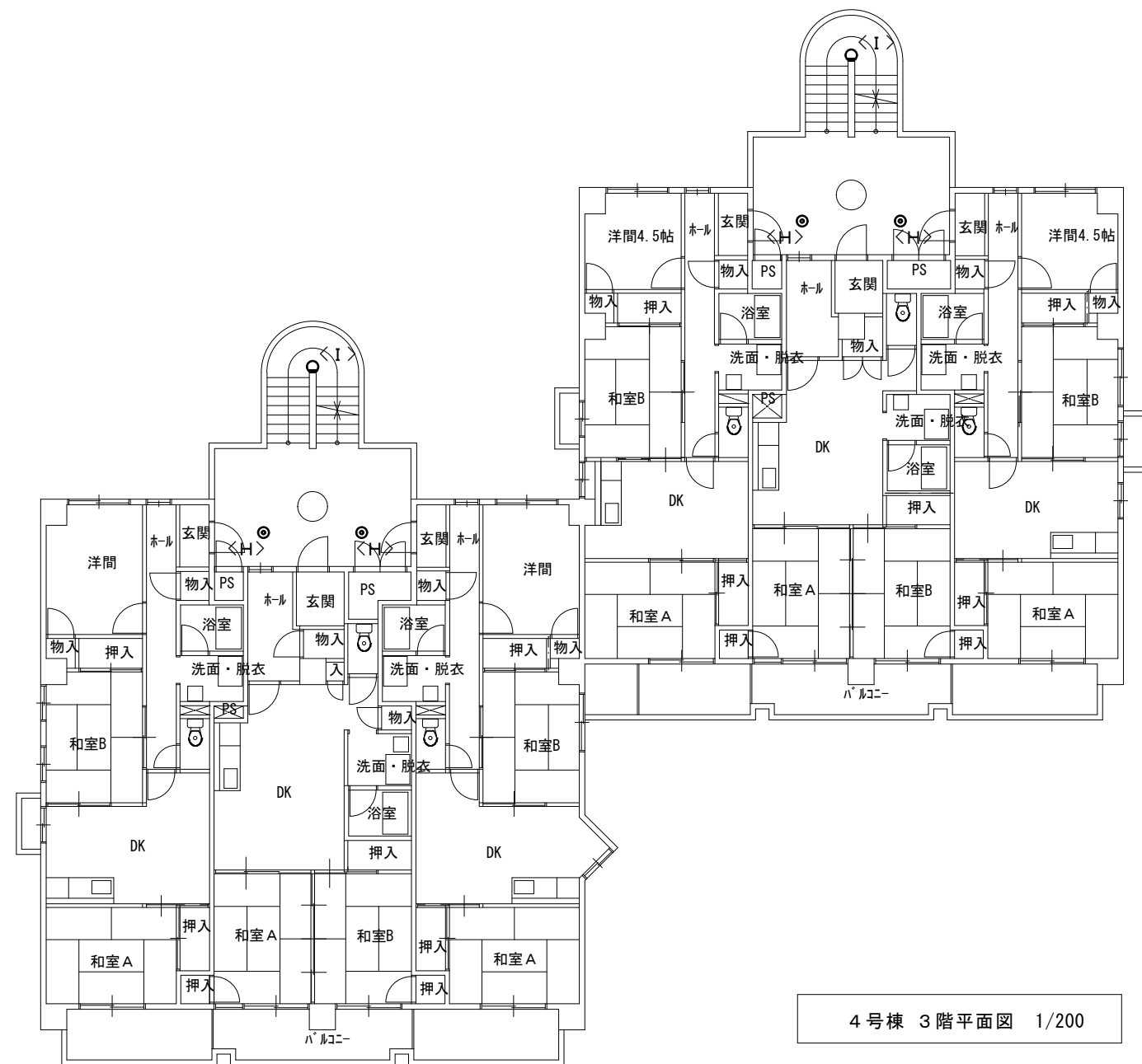
4号棟 4階平面図 1/200



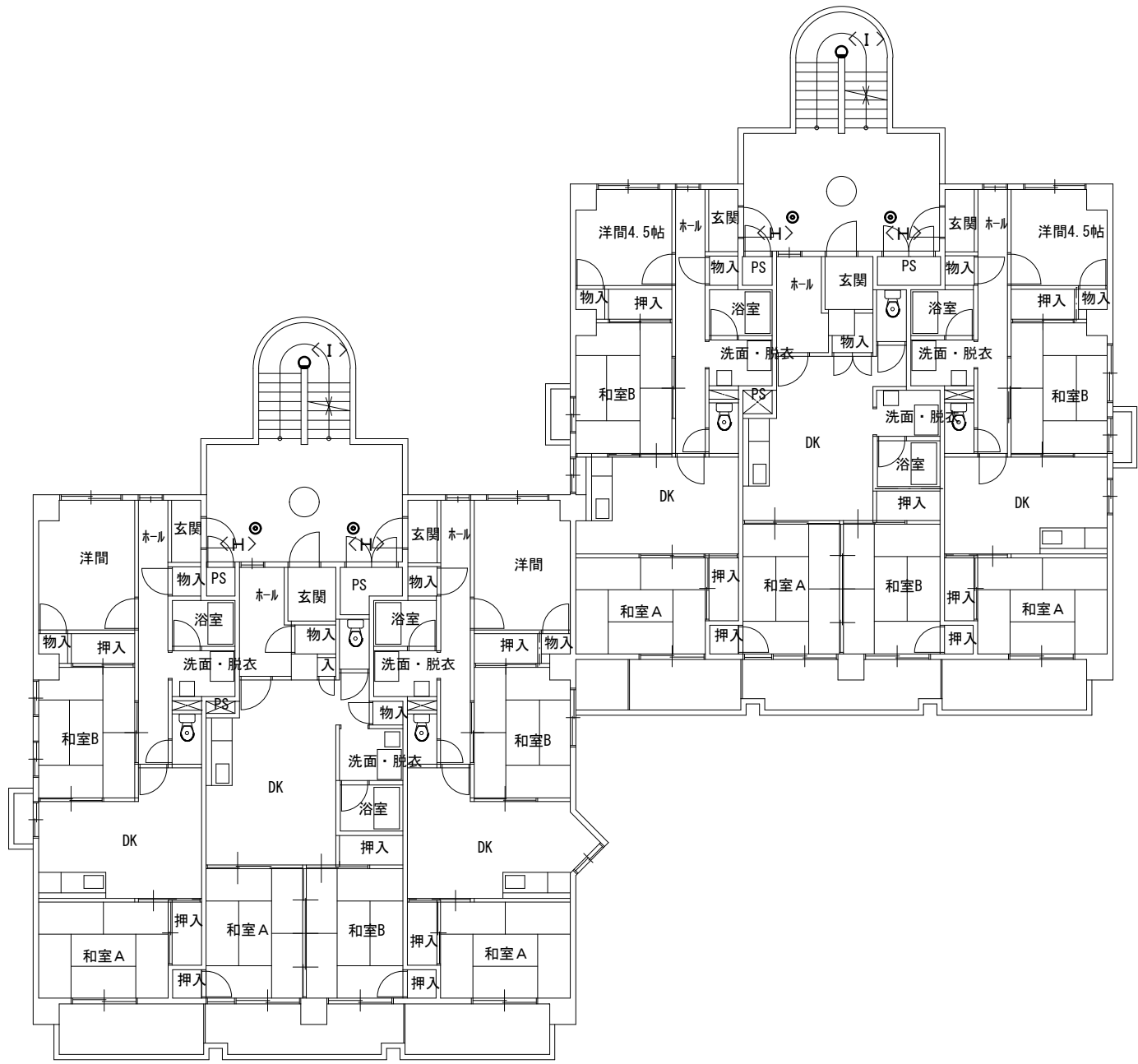
4号棟 1階平面図 1/200

4号棟	
H	× 16
I	× 5

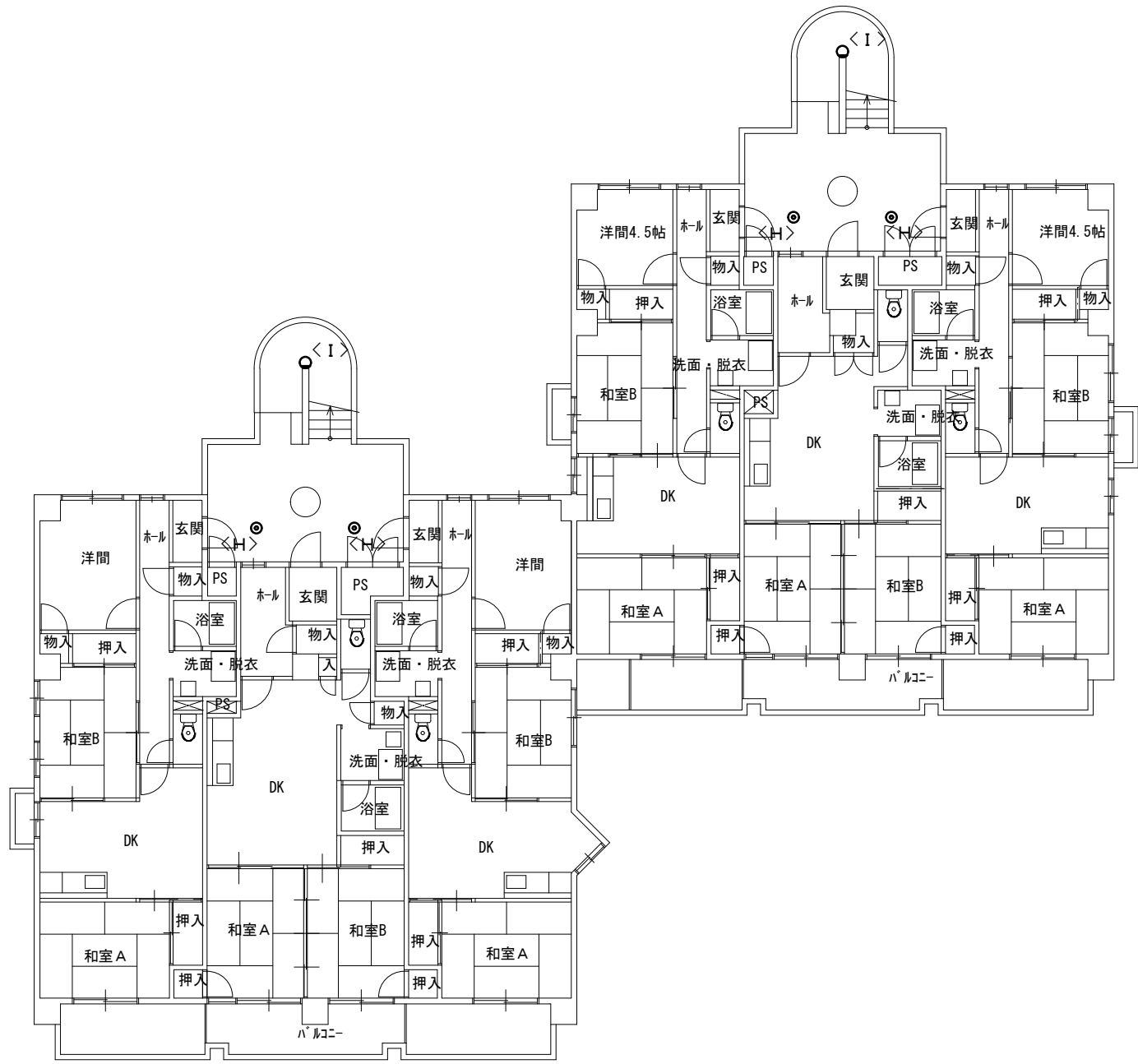
注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。



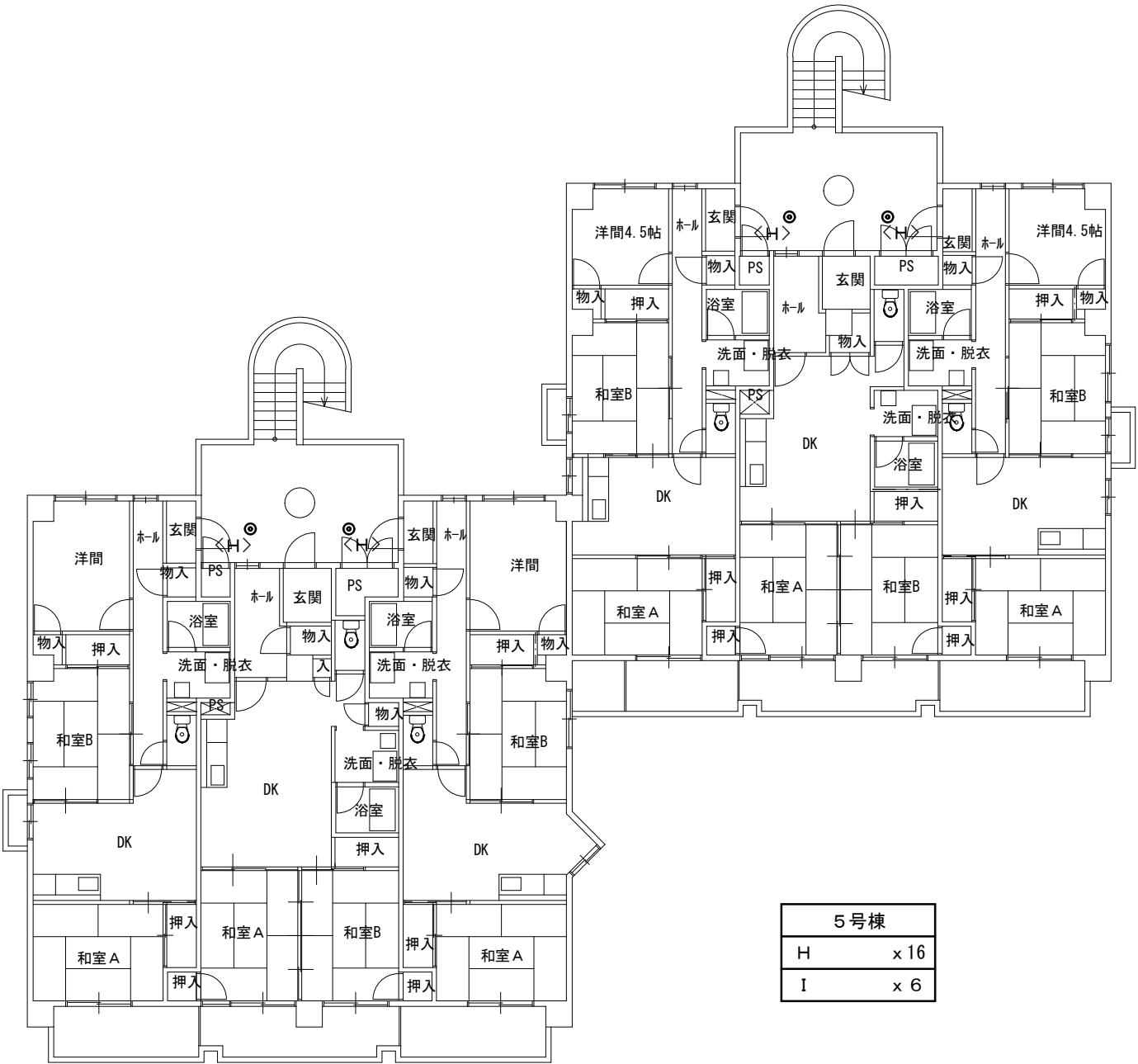
4号棟 3階平面図 1/200



5号棟 2階平面図 1/200

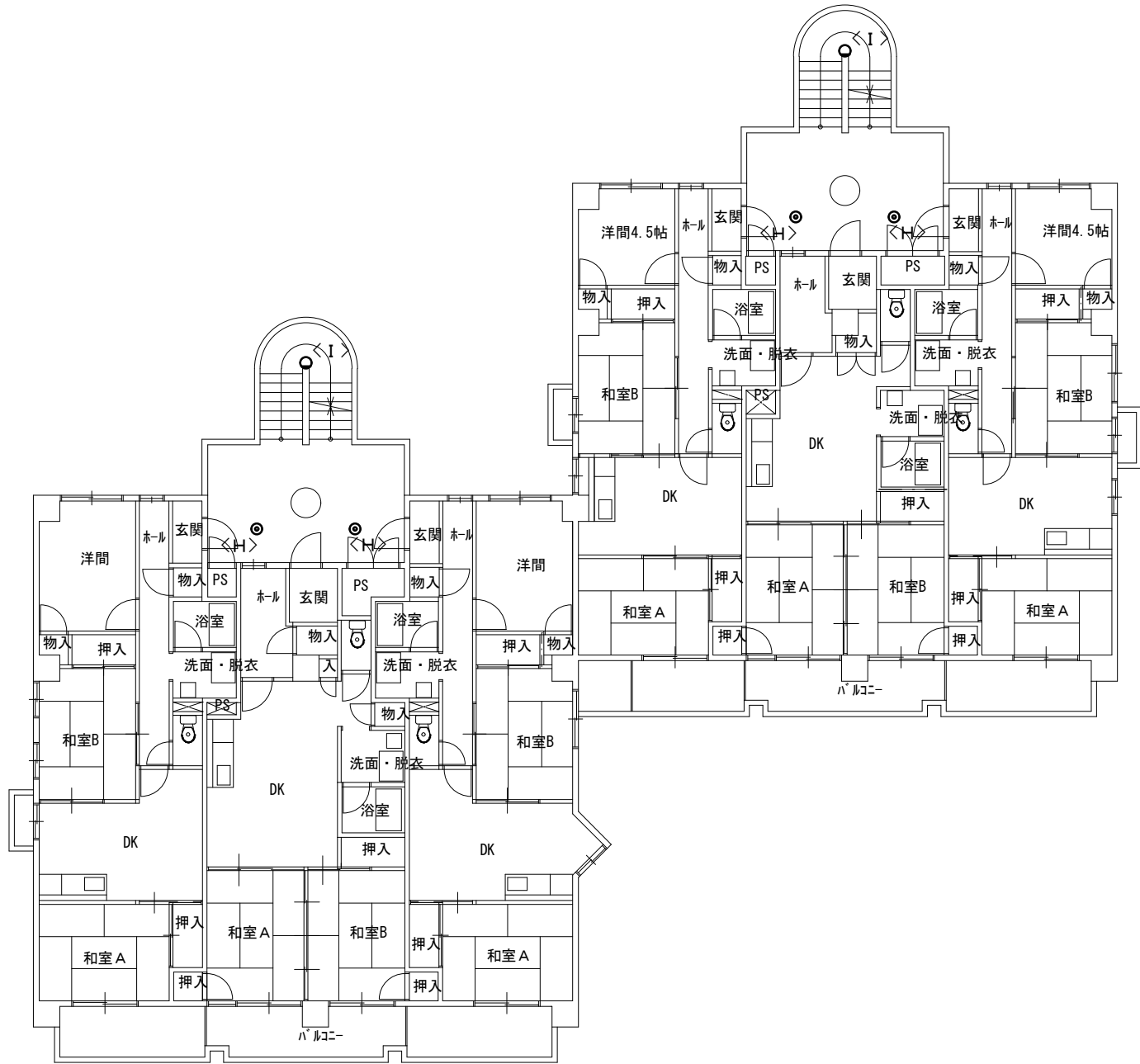


5号棟 4階平面図 1/200



5号棟 1階平面図 1/200

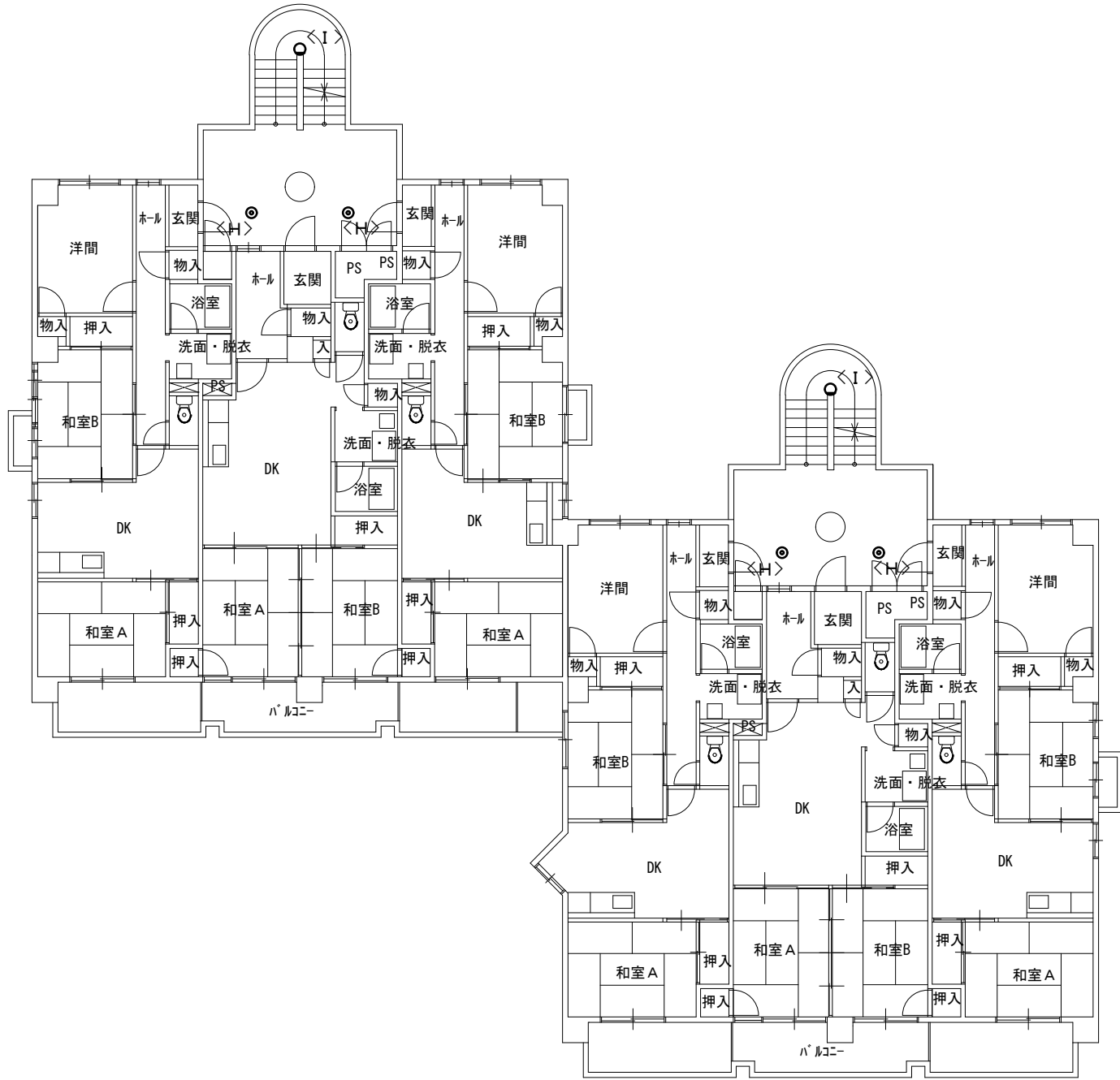
5号棟	
H	x 16
I	x 6



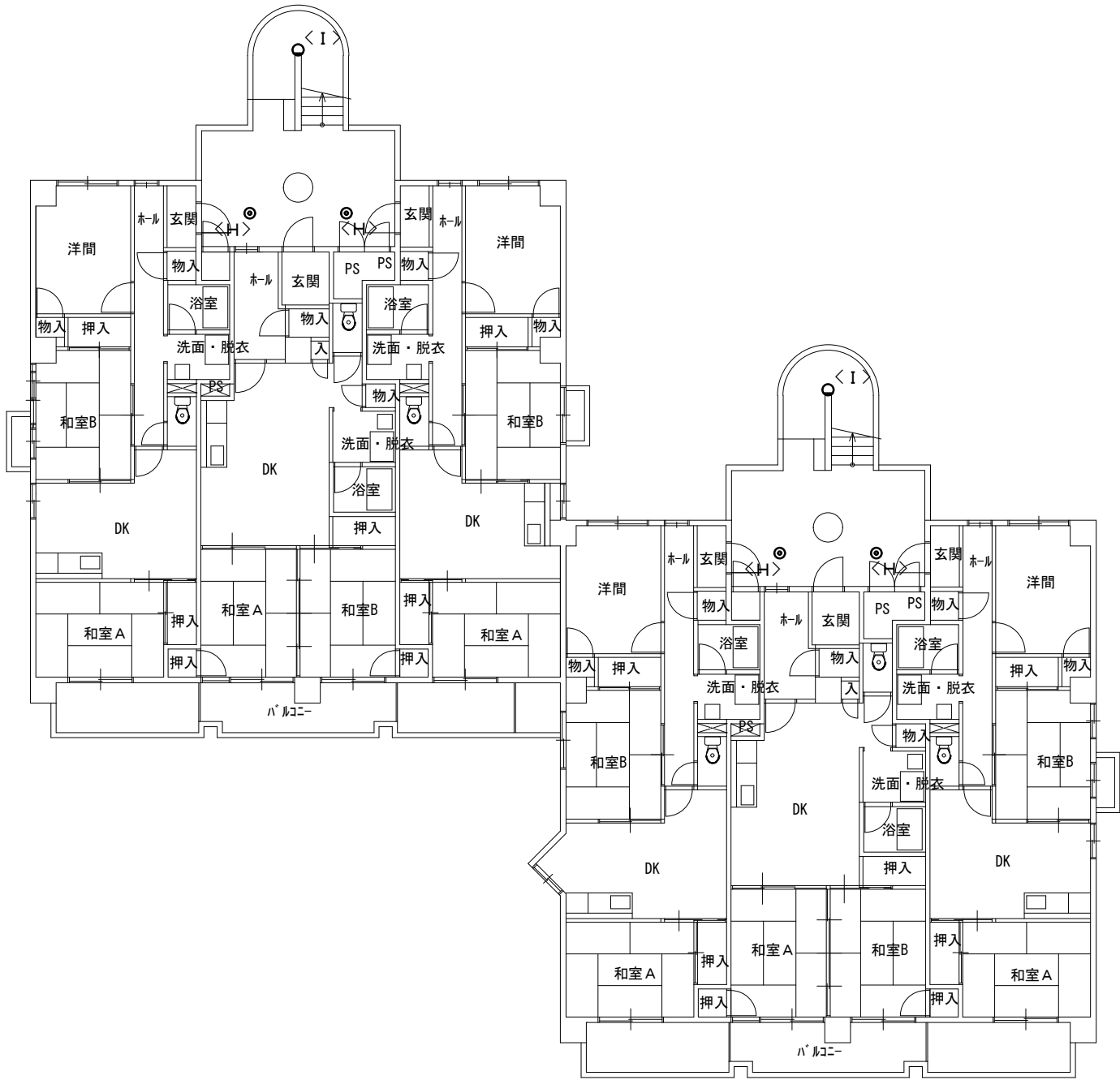
5号棟 3階平面図 1/200

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

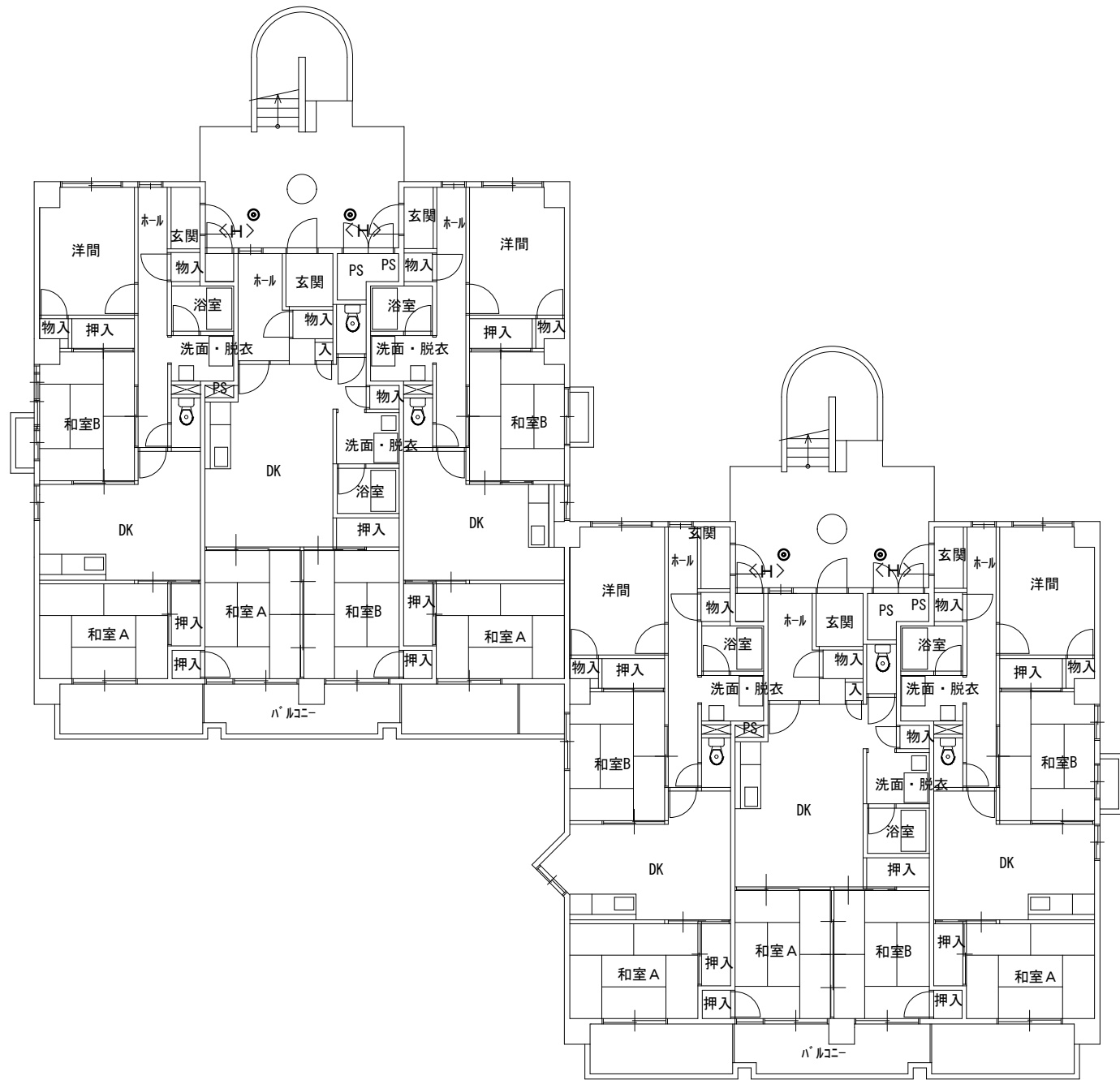
			工事名		R 8 住 宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E－2 1	 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計		竣工	図面名		石井曾我 5号棟 電灯設備 1～4階平面図 改修前後	縮尺	1／200	
R8.07								



6号棟 2階平面図 1/200



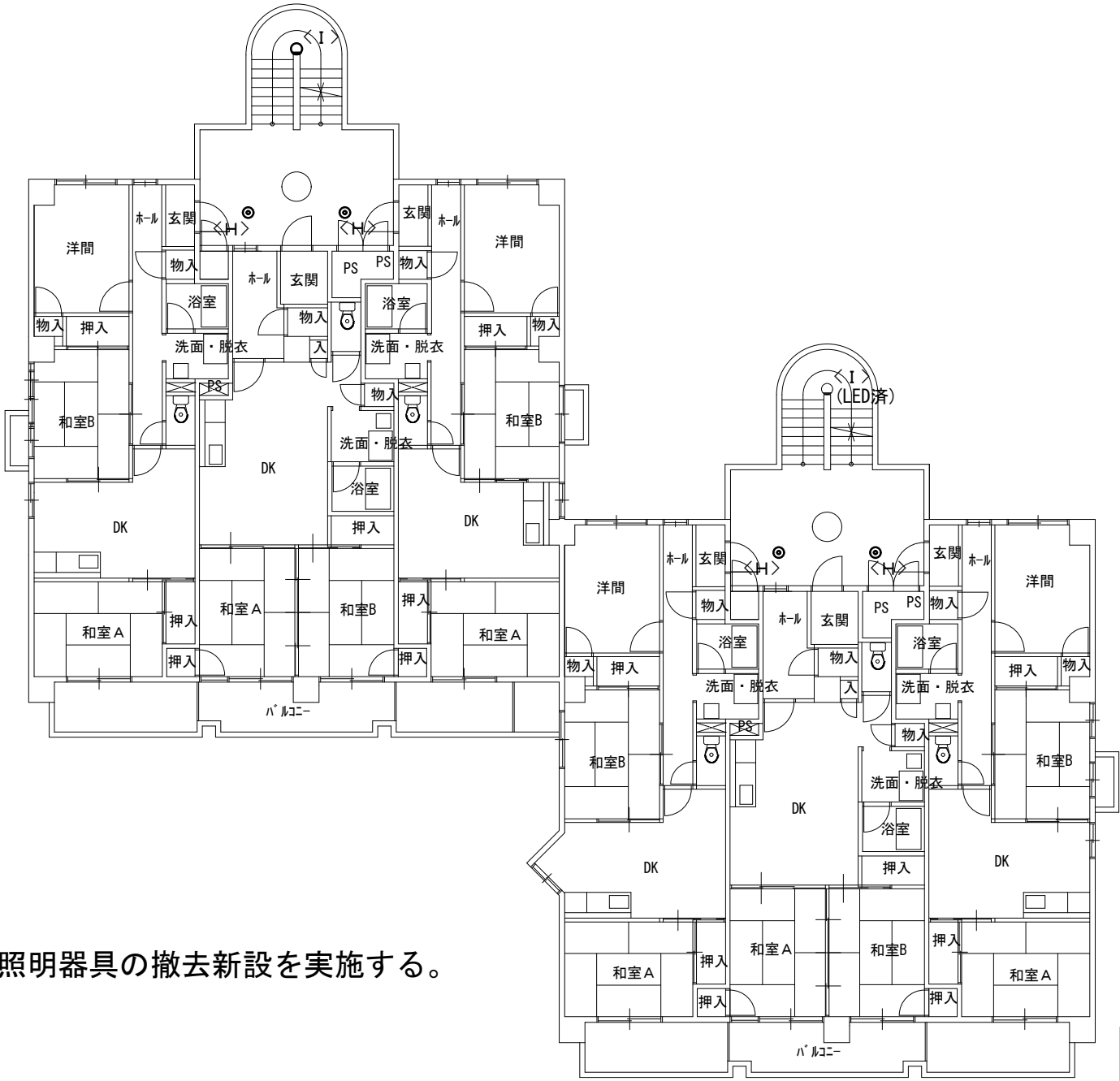
6号棟 4階平面図 1/200



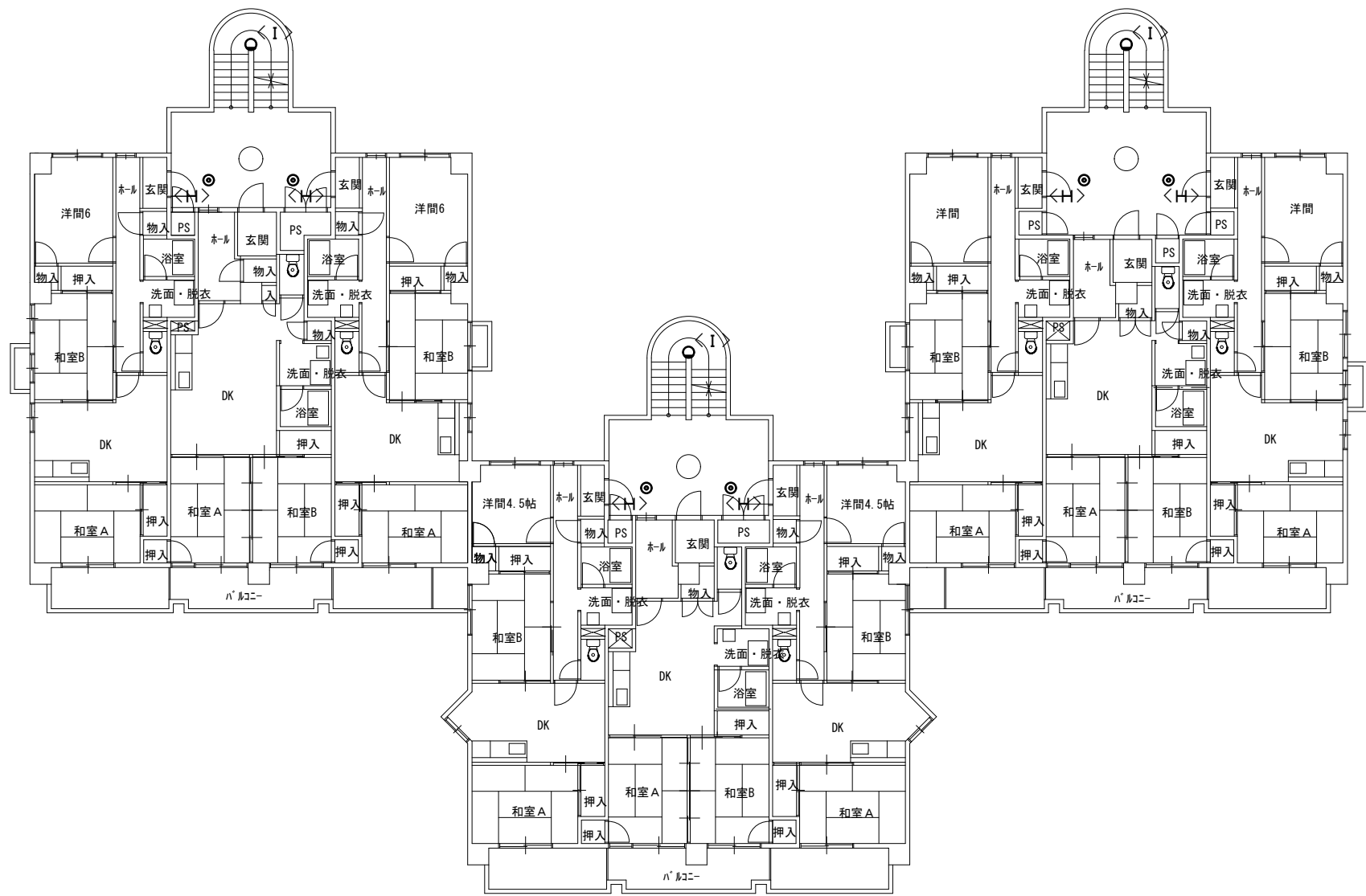
6号棟	
H	x 16
I	x 5

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

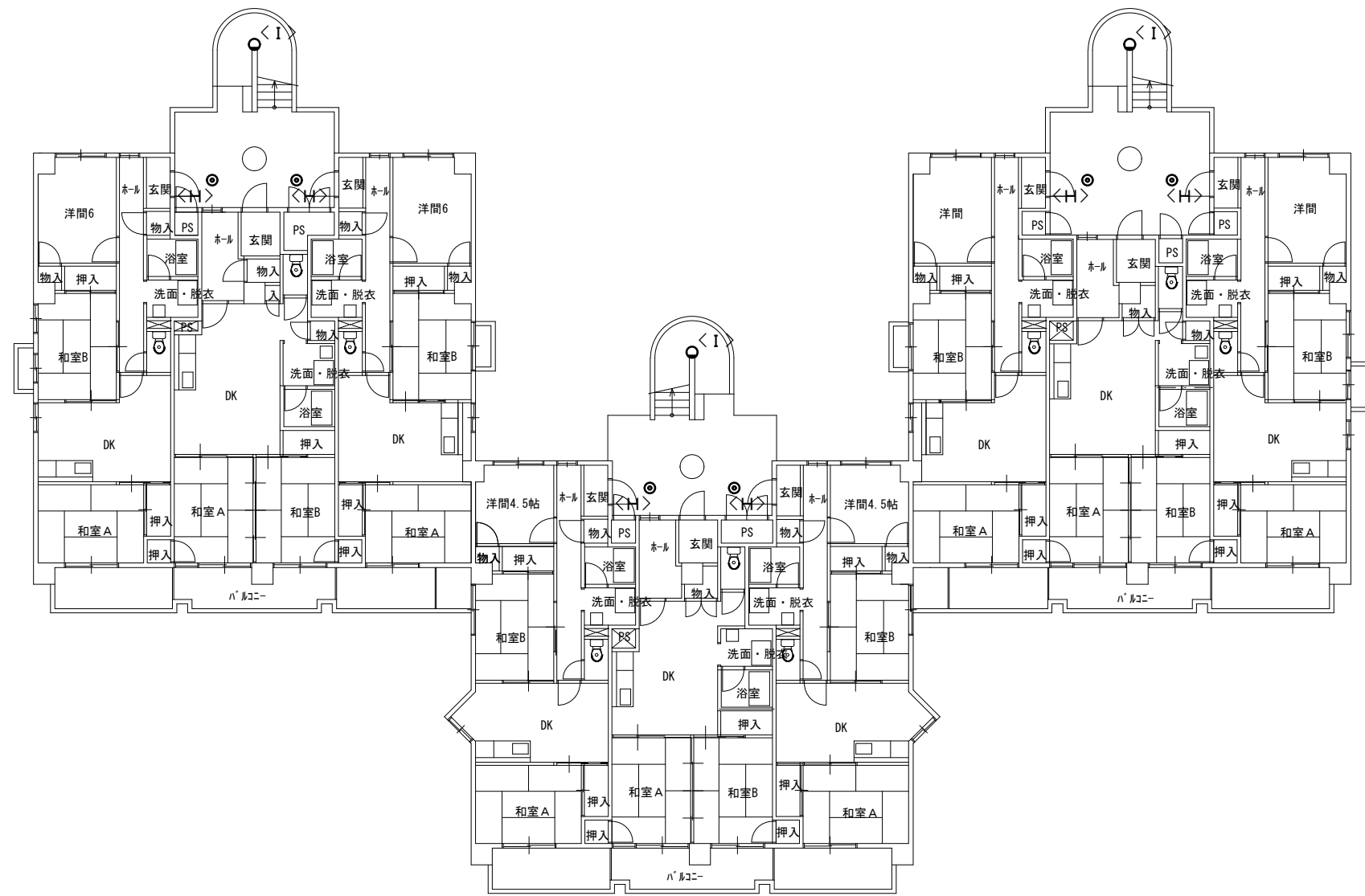
6号棟 1階平面図 1/200



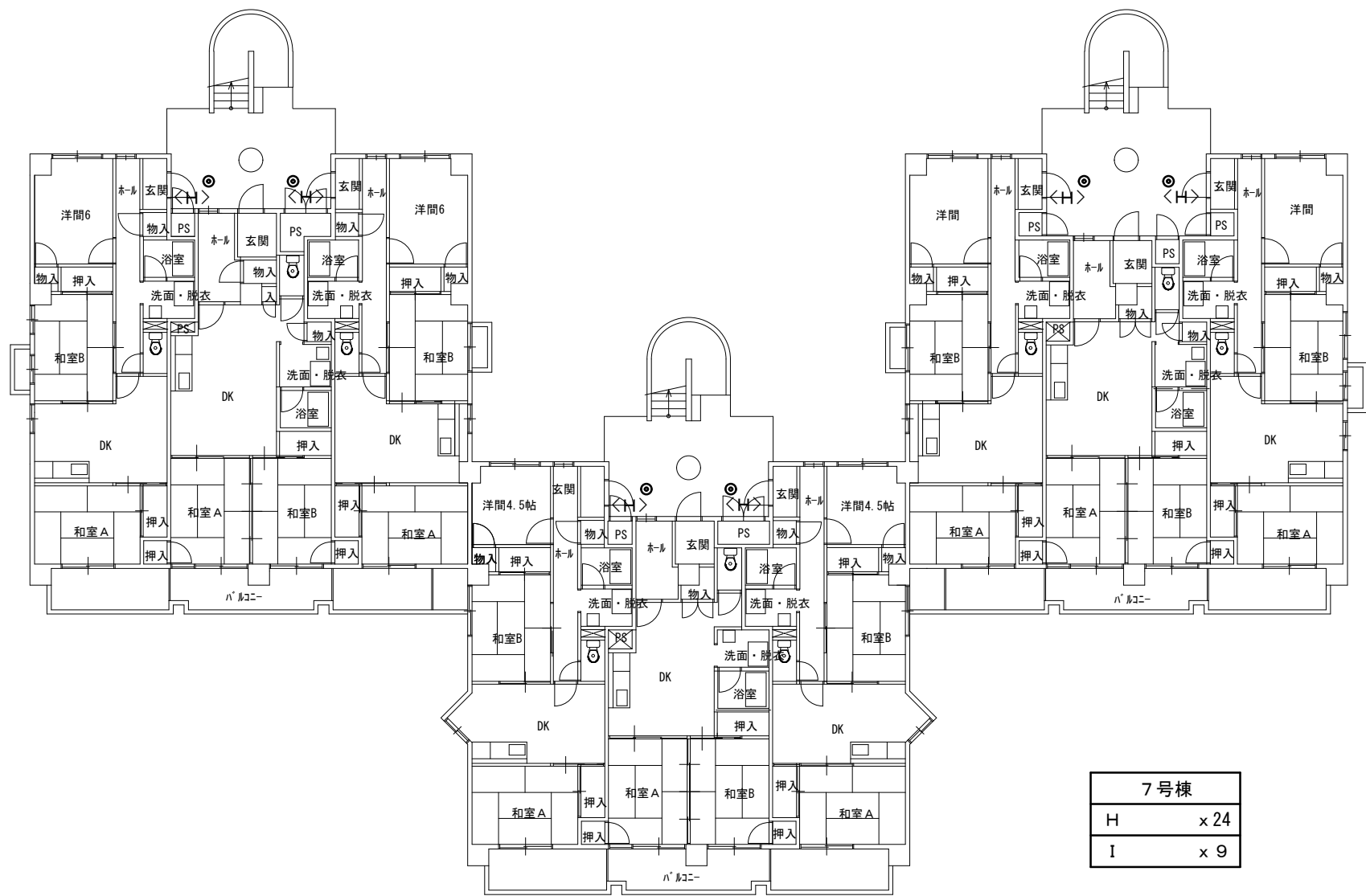
6号棟 3階平面図 1/200



7号棟 2階平面図 1/200

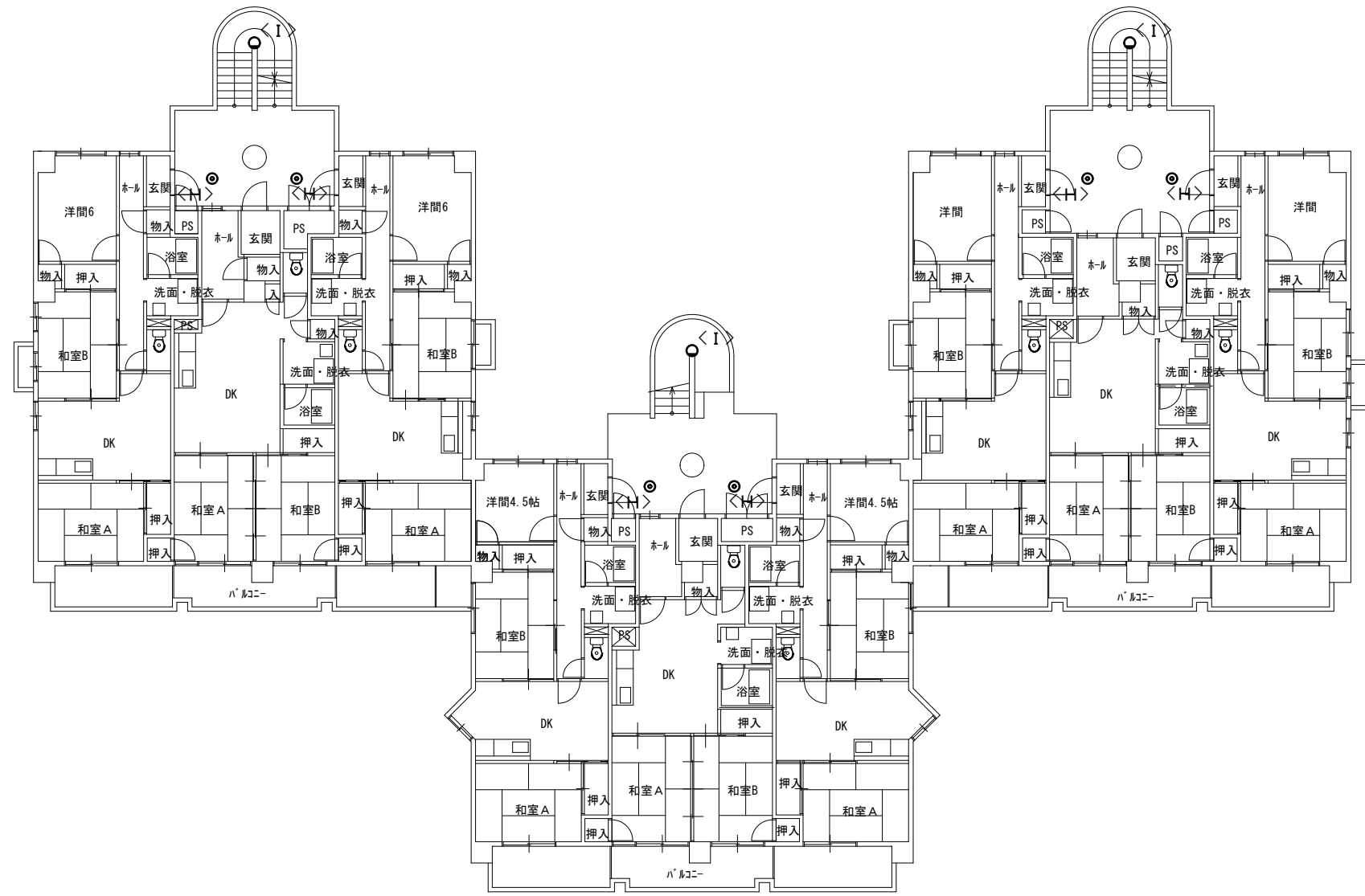


7号棟 4階平面図 1/200



7号棟 1階平面図 1/200

7号棟	
H	x 24
I	x 9



7号棟 3階平面図 1/200

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

徳島県土整備部住宅課

設計
R8.07

竣工

工事名
R8住宅 鴨島呉郷田地 吉野川市他
1号棟等共用部照明設備改修工事

図面名
石井曾我 7号棟 電灯設備 1~4階平面図 改修前後

図面番号

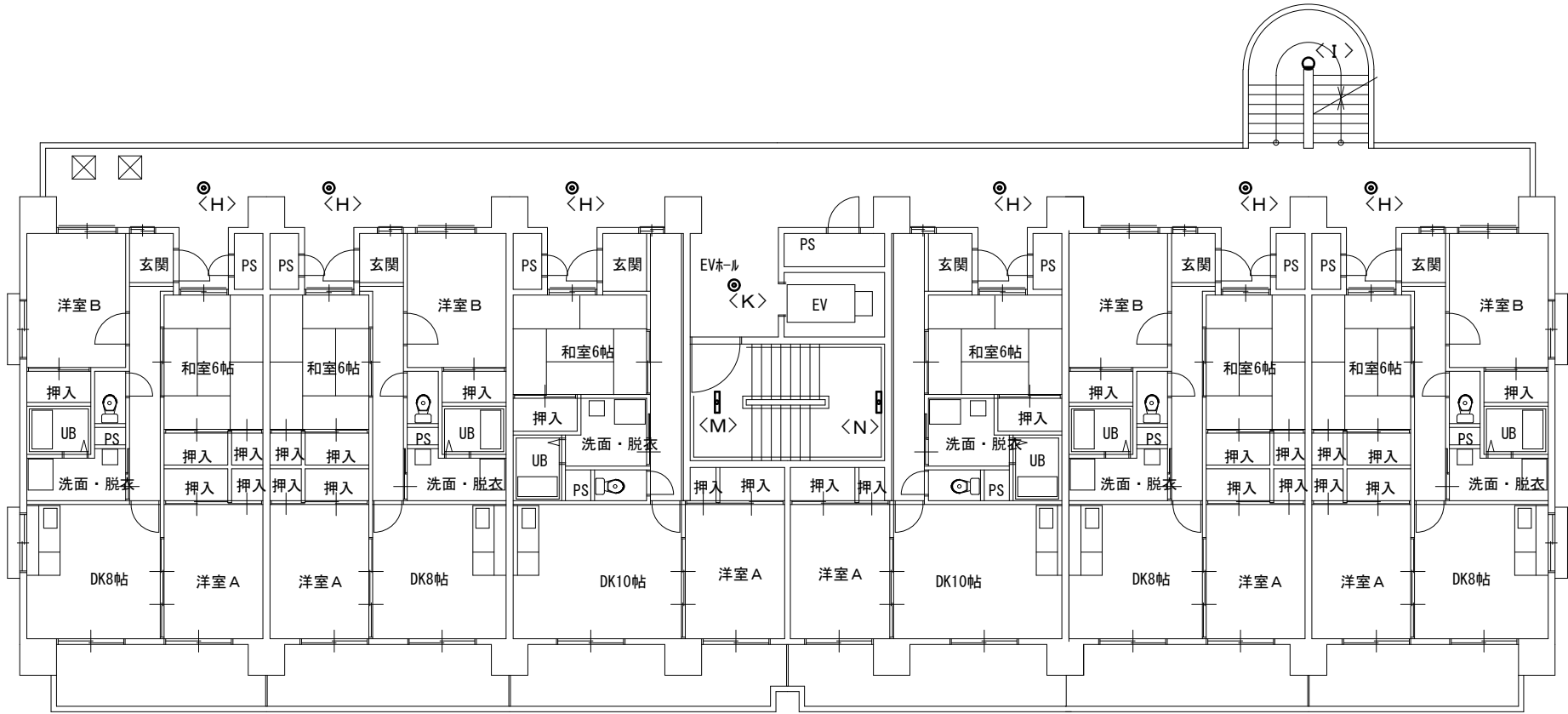
E-23

縮尺

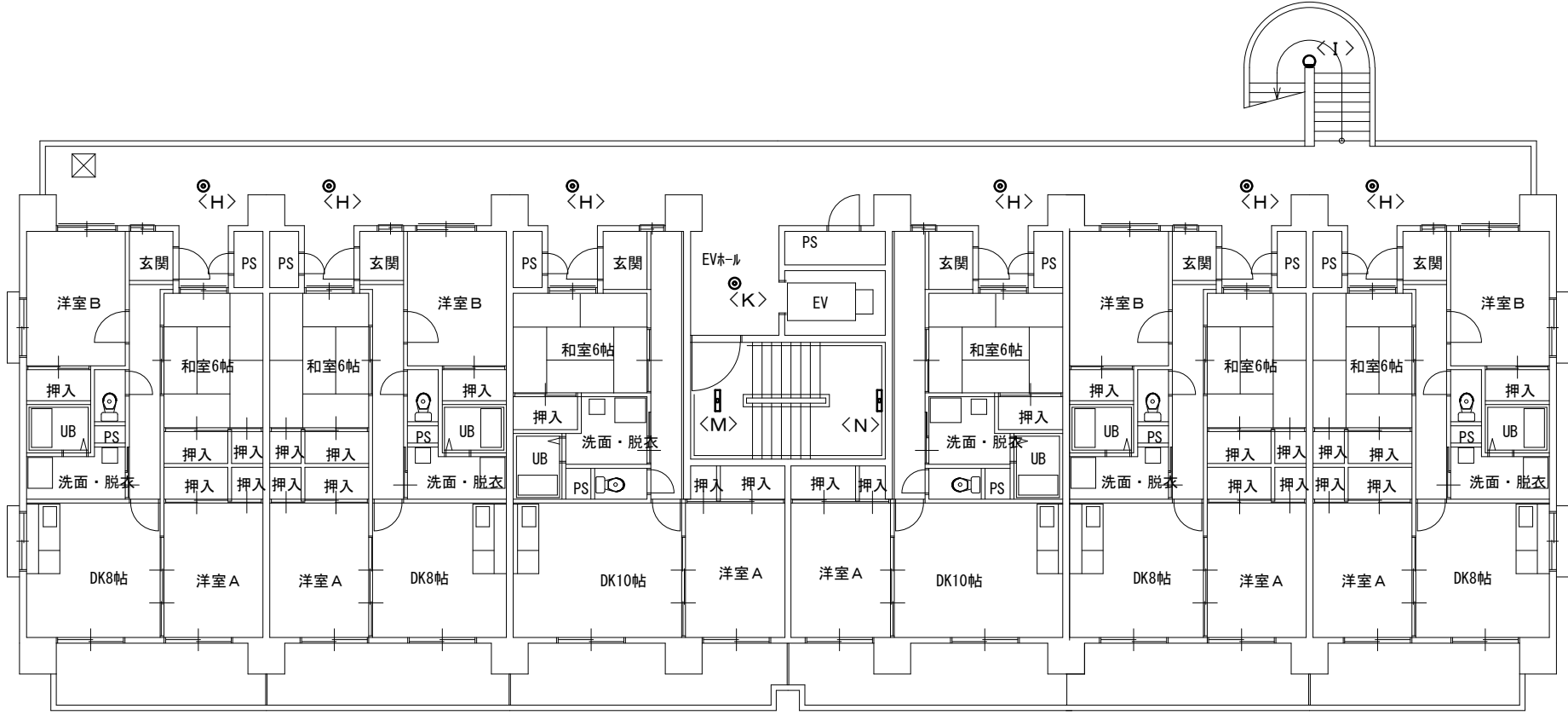
1/200



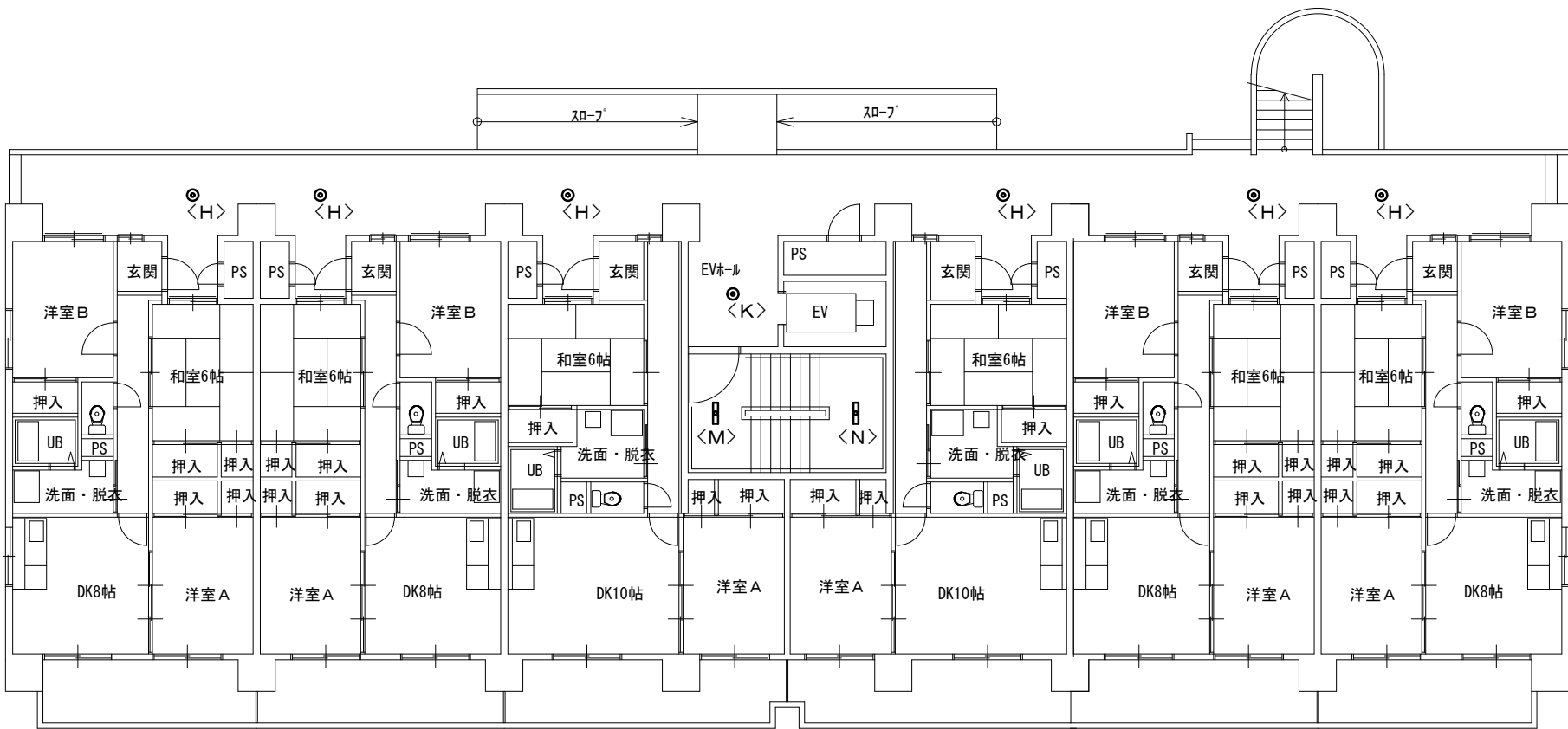
(株) 上久保設備設計
代表取締役 上久保 哲治
建築設備士 福田 友紀
番号 第20EA-0480N号
〒771-0135 徳島市川内町平石若松6-2-10
TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713



8号棟 2～7階平面図 1/200



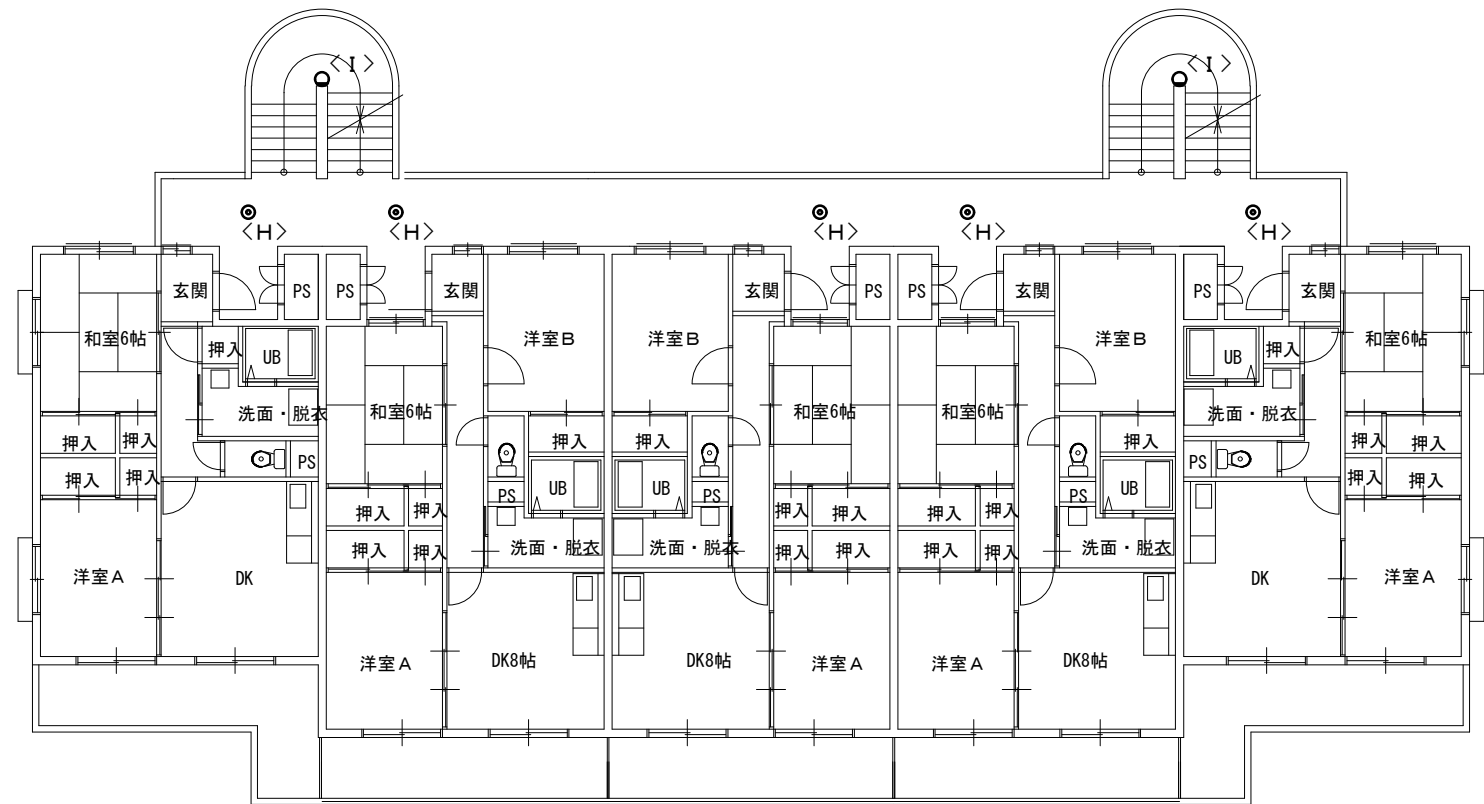
8号棟 8階平面図 1/200



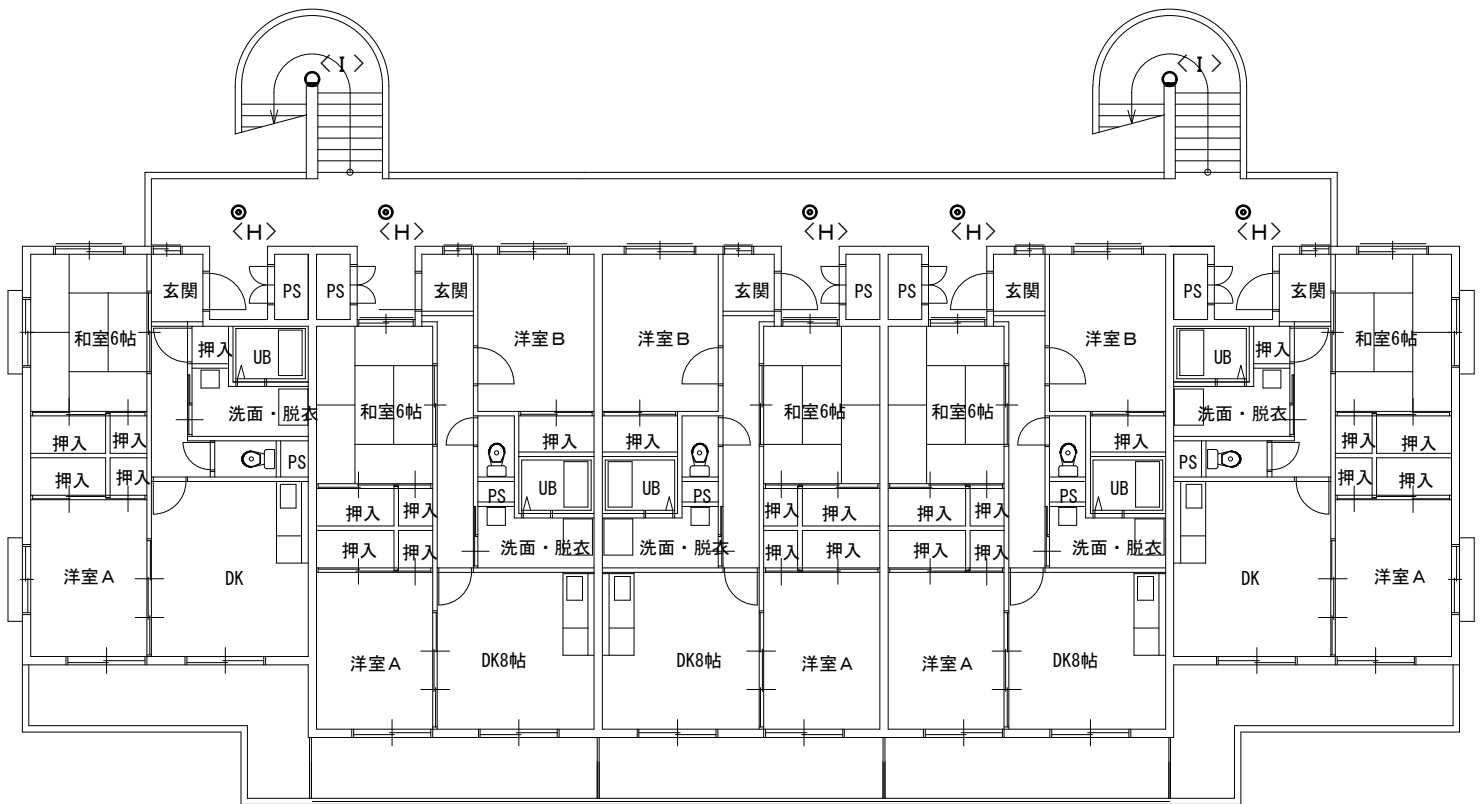
8号棟 1階平面図 1/200

8号棟	
H	× 48
I	× 7
K	× 8
M	× 8
N	× 7

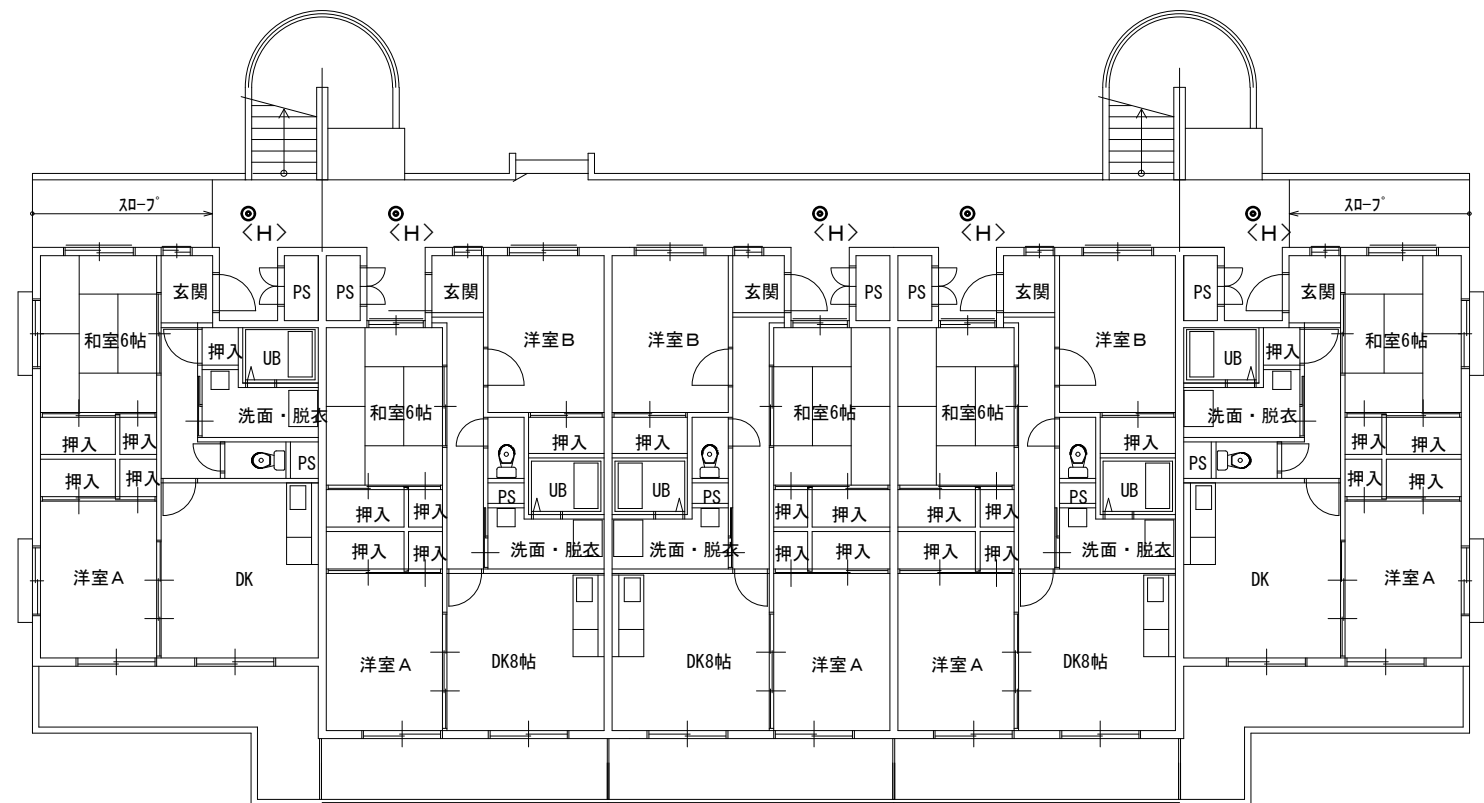
注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。



9号棟 2階平面図 1/200

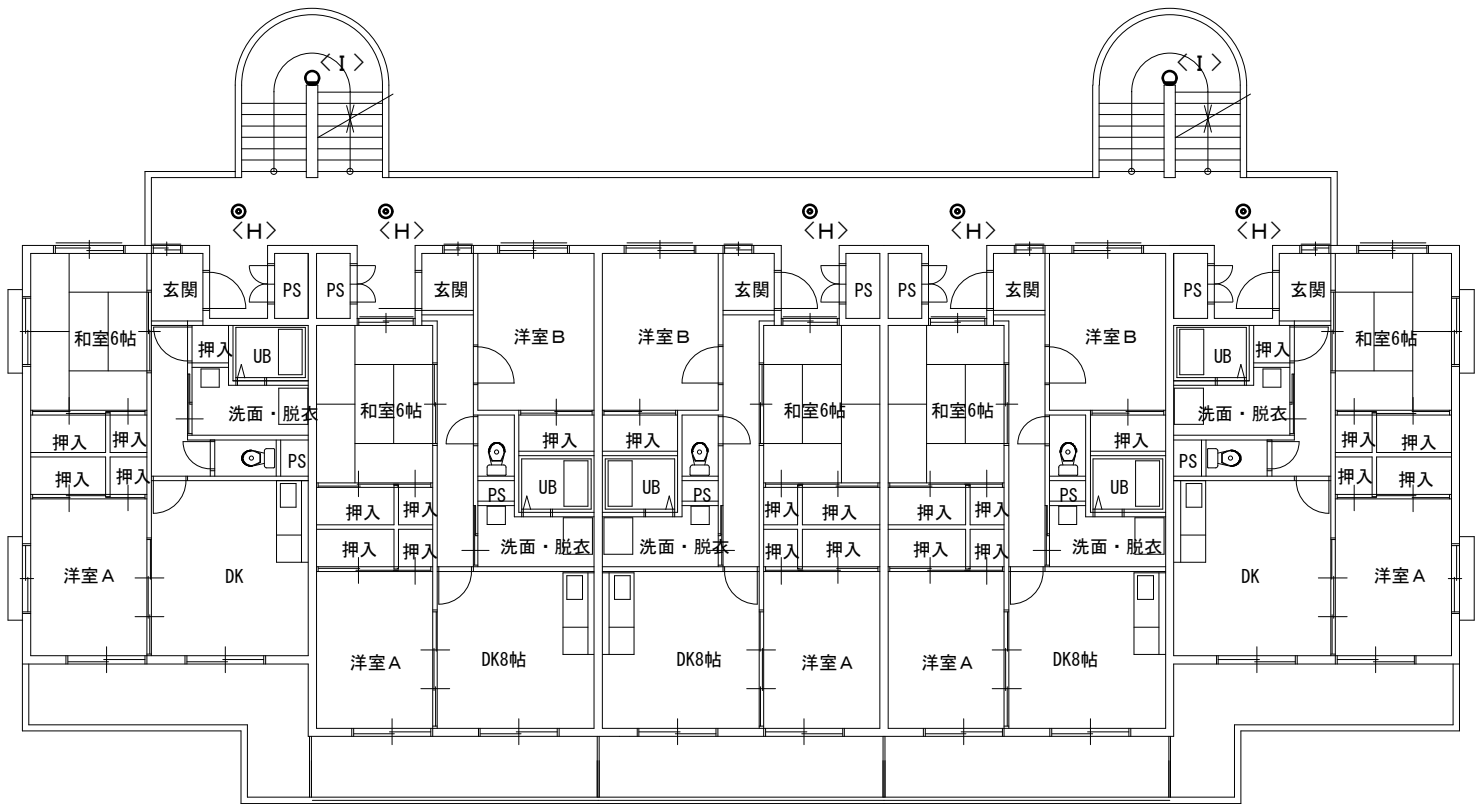


9号棟 4階平面図 1/200



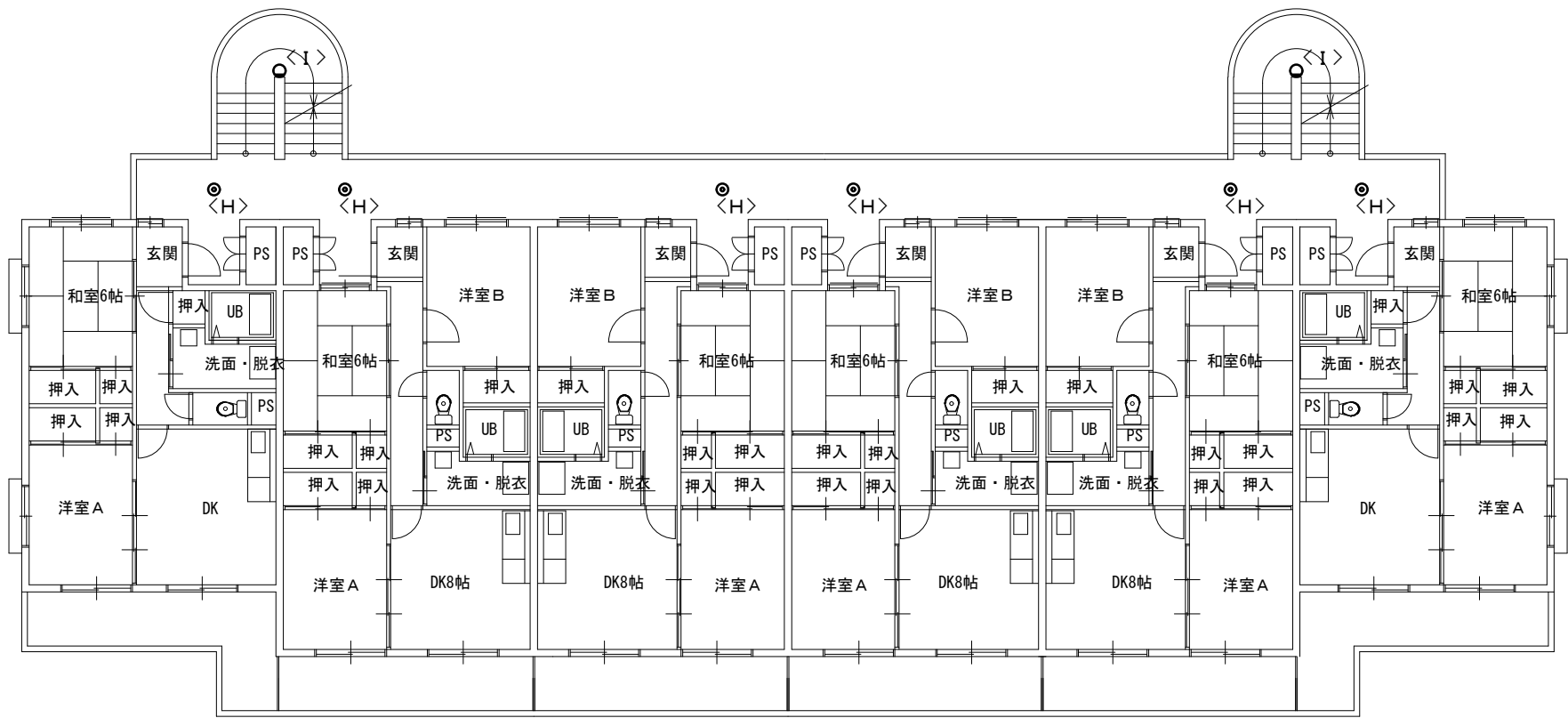
9号棟 1階平面図 1/200

9号棟	
H	× 20
I	× 6

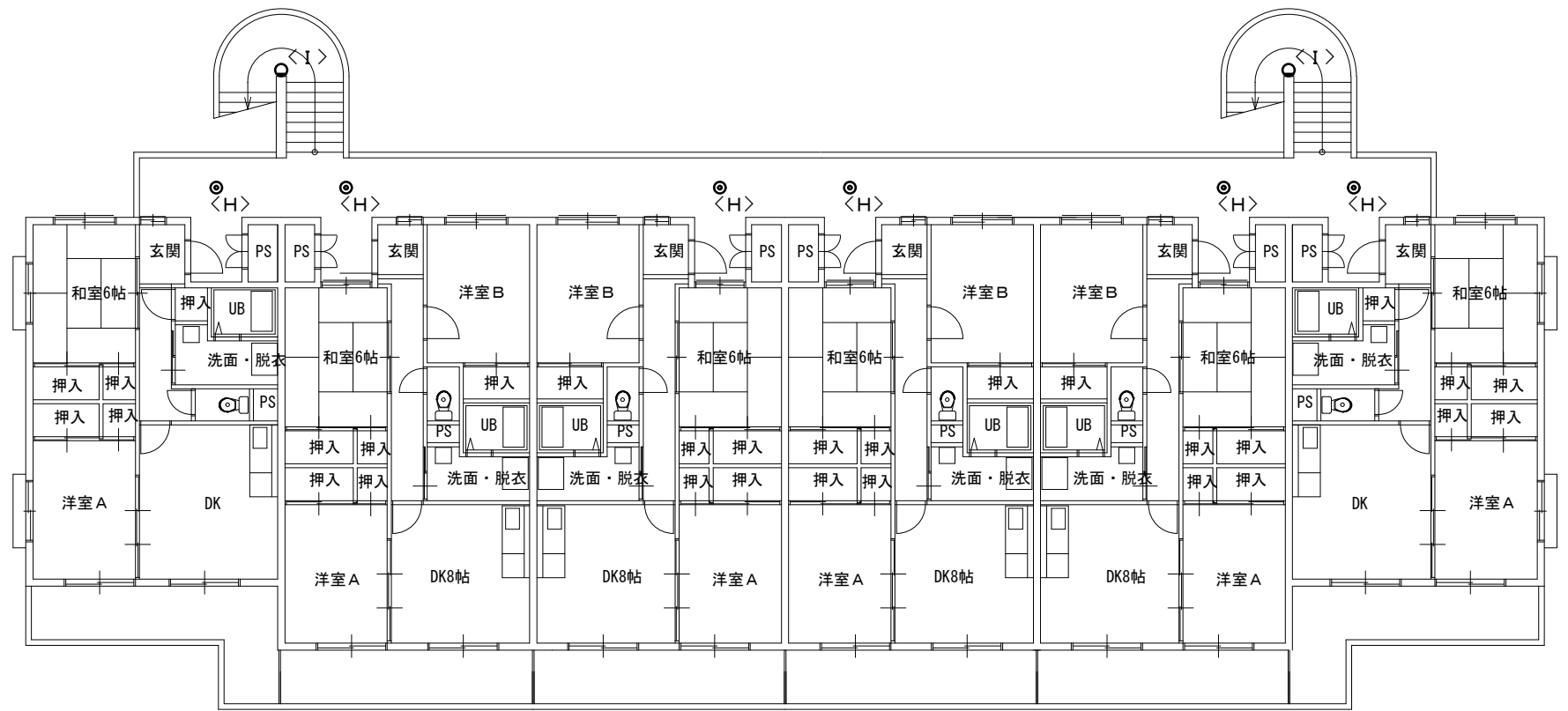


9号棟 3階平面図 1/200

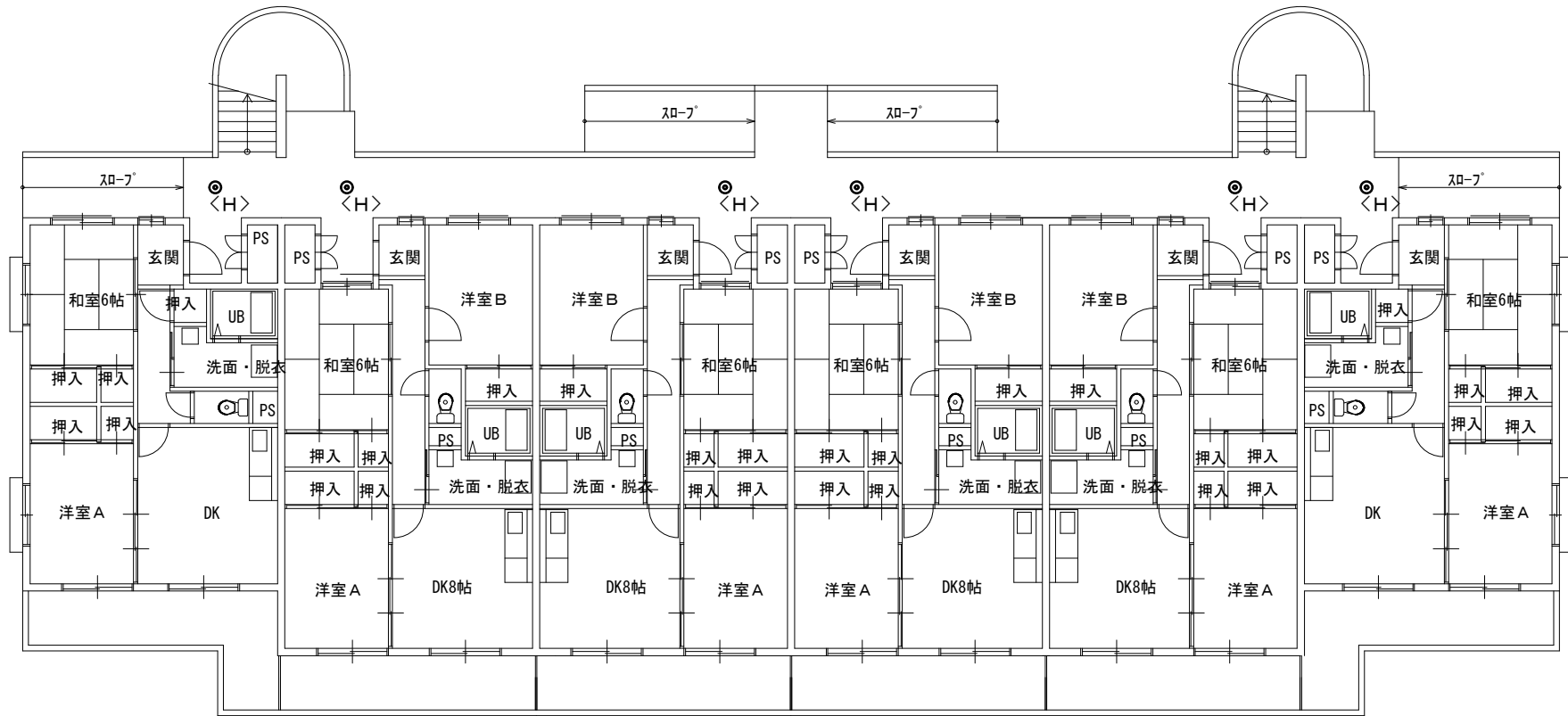
注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。



10号棟 2階平面図 1/200



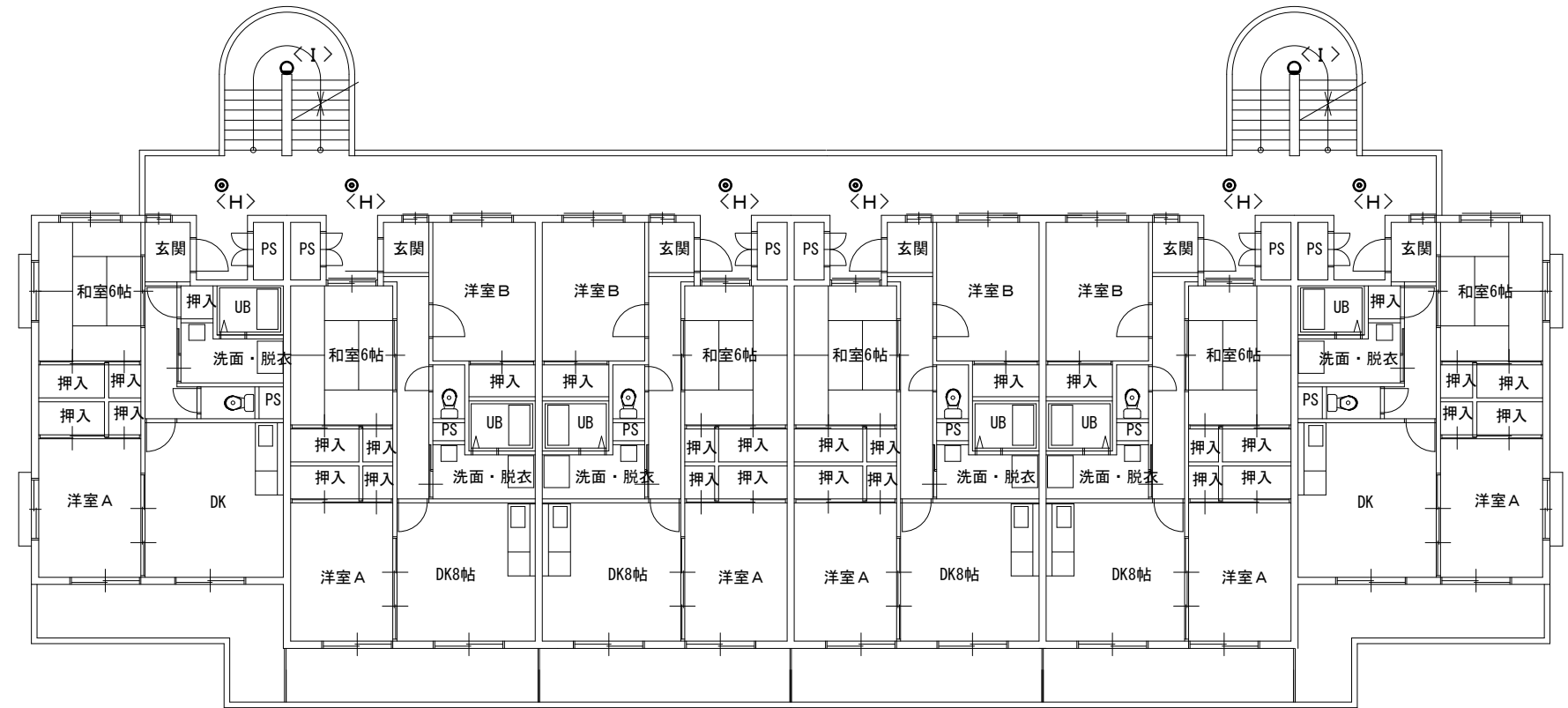
10号棟 4階平面図 1/200



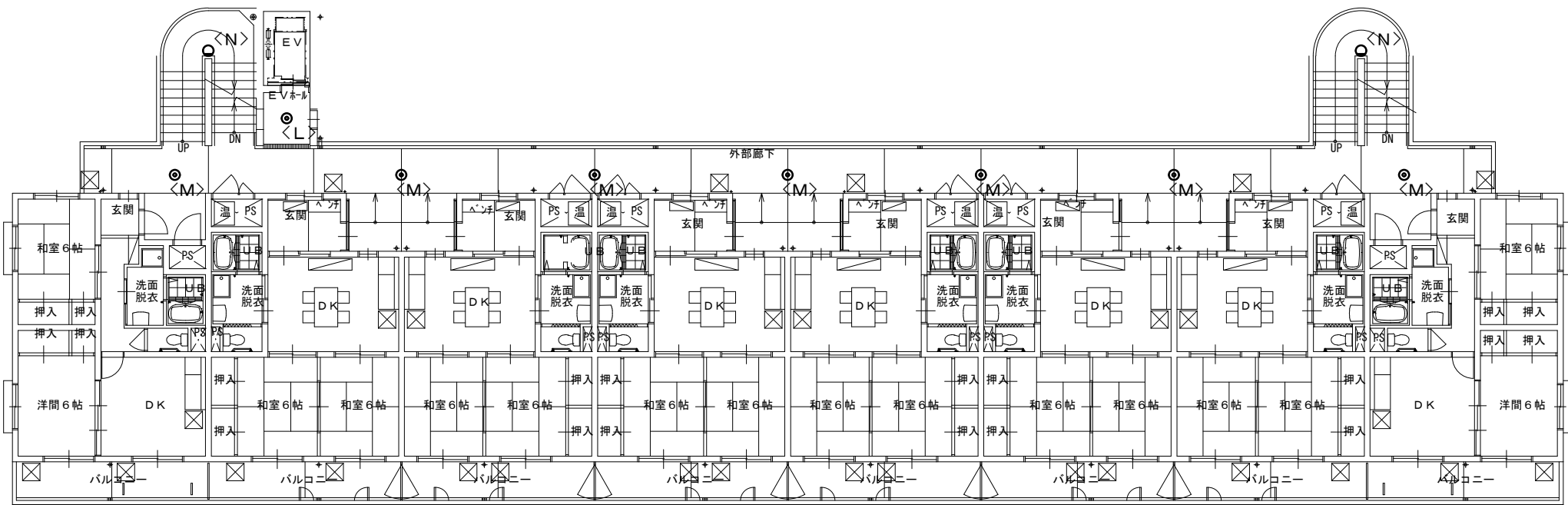
10号棟	
H	x 24
I	x 6

10号棟 1階平面図 1/200

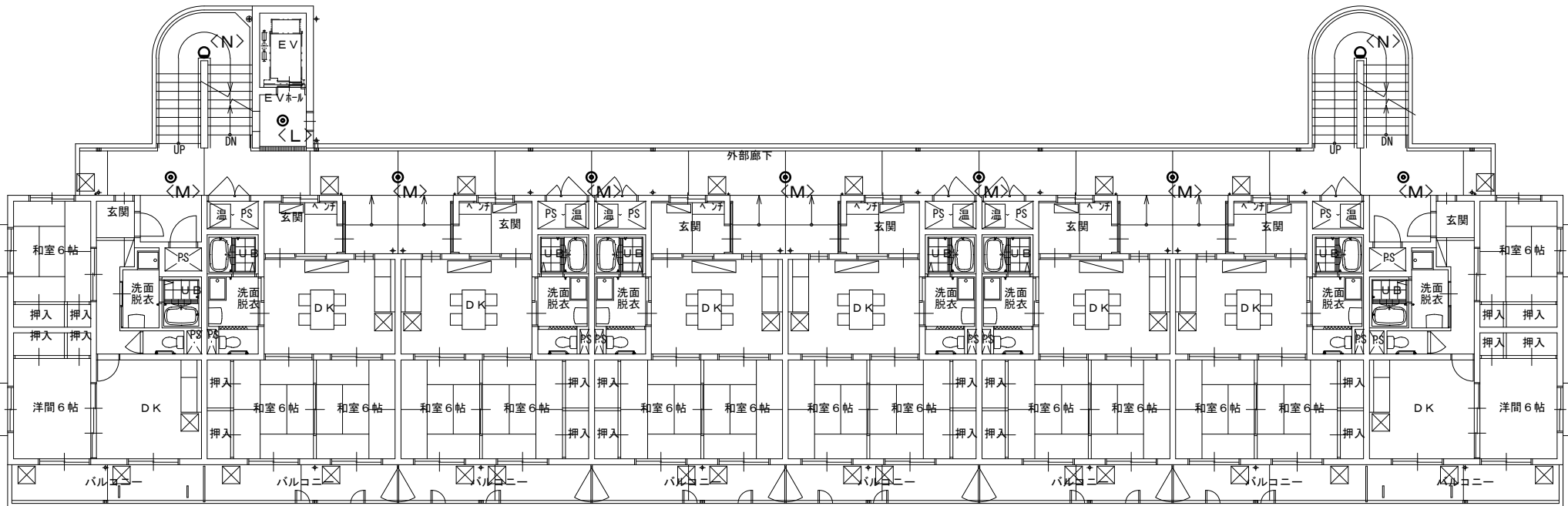
注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。



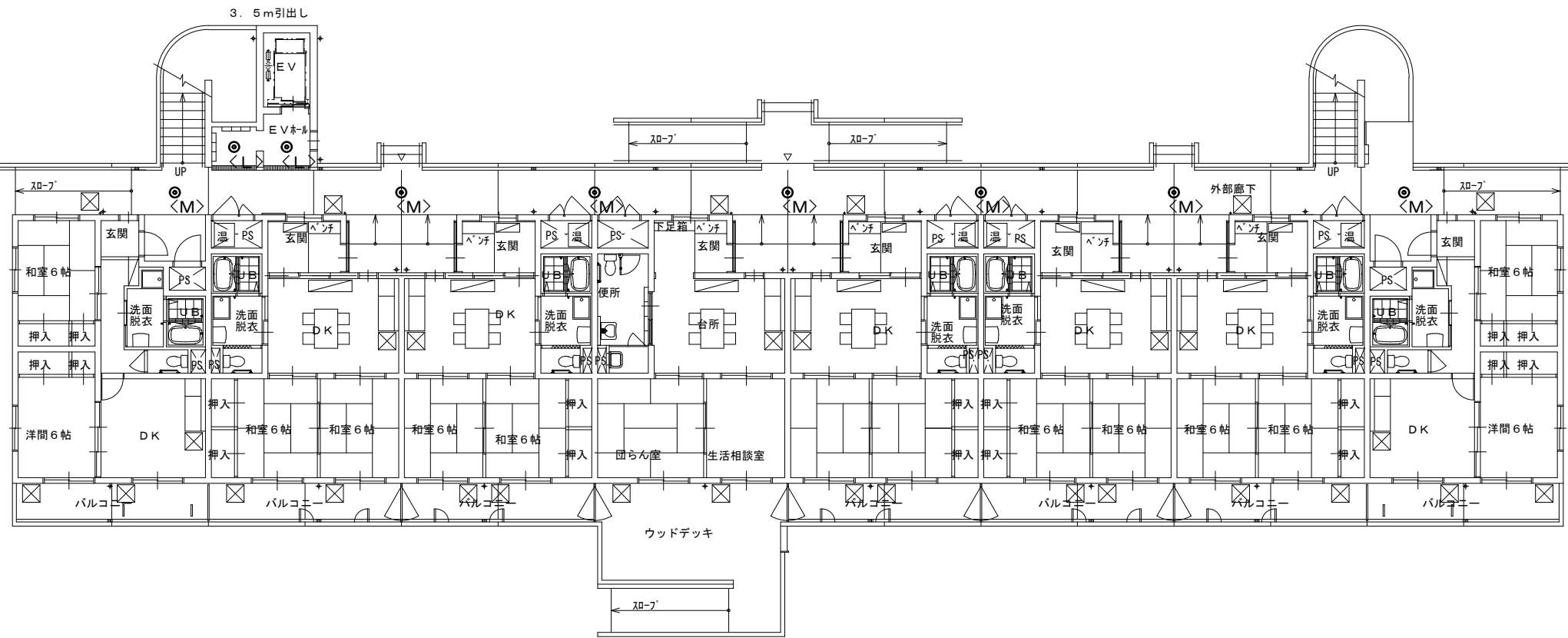
10号棟 3階平面図 1/200



11号棟 2階平面図 1/200

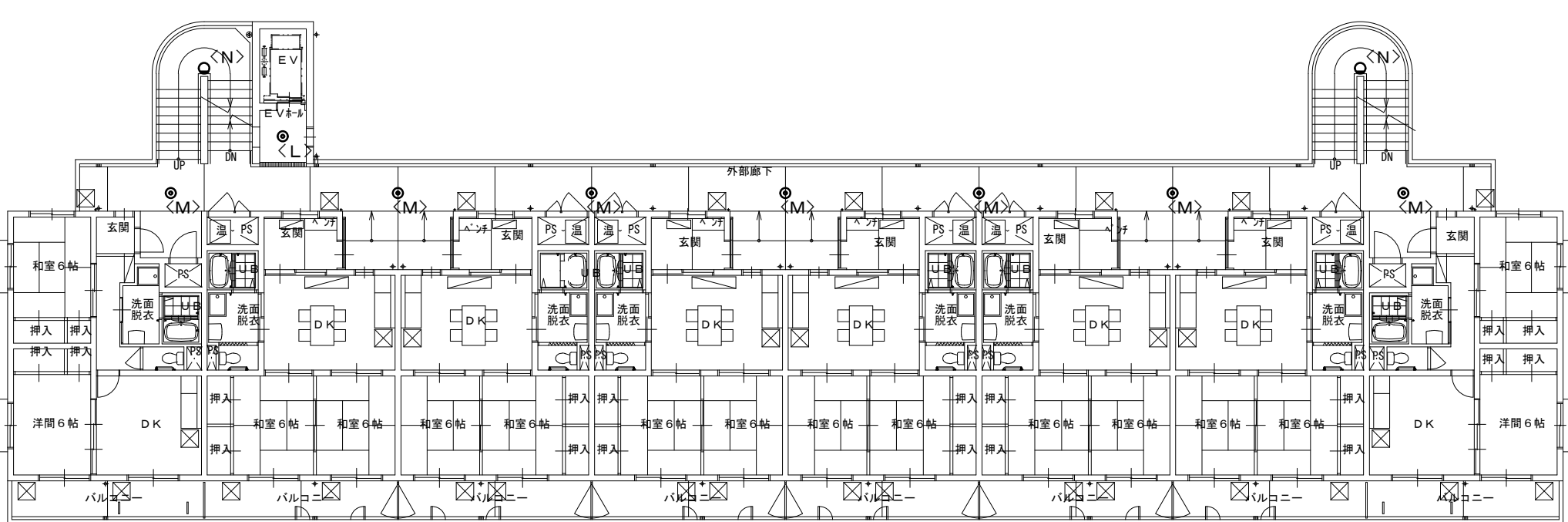


11号棟 4階平面図 1/200



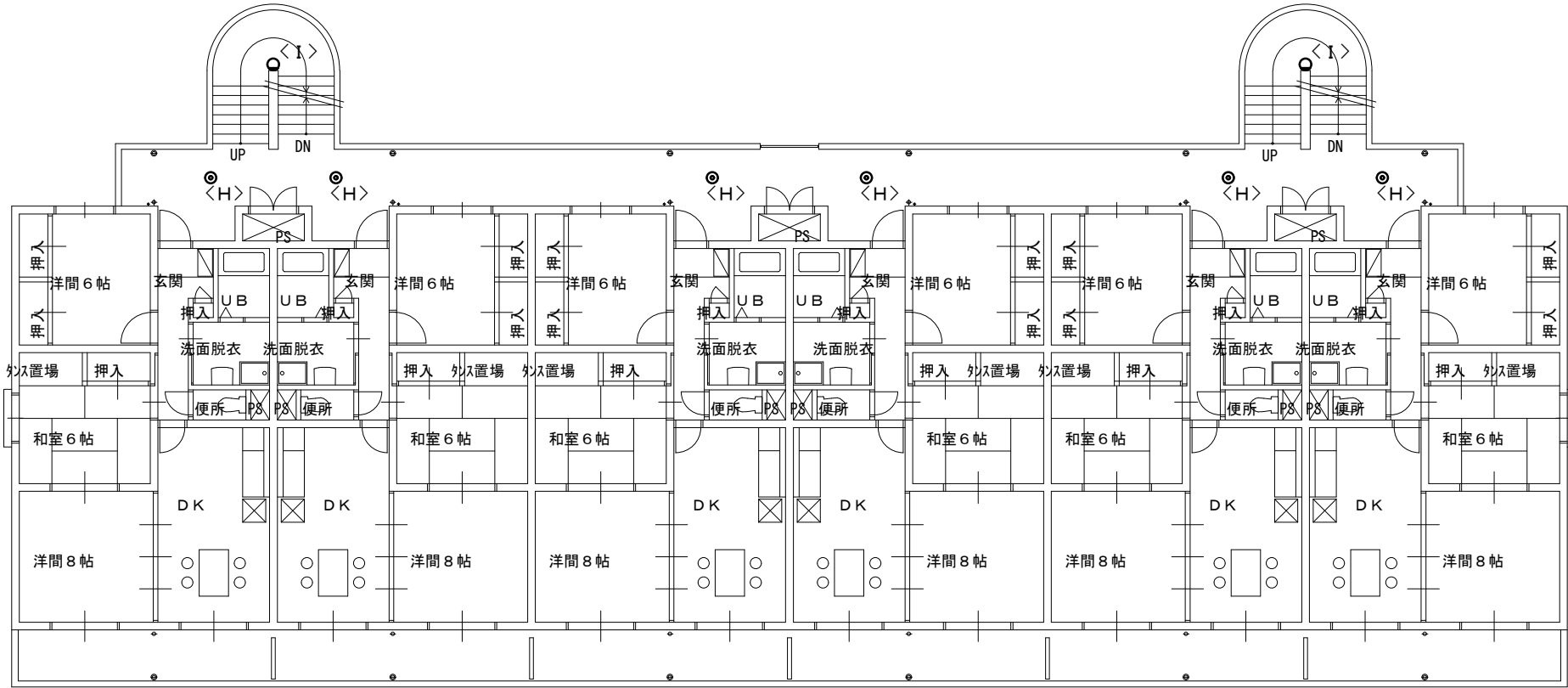
11号棟 1階平面図 1/200

11号棟	
L	x 5
M	x 28
N	x 6

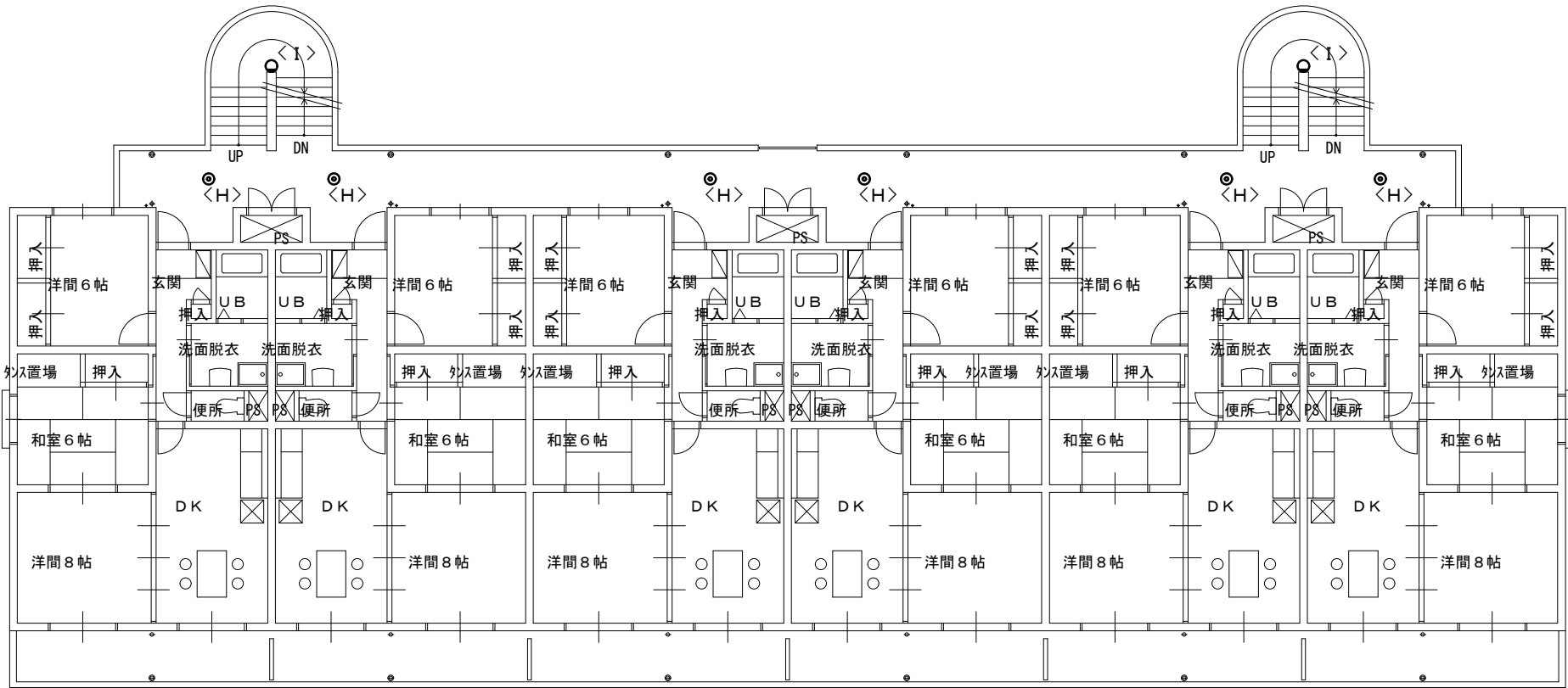


11号棟 3階平面図 1/200

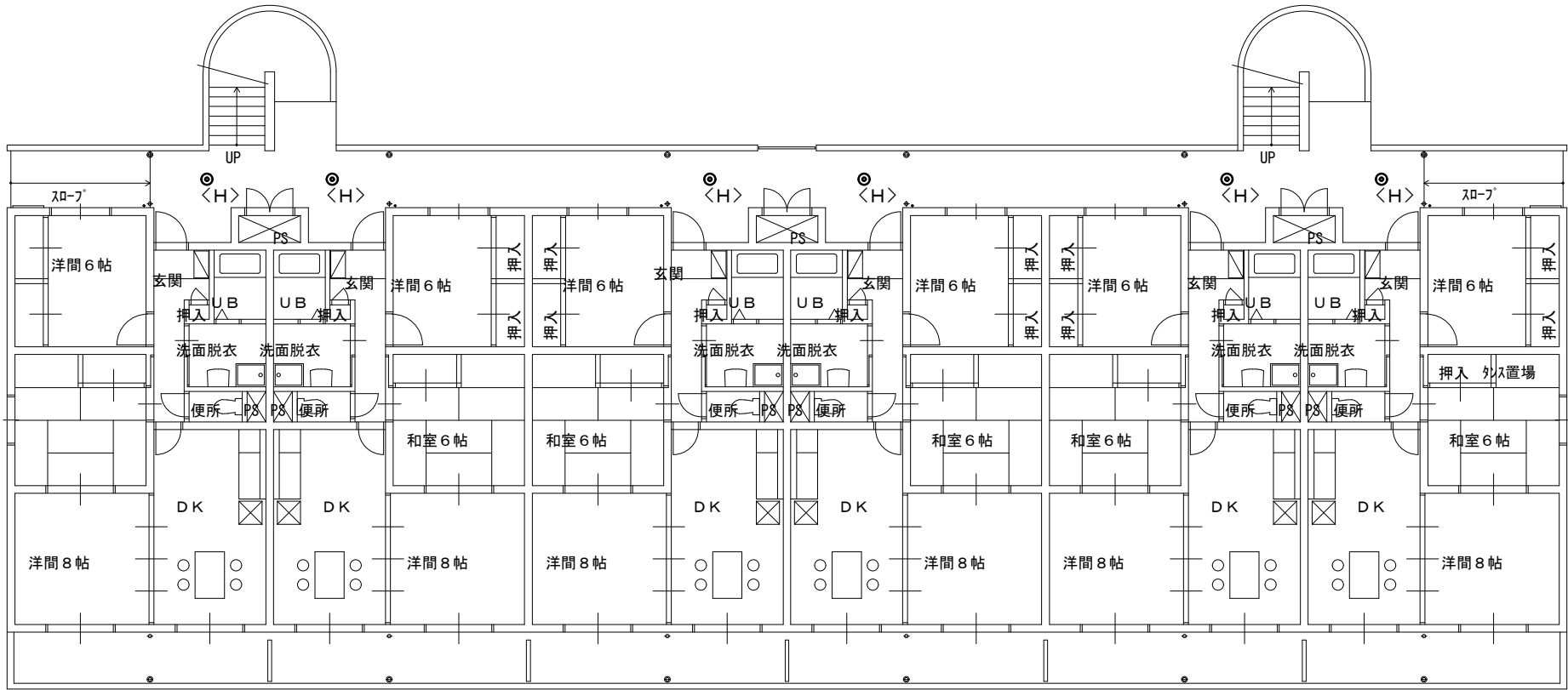
注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。



12号棟 2階平面図 1/200



12号棟 3階平面図 1/200



12号棟	
H	× 18
I	× 4

12号棟 1階平面図 1/200

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等
- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程 (本工事に关し定める ・ 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等))
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
・ 本受電後引渡しまでの基本料金 (本工事 ・ 別途)
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。
2. 技能士
- 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上り施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
	配管	・ 建築配管作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 施工条件
- 施工条件は次による。
- (1)工程表は全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
- (2)施設運営に影響を及ぼす資機材の騒音・停電等を伴う工程は、原則夜間又は休日の作業となることを予め見込んでおくこと。
- (3)施設内での行事により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- (4)施工時間は、原則8:30～18:00までとする。ただし、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りではない。
- (5)現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。

4. 発生材の処理等
- 発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。
- (1) 廃棄物の処理
- 産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。
- | 種類 | 処分許可業者の会社名
<処分区分> | 優良 | 所在地
処分地 | 運搬距離
(km) | 処分費
(税抜、円) | 単位 |
|--------|----------------------|----|----------------------------|--------------|---------------|----|
| 金属(処分) | (株)旭金属 | ○ | 徳島市東沖洲1丁目12
徳島市東沖洲1丁目12 | 14.0 | 0 | t |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
- (注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。
- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
5. 養生等
- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
6. 機材の品質等
- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ④ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑤ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
- | 品名 | 機 材 名 ・ 注 記 |
|-----------|---|
| LED照明器具 | 一般屋内用に限る |
| 盤類 | 分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形) |
| 高圧機器 | 高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器 |
| 蓄電池 | ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 |
| 交流無停電電源装置 | 常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式、常時商用給電方式
常時インバータ給電方式(簡易型) |
| 太陽光発電装置 | パワーコンディショナ及び系統連系保護装置
※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。 |
| 監視カメラ装置 | |
| 中央監視制御装置 | 簡易形監視制御装置、監視制御装置 |
- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
7. 施工調査
- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

1. 非破壊検査
- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。

(2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。
2. 施工の試験・総合試運転調整
- (1) 機器の設置及び配線等の施工完了後に実施する試験(施工の試験)は、標仕及び改標仕の各編(各節)に基づき行うものとし、試験方法・項目の詳細については監督員との協議により決定するものとする。また、関連工事等との総合試運転調整は、標仕<1>1.5.5又は改標仕<1>1.6.6により行う。

(2) 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。

・照度測定

・絶縁抵抗測定
3. 接地工事

接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。
- | 接地極の種類 | | 記号 | 接地抵抗値 | 接地極の材料（寸法:mm） |
|--------|----------------|----------|----------|--|
| | 共同接地(A・C・D種) | EA・C・D | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組 |
| | 共同接地(A・B・C・D種) | EA・B・C・D | Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組 |
| | A種 | EA | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組 |
| | B種 | EB | Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組 |
| | C種 | EC | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組 |
| | D種 | ED | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | ELCB用 | EELCB | Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 雷保護用 | ELA | Ω 以下 | ・ EP－0.6×2 ・ EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 1 組 |
| | 高圧避雷器用 | ELH | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組 |
| | 交換機陽極用 | Et | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 1 組 |
| | 本配線盤保安装置用 | EAt | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組 |
| | 拡声増幅器用 | EDt | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 各種通信機器用 | EDa | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 保安器用 | ELt | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 測定用補助 | EO | － | EB (D=14又はW=40) × 1 |
- (備考) ・EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。
・接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- 3章 関連工事
1. 仮設工事

(1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・既存電力利用（

できる

 ・ できない ）、電力料金（

有償

 ・ 無償 ）

・既存用水利用（

できる

 ・ できない ）、用水料金（

有償

 ・ 無償 ）

(2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・同用地は、（ 図示の場所に ・

用意していないので業者にて

 ）設けること。

4章 電灯設備

1. 照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

2. 非常用照明器具の照度測定

設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。

工事名：R8住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事

5章 その他

1. 機器取付高さ

図示なき機器の取付高さは、次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

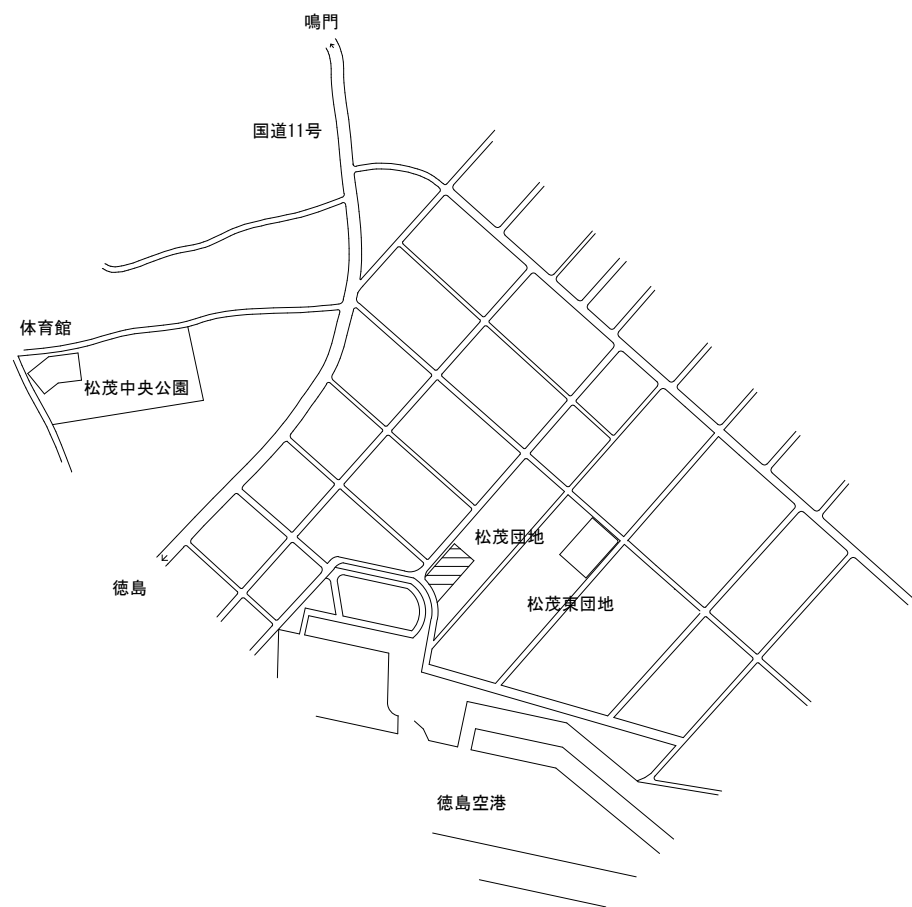
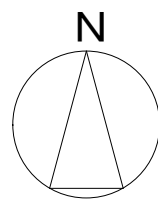
名 称	測点	取付高(mm)	備考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
熱線センサ用スイッチ	床上～中心	1,800	
コンセント(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
〃 (台上)	台上～中心	150	
〃 (土間)	床上～中心	800～1,300	
〃 (車椅子用)	床上～中心	900	
ブラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300	
〃 (踊場)	床上～中心	2,000～2,600	
〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形親時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アッテネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン(一般)	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン(一般)	床上～中心	1,300	
〃 (外部受付)	床上～中心	標準図による	
〃 (モコタ付)	床上～中心	1,400	
〃 (カメラ付)	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
呼出ボタン(多機能便所)		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱・発信機	床上～中心	800～1,500	
警報ベル・表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器(都市ガス)	天井下～下端	300	
〃 (LPガス)	床上～下端	300	

設計者情報：(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号

電特-011 松茂 電気設備工事特記仕様書(3)

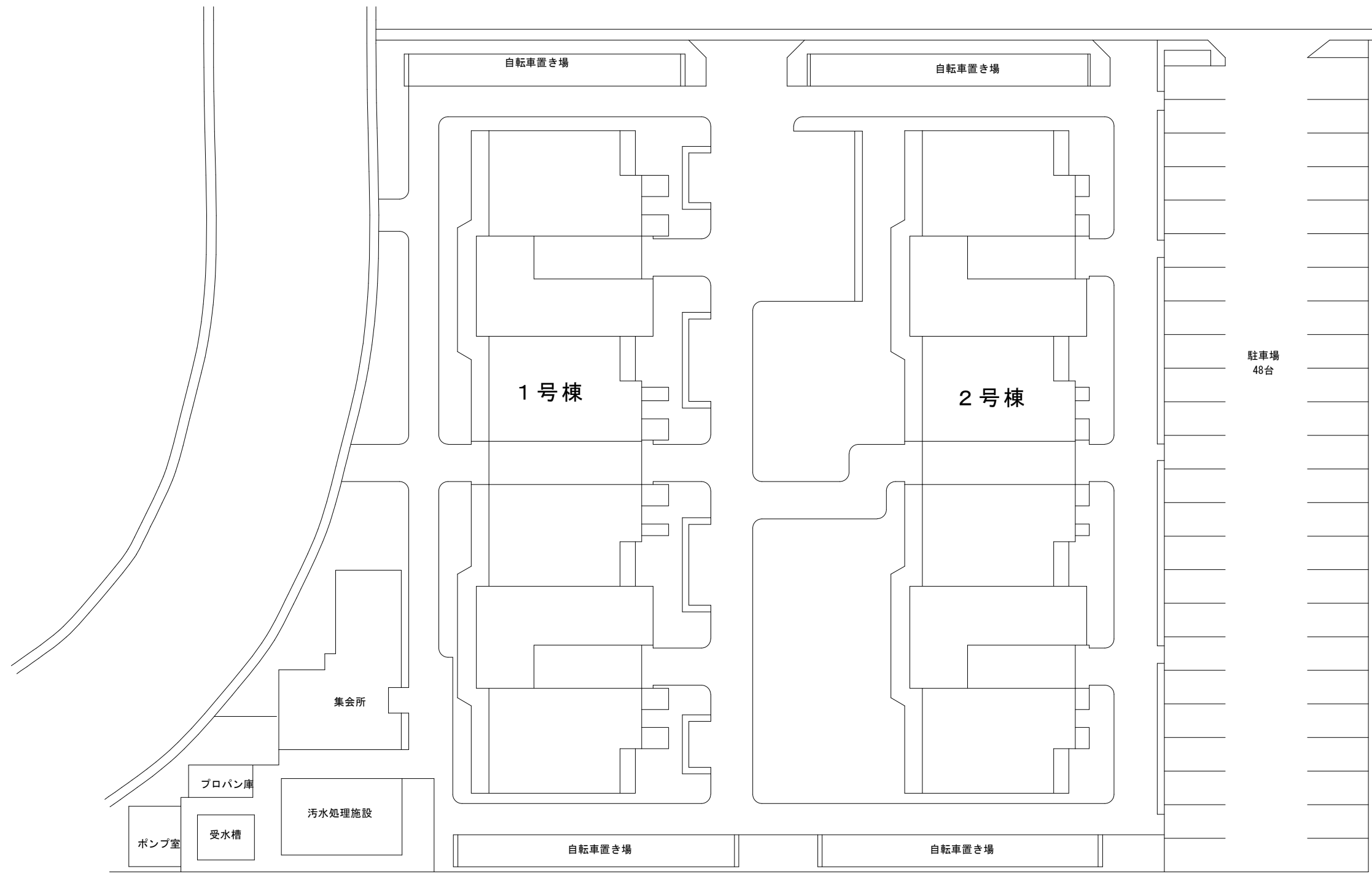
設計者情報：(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号

電特-012 松茂 電気設備工事特記仕様書(4)

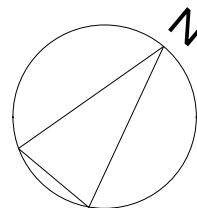


付近見取図

板野郡松茂町満穂字満穂開拓20番地



配置図



徳島県土整備部住宅課

設計

R8.07

竣工

工事名
R8住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他
1号棟等共用部照明設備改修工事

図面名
松茂 配置図 付近見取図

図面番号

E-29

縮尺

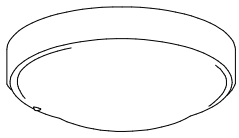
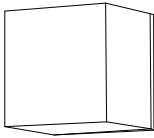
1/600



(株) 上久保設備設計
代表取締役 上久保 哲治
建築設備士 福田 友紀
番号 第20EA-0480N号

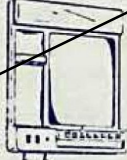
〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10
TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713

【新設】

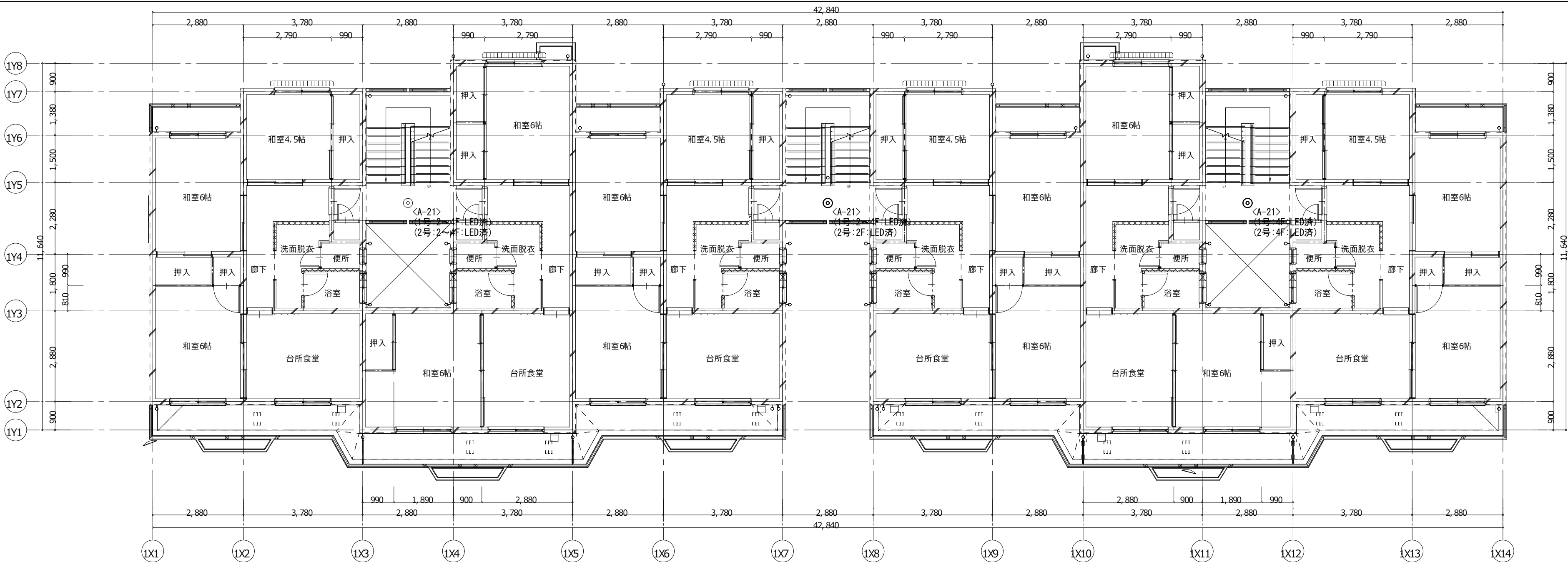
A 2 1	L E Dシーリングライト 2 0形丸形蛍光灯 1 灯器具相当	I 1 3	L E Dポーチライト 6 0形電球 1 灯器具相当
 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束705lm、消費電力7.8W、電圧100V 防湿型・防雨型、拡散タイプ、ネジ込み方式 プラスチック（ホワイト） カバー：アクリル（乳白）		 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束565lm、消費電力6.1W、電圧100V 拡散タイプ、防雨型、ツマミネジ方式 カバー：アクリル（乳白） 本体：プラスチック（ホワイト）	

※姿図は参考とし、同等品以上とする

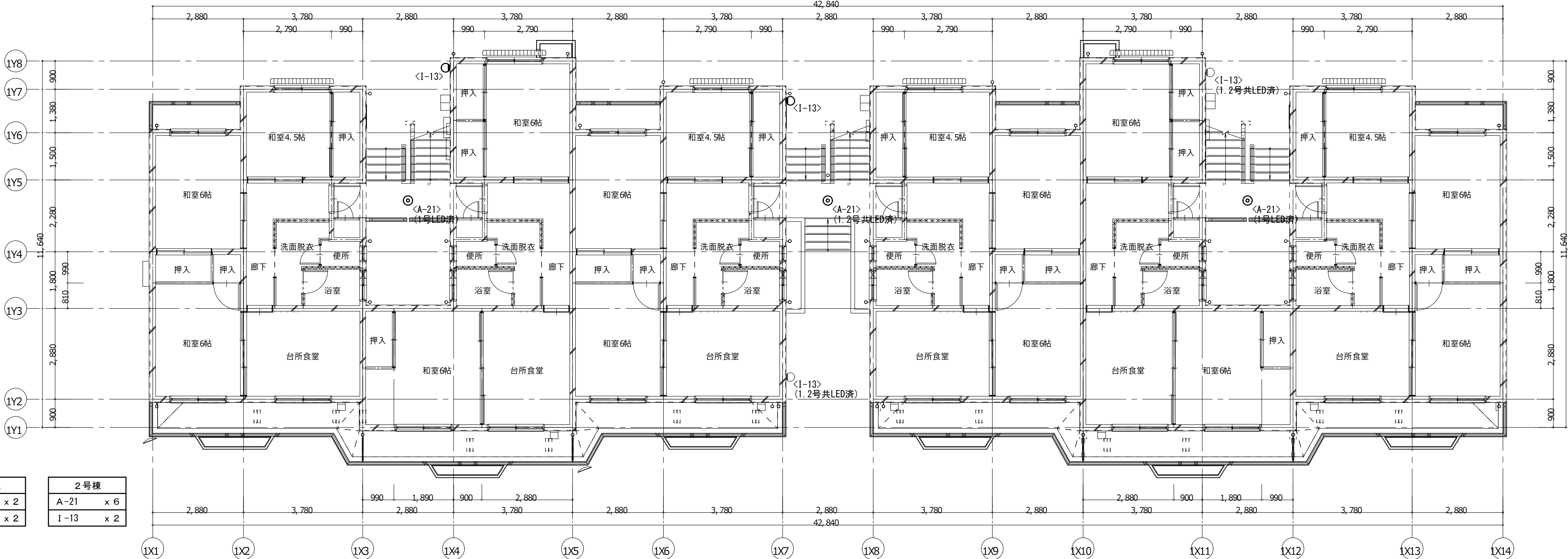
【撤去】

 天井灯 FC-2901	 天井灯 FC-3815	 天井灯 FC-2882
A-21 FCL20*1 GL	B-31 FCL30*1 GL	C-21 FCL20*1 GL
 天井灯 LB-2097W	 天井灯 LB-3116	 天井灯 EPH-6065G
D-40 60*60*40	E-60 1L60	F-23 FL20*3 GPL
 天井灯 FB-2193PF	 天井灯 FB-1159ES	 天井灯 JHLW61B27
G-21 FL20*1 GPL	H-10 FL10	I-13 U型FL13 GL
 天井灯 FC-2852		
J-21 FCL20*1 GL		

徳島県県土整備部住宅課			工事名	R 8 住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E-30	 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計 R8.07			竣工	図面名	松茂 照明器具姿図 改修前後	縮尺	NON



2~4階平面図 1:100



1階平面図 1:100

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

1号棟	2号棟
A-21 x 2	A-21 x 6
I-13 x 2	I-13 x 2

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等
- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行ふ。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程 (本工事に關し定める ・ 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等))
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に關する保安業務は電気主任技術者との協議による。
・ 本受電後引渡しまでの基本料金 (本工事 ・ 別途)
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。
2. 技能士
- 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上り施工	・ プラスチック系床仕上り工事作業 ・ カーベット系床仕上り工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上り工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上り工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
	配管	・ 建築配管作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 施工条件
- 施工条件は次による。
- (1)工程表は全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
- (2)施設運営に影響を及ぼす資機材の騒音・停電等を伴う工程は、原則夜間又は休日の作業となることを予め見込んでおくこと。
- (3)施設内での行事により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- (4)施工時間は、原則8:30～18:00までとする。ただし、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りではない。
- (5)現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。

4. 発生材の処理等
- 発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。
- (1) 廃棄物の処理
- 産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。
- | 種類 | 処分許可業者の会社名
<処分区分> | 優良 | 所在地
処分地 | 運搬距離
(km) | 処分費
(税抜、円) | 単位 |
|--------|----------------------|----|----------------------------|--------------|---------------|----|
| 金属(処分) | (株)旭金属 | ○ | 徳島市東沖洲1丁目12
徳島市東沖洲1丁目12 | 14.4 | 0 | t |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
- (注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。
- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

5. 養生等
- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
6. 機材の品質等
- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ④ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑤ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式、常時商用給電方式 常時インバータ給電方式(簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行ふ。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
7. 施工調査
- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

1. 非破壊検査
- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。

(2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。
2. 施工の試験・総合試運転調整
- (1) 機器の設置及び配線等の施工完了後に実施する試験(施工の試験)は、標仕及び改標仕の各編(各節)に基づき行うものとし、試験方法・項目の詳細については監督員との協議により決定するものとする。また、関連工事等との総合試運転調整は、標仕<1>1.5.5又は改標仕<1>1.6.6により行う。

(2) 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。

・ 照度測定

・ 絶縁抵抗測定
3. 接地工事
- 接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

接地極の種類		記号	接地抵抗値	接地極の材料 (寸法:mm)
	共同接地(A・C・D種)	EA・C・D	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組
	共同接地(A・B・C・D種)	EA・B・C・D	Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組
	A種	EA	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組
	B種	EB	Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組
	C種	EC	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組
	D種	ED	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	ELCB用	EELCB	Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	雷保護用	ELA	Ω 以下	・ EPー0.6×2 ・ EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 1 組
	高圧避雷器用	ELH	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組
	交換機陽極用	Et	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 1 組
	本配線盤保安装置用	EAt	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組
	拡声増幅器用	EDt	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	各種通信機器用	EDa	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	保安器用	ELt	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	測定用補助	EO	ー	EB (D=14又はW=40) × 1

(備考) ・EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。
・接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。

3章 関連工事

1. 仮設工事
- (1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・既存電力利用 (できる ・ できない) 、 電力料金 (有償 ・ 無償)

・既存用水利用 (できる ・ できない) 、 用水料金 (有償 ・ 無償)

(2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。

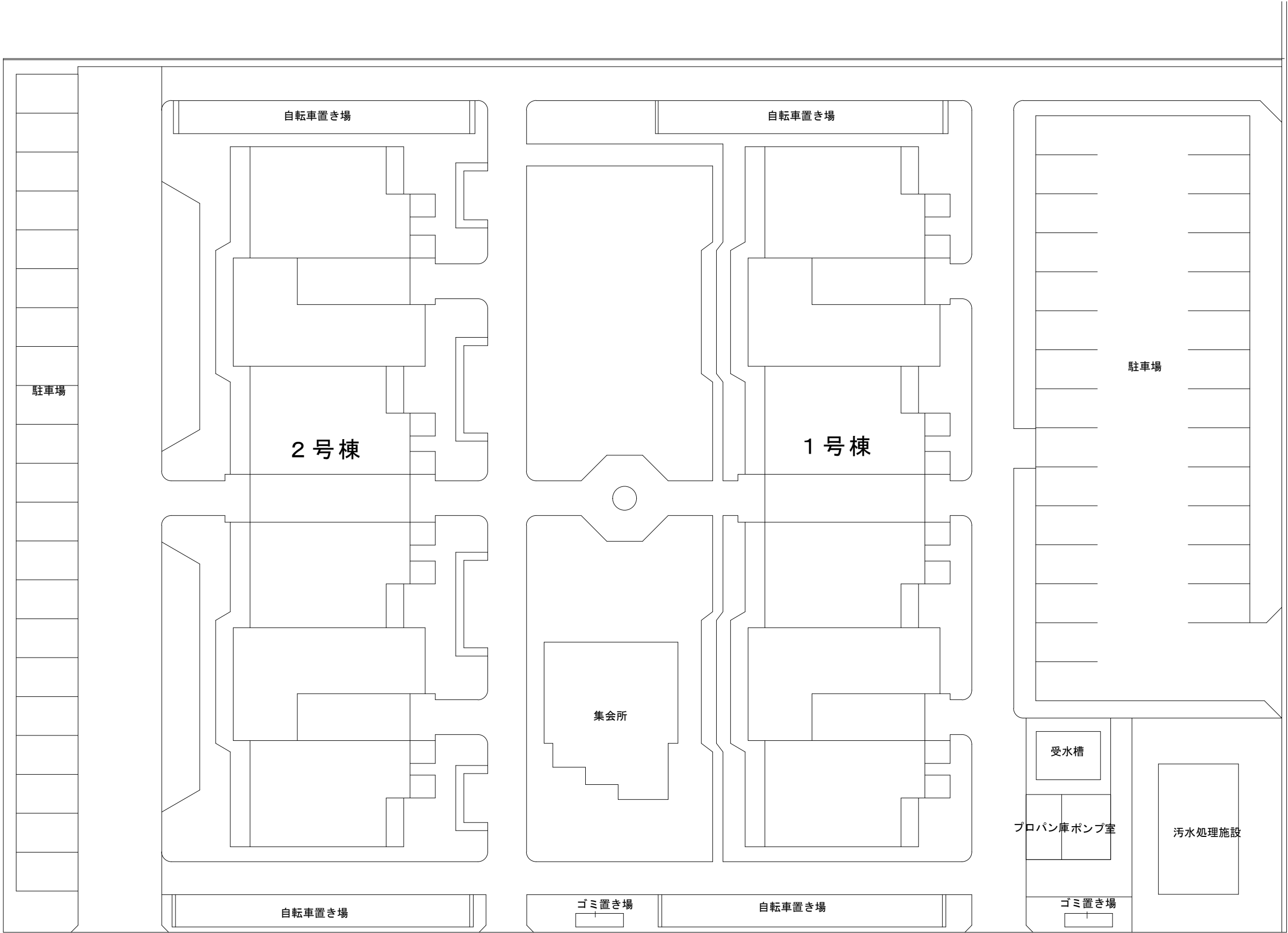
・同用地は、(図示の場所に ・ 用意していないので業者にて) 設けること。
- 4章 電灯設備
1. 照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

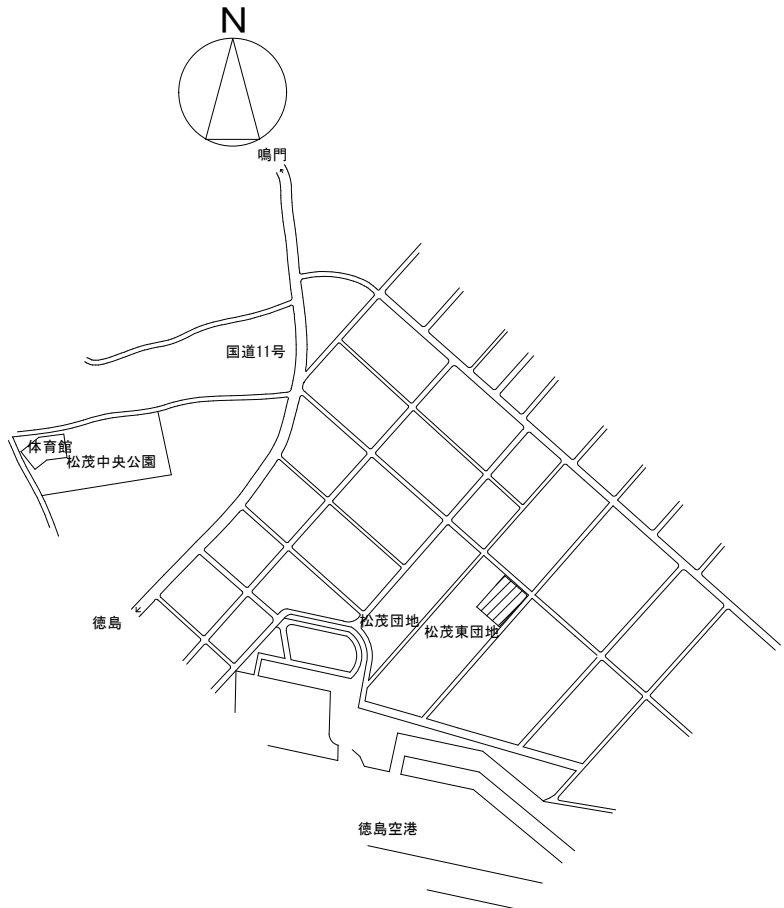
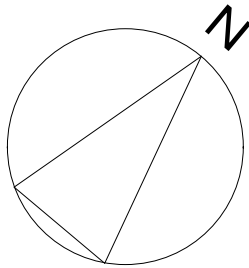
2. 非常用照明器具の照度測定

設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。
- 工事名：R8住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事
- 5章 その他
1. 機器取付高さ

図示なき機器の取付高さは、次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。
- | 名 称 | 測点 | 取付高(mm) | 備考 |
|----------------|--------|-------------|----------------------------|
| 【電力共通】 | | | |
| 積算計器 | 地上～窓中心 | 1,800～2,000 | |
| 引込開閉器 | 床上～中心 | 1,800～2,200 | |
| 【電灯】 | | | |
| 分電盤 | 床上～中心 | 1,500 | 上端1,900以下とする |
| スイッチ | 床上～中心 | 1,300 | |
| 熱線センサ用スイッチ | 床上～中心 | 1,800 | |
| コンセント(一般) | 床上～中心 | 300 | |
| 〃 (和室) | 床上～中心 | 150 | |
| 〃 (台上) | 台上～中心 | 150 | |
| 〃 (土間) | 床上～中心 | 800～1,300 | |
| 〃 (車椅子用) | 床上～中心 | 900 | |
| ブラケット(一般) | 床上～中心 | 2,100～2,300 | |
| 〃 (踊場) | 床上～中心 | 2,000～2,600 | |
| 〃 (鏡上) | 鏡上端～中心 | 150 | |
| 多機能便所スイッチ | 床上～中心 | 1,100 | |
| 【動力】 | | | |
| 壁掛形制御盤 | 床上～中心 | 1,500 | 上端1,900以下とする |
| 手元開閉器 | 床上～中心 | 1,500 | |
| 制御用スイッチ | 床上～中心 | 1,300 | |
| 【構内交換・構内情報通信網】 | | | |
| 端子盤 | 床上～下端 | 300 | |
| 保安器箱 | 天井下～上端 | 200 | |
| 壁付アウトレット(一般) | 床上～中心 | 300 | |
| 〃 (和室) | 床上～中心 | 150 | |
| 【電気時計】 | | | |
| 壁掛形親時計 | 床上～中心 | 1,500 | 上端1,900以下とする |
| 子時計 | 床上～中心 | 天井高×0.9 | |
| 【拡声】 | | | |
| 壁掛形スピーカ | 床上～中心 | 天井高×0.9 | |
| 壁付アッテネータ | 床上～中心 | 1,300 | |
| 【情報表示】 | | | |
| 情報表示盤 | 床上～中心 | 天井高×0.9 | |
| 壁付発信器 | 床上～中心 | 1,300 | |
| ベル・ブザー・チャイム | 床上～中心 | 2,300 | |
| 受付押しボタン(一般) | 床上～中心 | 1,300 | |
| 電源箱 | 床上～下端 | 300 | |
| 【誘導支援・呼出】 | | | |
| 壁付インターホン(一般) | 床上～中心 | 1,300 | |
| 〃 (外部受付) | 床上～中心 | 標準図による | |
| 〃 (モコタ付) | 床上～中心 | 1,400 | |
| 〃 (カメラ付) | 床上～中心 | 1,100～1,400 | |
| 壁付位置ボックス(一般) | 床上～中心 | 300 | |
| 〃 (和室) | 床上～中心 | 150 | |
| 呼出ボタン(多機能便所) | | 900(400) | (400)は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す |
| 【テレビ共同受信】 | | | |
| 機器収容箱 | 天井下～上端 | 200 | |
| 直列ユニット(一般) | 床上～中心 | 300 | |
| 〃 (和室) | 床上～中心 | 150 | |
| 【火災報知】 | | | |
| 受信機・副受信機 | 床上～中心 | 1500 | |
| 機器収容箱・発信機 | 床上～中心 | 800～1,500 | |
| 警報ベル・表示灯 | 天井下～上端 | 200 | |
| 【ガス漏れ検知】 | | | |
| ガス漏れ中継器 | 天井下～中心 | 300 | |
| 検知器(都市ガス) | 天井下～下端 | 300 | |
| 〃 (LPガス) | 床上～下端 | 300 | |
| | | | |
| | | | |
- 設計者情報：(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号
- 電特-015 松茂東 電気設備工事特記仕様書(3)
- 設計者情報：(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号
- 電特-016 松茂東 電気設備工事特記仕様書(4)



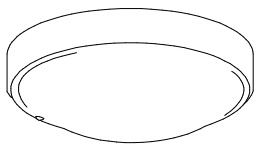
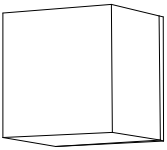
配置図



付近見取図 板野郡松茂町満穂字満穂開拓55番地

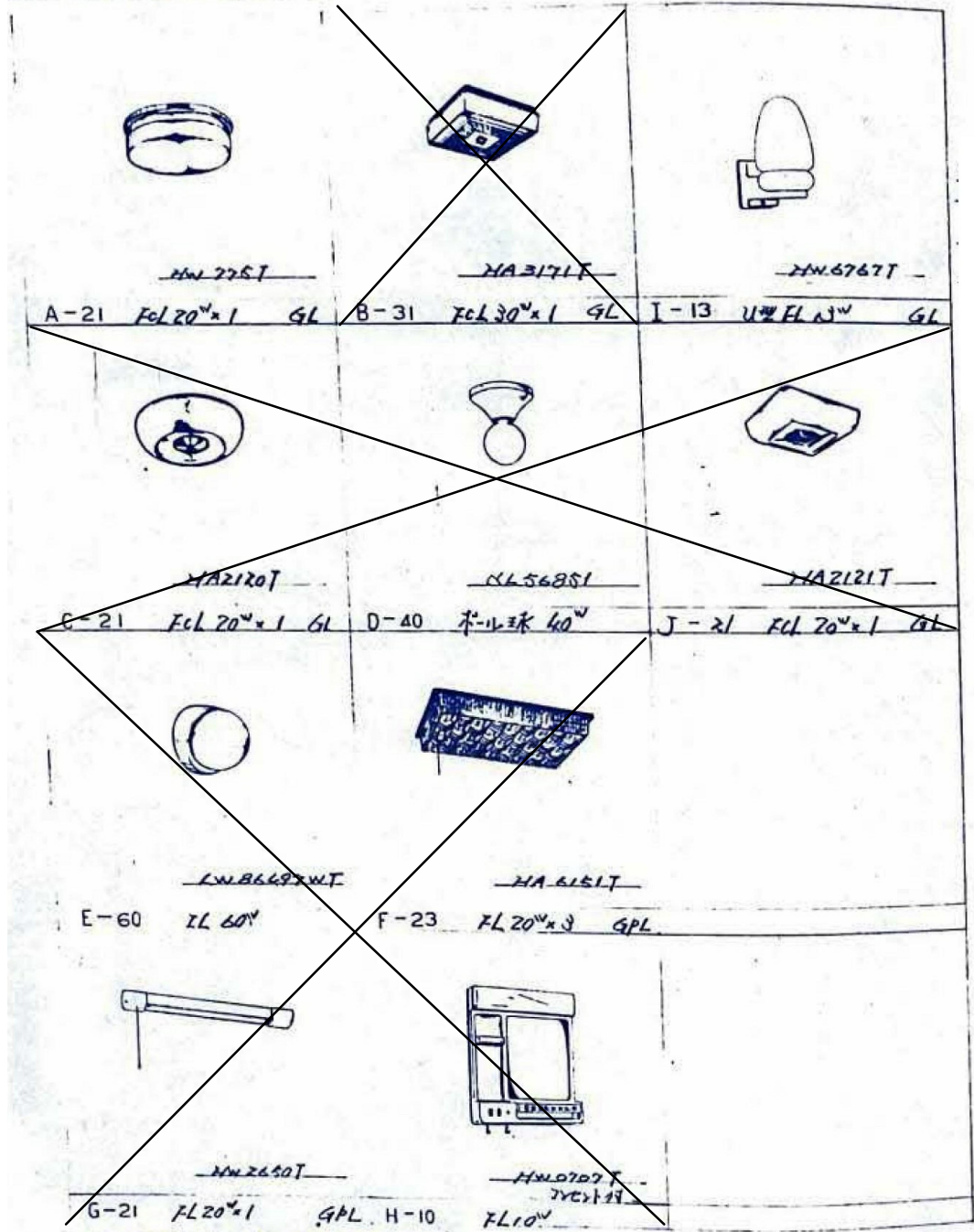
				工事名		図面番号	 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松6-2-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
徳島県土整備部住宅課				R8住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事		E-32	
設計	R8.07	竣工		図面名		縮尺	
				松茂東 配置図 付近見取図		1/250	

【新設】

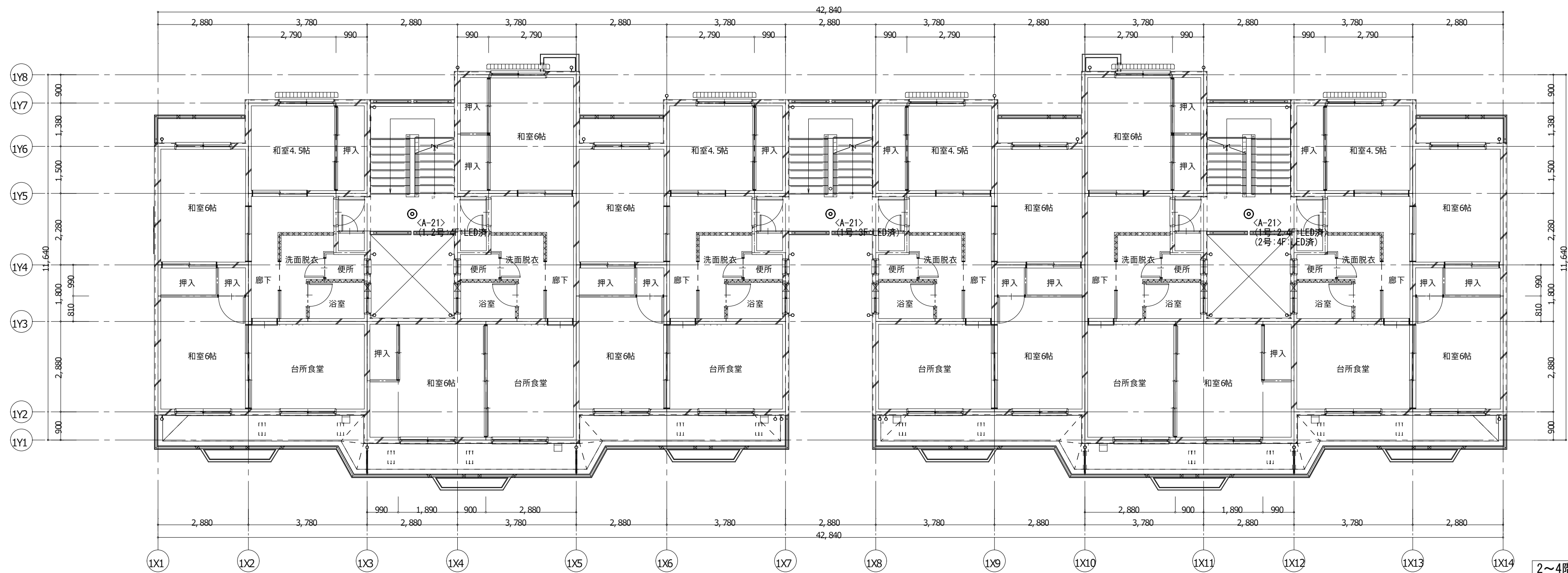
A 2 1	LEDシーリングライト 20形丸形蛍光灯1灯器具相当	I 1 3	LEDポーチライト 60形電球1灯器具相当
 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束705lm、消費電力7.8W、電圧100V 防湿型・防雨型、拡散タイプ、ネジ込み方式 プラスチック（ホワイト） カバー：アクリル（乳白）		 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束565lm、消費電力6.1W、電圧100V 拡散タイプ、防雨型、ツマミネジ方式 カバー：アクリル（乳白） 本体：プラスチック（ホワイト）	

※姿図は参考とし、同等品以上とする

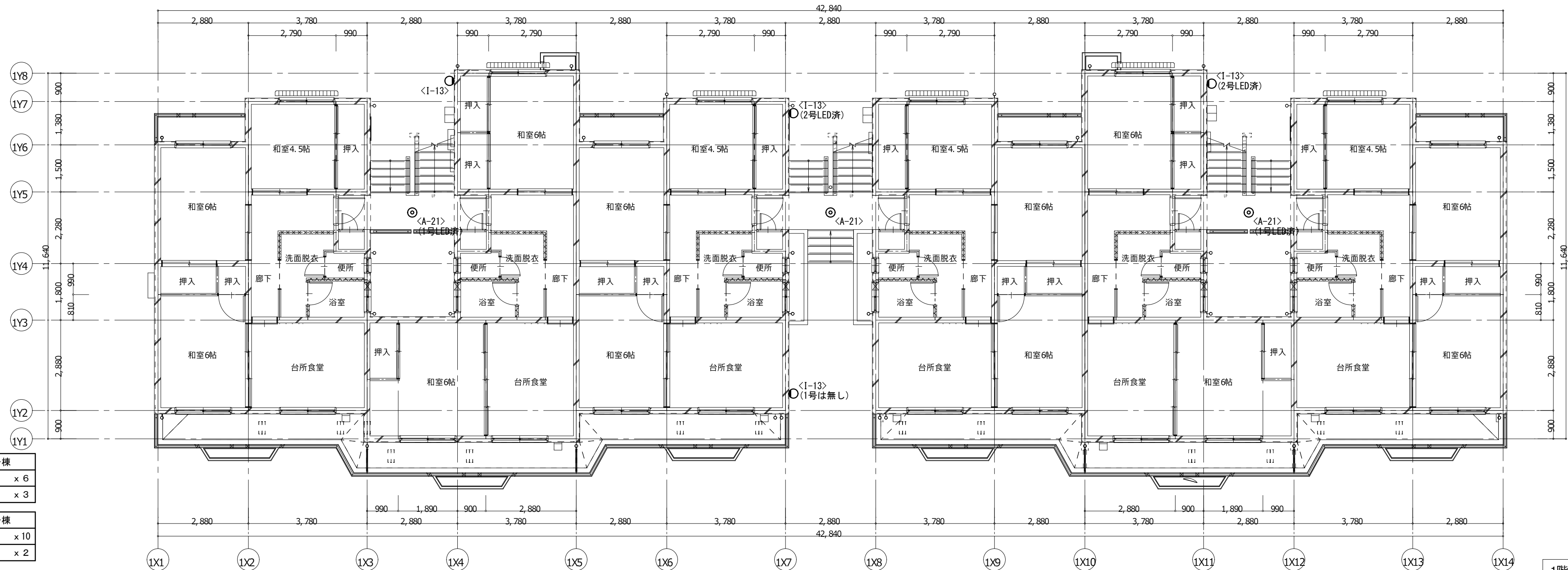
【撤去】



		徳島県土整備部住宅課		工事名	R 8 住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E-33	 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	R8.07	竣工		図面名	松茂東 照明器具姿図 改修前後	縮尺	NON	



2～4階平面図 1/100



1階平面図 1/100

1号棟
A-21 x 6
I-13 x 3
2号棟
A-21 x 10
I-13 x 2

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

徳島県土整備部住宅課		工事名	R8住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E-34	 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松6-2-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	竣工	図面名	松茂東 1.2号棟 電灯設備 1～4階平面図 改修前後	縮尺	1/100	
R8.07						

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等
- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程 (本工事に关し定める ・ 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等))
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
・ 本受電後引渡しまでの基本料金 (本工事 ・ 別途)
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。
2. 技能士
- 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上り施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 施工条件
- 施工条件は次による。
- (1)工程表は全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
- (2)施設運営に影響を及ぼす資機材の騒音・停電等を伴う工程は、原則夜間又は休日の作業となることを予め見込んでおくこと。
- (3)施設内での行事により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- (4)施工時間は、原則8:30～18:00までとする。ただし、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りではない。
- (5)現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。

4. 発生材の処理等
- 発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。
- (1) 廃棄物の処理
- 産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。
- | 種類 | 処分許可業者の会社名
<処分区分> | 優良 | 所在地
処分地 | 運搬距離
(km) | 処分費
(税抜、円) | 単位 |
|--------|----------------------|----|----------------------------|--------------|---------------|----|
| 金属(処分) | (株)旭金属 | ○ | 徳島市東沖洲1丁目12
徳島市東沖洲1丁目12 | 11.7 | 0 | t |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
- (注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。
- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
5. 養生等
- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
6. 機材の品質等
- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ④ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑤ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
- | 品名 | 機 材 名 ・ 注 記 |
|-----------|---|
| LED照明器具 | 一般屋内用に限る |
| 盤類 | 分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形) |
| 高圧機器 | 高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器 |
| 蓄電池 | ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 |
| 交流無停電電源装置 | 常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式、常時商用給電方式
常時インバータ給電方式(簡易型) |
| 太陽光発電装置 | パワーコンディショナ及び系統連系保護装置
※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。 |
| 監視カメラ装置 | |
| 中央監視制御装置 | 簡易形監視制御装置、監視制御装置 |
- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
7. 施工調査
- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

1. 非破壊検査
- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。

(2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。
2. 施工の試験・総合試運転調整
- (1) 機器の設置及び配線等の施工完了後に実施する試験(施工の試験)は、標仕及び改標仕の各編(各節)に基づき行うものとし、試験方法・項目の詳細については監督員との協議により決定するものとする。また、関連工事等との総合試運転調整は、標仕<1>1.5.5又は改標仕<1>1.6.6により行う。

(2) 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。

・ 照度測定

・ 絶縁抵抗測定
3. 接地工事

接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。
- | 接地極の種類 | | 記号 | 接地抵抗値 | 接地極の材料 (寸法:mm) |
|--------|----------------|----------|----------|--|
| | 共同接地(A・C・D種) | EA・C・D | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | 共同接地(A・B・C・D種) | EA・B・C・D | Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | A種 | EA | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | B種 | EB | Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | C種 | EC | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | D種 | ED | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | ELCB用 | EELCB | Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 雷保護用 | ELA | Ω 以下 | ・ EPー0.6×2 ・ EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 1 組 |
| | 高圧避雷器用 | ELH | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | 交換機陽極用 | Et | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 1 組 |
| | 本配線盤保安装置用 | EAt | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | 拡声増幅器用 | EDt | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 各種通信機器用 | EDa | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 保安器用 | ELt | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 測定用補助 | EO | ー | EB (D=14又はW=40) × 1 |
- (備考) ・EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。
・接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- 3章 関連工事
1. 仮設工事

(1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・既存電力利用 (

できる

 ・ できない)、電力料金 (

有償

 ・ 無償)

・既存用水利用 (

できる

 ・ できない)、用水料金 (

有償

 ・ 無償)

(2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・同用地は、(図示の場所に ・

用意していないので業者にて

) 設けること。

4章 電灯設備

1. 照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

2. 非常用照明器具の照度測定

設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。

工事名：R8住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事

5章 その他

1. 機器取付高さ

図示なき機器の取付高さは、次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測点	取付高(mm)	備考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
熱線センサ用スイッチ	床上～中心	1,800	
コンセント(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
〃 (台上)	台上～中心	150	
〃 (土間)	床上～中心	800～1,300	
〃 (車椅子用)	床上～中心	900	
ブラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300	
〃 (踊場)	床上～中心	2,000～2,600	
〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形親時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アッテネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン(一般)	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン(一般)	床上～中心	1,300	
〃 (外部受付)	床上～中心	標準図による	
〃 (モコタ付)	床上～中心	1,400	
〃 (カメラ付)	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
呼出ボタン(多機能便所)		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱・発信機	床上～中心	800～1,500	
警報ベル・表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器(都市ガス)	天井下～下端	300	
〃 (LPガス)	床上～下端	300	

設計者情報：(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号

電特-019 松茂西 電気設備工事特記仕様書(3)

設計者情報：(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号

電特-020 松茂西 電気設備工事特記仕様書(4)



付近見取り図 板野郡松茂町中喜来字蔵野 1 番地

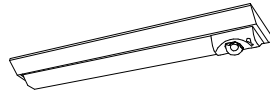
配置図

徳島県県土整備部住宅課		工事名	R 8 住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E-35	UWAKUBO (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	R8.07	竣工		図面名	松茂西 配置図 付近見取図	
				縮尺	1/500	

【新設】

H

非常灯 20形 Dスタイル W150 リモコン自己点検機能付



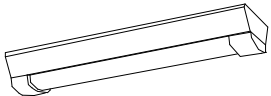
非常灯タイプ、800lm（FL20形×1灯器具相当）
常時：ライトバー点灯、非常時：本体組込LED（一般出力型）点灯
電圧：100～242V対応、蓄電池：ニッケル水素電池
非常灯評定番号：LAL E-027
非常用LEDレンズ・ガラス、常用ライトバー：ポリカーボネート（乳白）
光束維持時間4000時間（光束維持率85%）、点検スイッチ付
自己点検スイッチ付、充電モニター（緑）付

器具取付高さ

	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	
単体配置	A1	5.4	5.7	5.8	6.0	4.7
	B1	5.5	5.8	6.0	6.2	5.4
	B*1	4.9	5.2	5.4	5.4	4.5
直線配置	A2	12.6	13.6	14.1	15.1	16.6
	B2	12.1	13.1	13.7	14.7	16.1
四角配置	A4	11.2	11.8	12.2	13.0	14.7
	B4	10.6	11.5	12.1	13.0	14.7

I

直付形20形 Dスタイル 防湿型・防雨型 W150



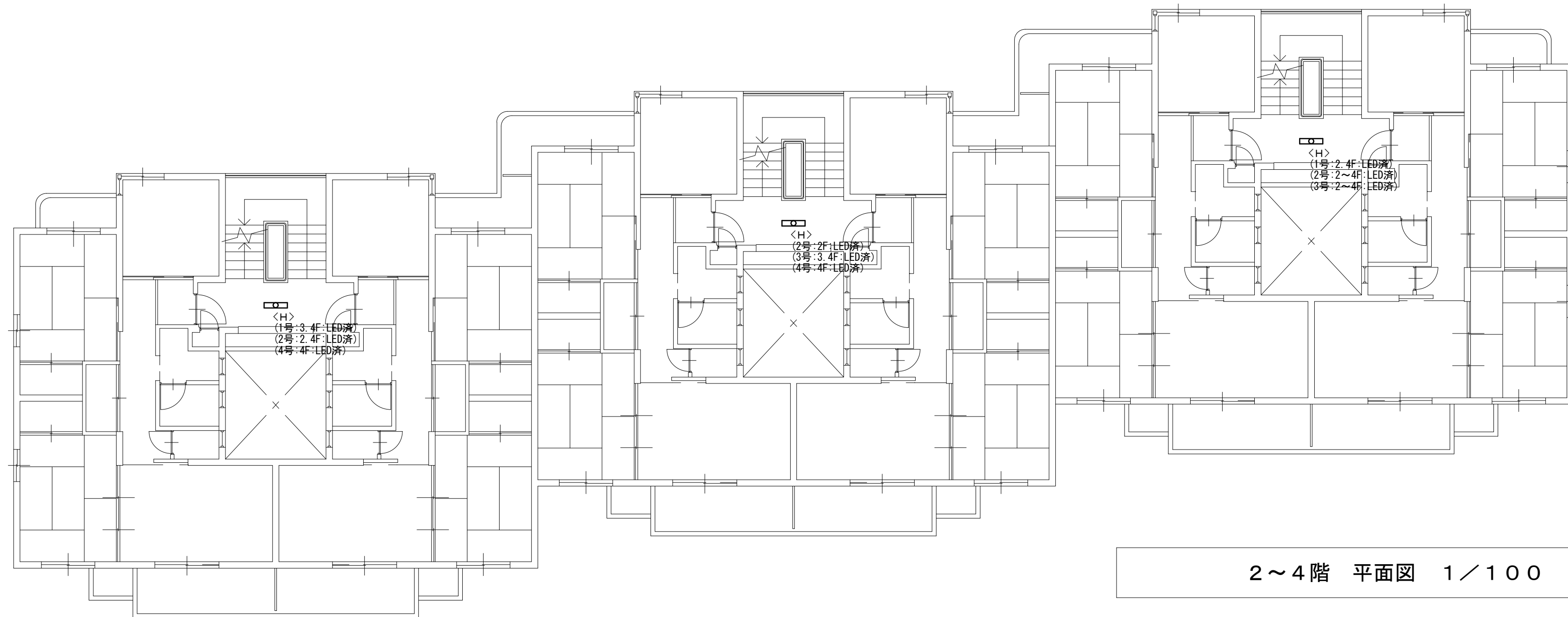
一般タイプ、800lmタイプ
消費電力6W、定格出力型、電圧100～242V
本体：亜鉛鋼板（クロムフリー・高反射白色粉体塗装）
防湿型・防雨型ライトバー：ポリカーボネート（乳白）＋アクリルコーティング
光源寿命4000時間（光束維持率85%）
IP23防湿型、昼白色（5000K）、Ra83
電源装置はライトバー側に内蔵

※姿図は参考とし、同等品以上とする

【撤去】

Ⓐ FCL20 ^W x1	HA2161T GL	Ⓑ IL60 ^W x1	LB5621GT	Ⓒ FL20 ^W x4	HA8222T CPL
Ⓓ IL40 ^W x1	LB56419T	Ⓔ FL15 ^W x1	HW1601KT CPL	Ⓕ FL10 ^W x1	HW070T GPL
Ⓗ FL15 ^W x1	HW6671T GL	Ⓖ 非常灯FL20 ^W x1	FF21025N GL	Ⓖ FL20 ^W x1	FSS4-MP-201 GH
		Ⓖ 非常灯FL20 ^W x1	FF21855 GL		
但し、本体はオフホワイト色とする		非常灯FL20W(55%)点灯 非常光源内蔵			

				工事名		R 8 住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E - 3 6	 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
				設計	竣工	図面名	松茂西 照明器具姿図 改修前後		
				R8. 07			縮尺 NON		

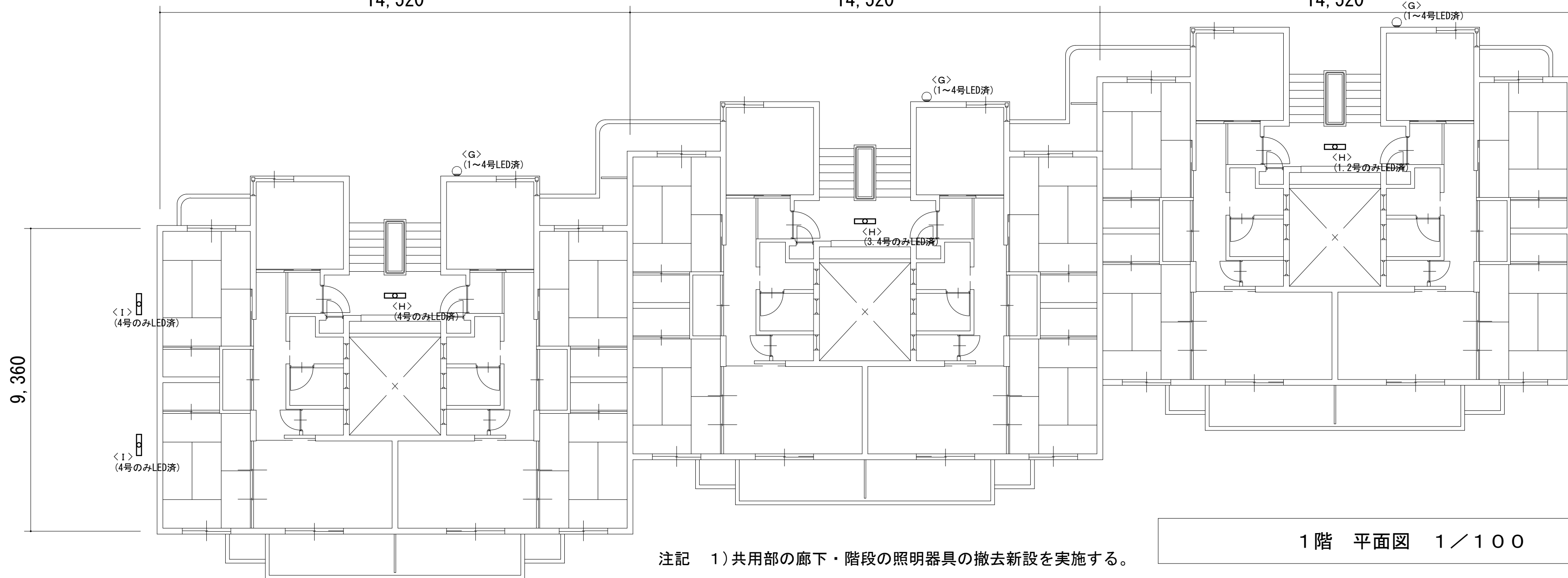


2～4階 平面図 1／100

14,520

14,520

14,520



9,360

1階 平面図 1／100

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

<I>
(3号は無し)

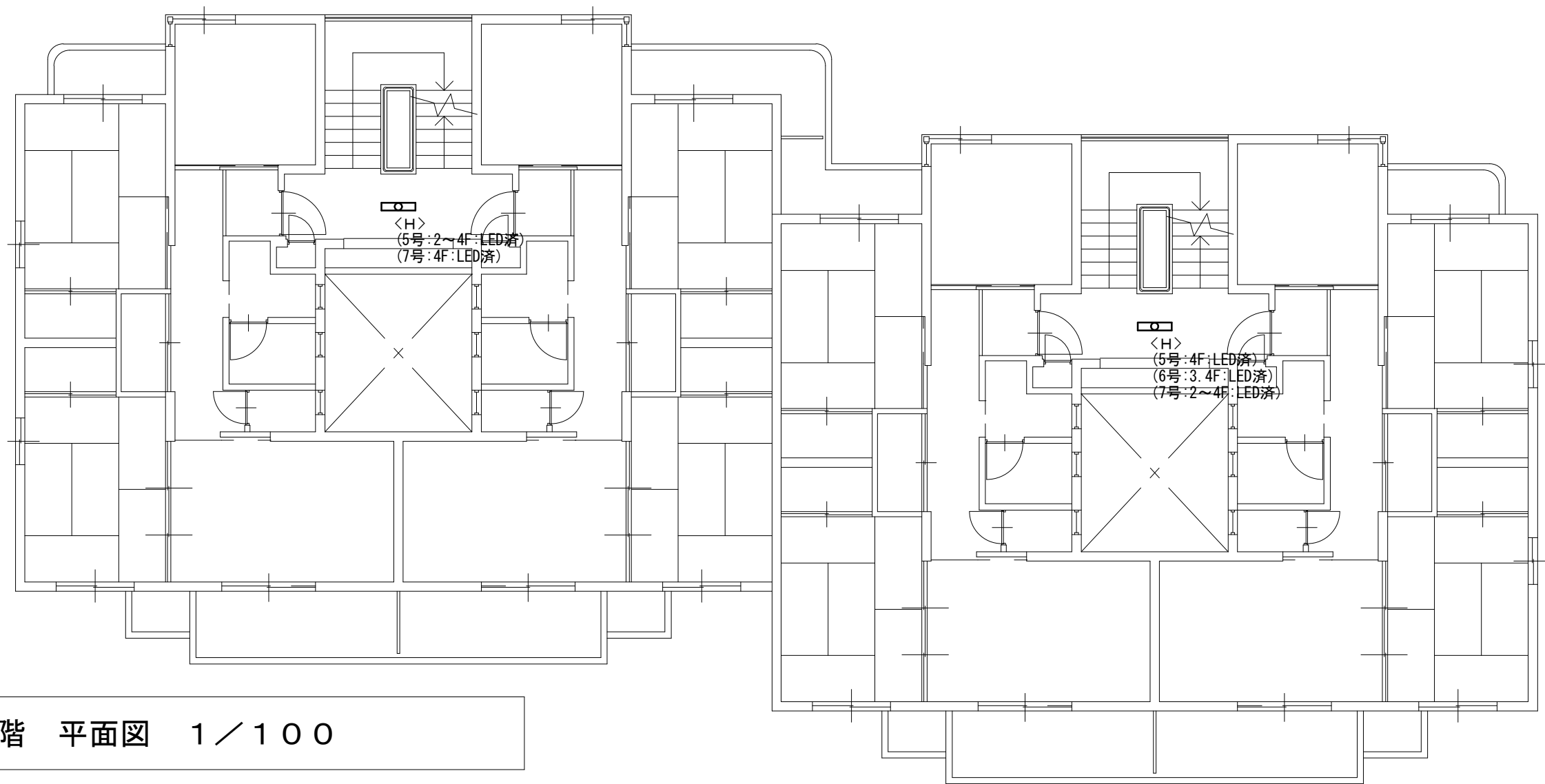
<I>
(3号は無し)

1号棟	
H	x 7
I	x 4

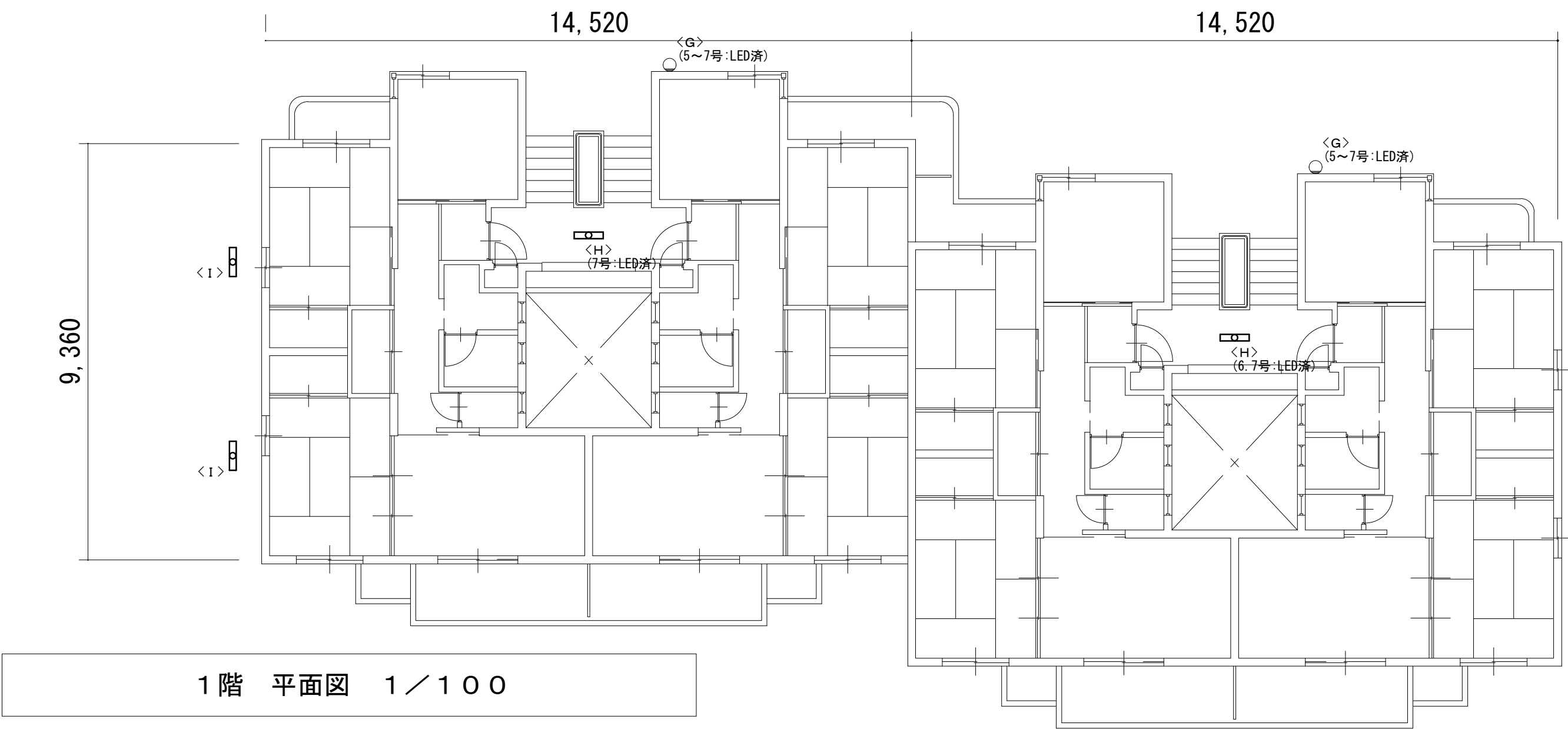
2号棟	
H	x 5
I	x 4

3号棟	
H	x 6
I	x 2

4号棟	
H	x 8
I	x 2



2～4階 平面図 1／100



1階 平面図 1／100

5号棟	6号棟	7号棟
H x 4	H x 5	H x 2
I x 2	I x 2	I x 2

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等
- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程 (本工事に关し定める ・ 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等))
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
・ 本受電後引渡しまでの基本料金 (本工事 ・ 別途)
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。
2. 技能士
- 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上り施工	・ プラスチック系床仕上り工事作業 ・ カーベット系床仕上り工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上り工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上り工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

4. 施工条件
- 施工条件は次による。
- (1)工程表は全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
- (2)施設運営に影響を及ぼす資機材の騒音・停電等を伴う工程は、原則夜間又は休日の作業となることを予め見込んでおくこと。
- (3)施設内での行事により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- (4)施工時間は、原則8:30～18:00までとする。ただし、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りではない。
- (5)現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。

5. 発生材の処理等
- 発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。
- (1) 廃棄物の処理
- 産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。
- | 種類 | 処分許可業者の会社名
<処分区分> | 優良 | 所在地
処分地 | 運搬距離
(km) | 処分費
(税抜、円) | 単位 |
|--------|----------------------|----|----------------------------|--------------|---------------|----|
| 金属(処分) | (株)旭金属 | ○ | 徳島市東沖洲1丁目12
徳島市東沖洲1丁目12 | 19.4 | 0 | t |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
- (注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。
- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
6. 養生等
- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
7. 機材の品質等
- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ④ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑤ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
- | 品名 | 機 材 名 ・ 注 記 |
|-----------|---|
| LED照明器具 | 一般屋内用に限る |
| 盤類 | 分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形) |
| 高圧機器 | 高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器 |
| 蓄電池 | ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 |
| 交流無停電電源装置 | 常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式、常時商用給電方式
常時インバータ給電方式(簡易型) |
| 太陽光発電装置 | パワーコンディショナ及び系統連系保護装置
※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。 |
| 監視カメラ装置 | |
| 中央監視制御装置 | 簡易形監視制御装置、監視制御装置 |
- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
8. 施工調査
- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

3. 非破壊検査
- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。

(2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。
7. 施工の試験・総合試運転調整
- (1) 機器の設置及び配線等の施工完了後に実施する試験(施工の試験)は、標仕及び改標仕の各編(各節)に基づき行うものとし、試験方法・項目の詳細については監督員との協議により決定するものとする。また、関連工事等との総合試運転調整は、標仕<1>1.5.5又は改標仕<1>1.6.6により行う。

(2) 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。

・ 照度測定

・ 絶縁抵抗測定
8. 接地工事

接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。
- | 接地極の種類 | | 記号 | 接地抵抗値 | 接地極の材料 (寸法:mm) |
|--------|----------------|----------|----------|--|
| | 共同接地(A・C・D種) | EA・C・D | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | 共同接地(A・B・C・D種) | EA・B・C・D | Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | A種 | EA | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | B種 | EB | Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | C種 | EC | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | D種 | ED | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | ELCB用 | EELCB | Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 雷保護用 | ELA | Ω 以下 | ・ EPー0.6×2 ・ EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 1 組 |
| | 高圧避雷器用 | ELH | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | 交換機陽極用 | Et | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 1 組 |
| | 本配線盤保安装置用 | EAt | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | 拡声増幅器用 | EDt | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 各種通信機器用 | EDa | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 保安器用 | ELt | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 測定用補助 | EO | ー | EB (D=14又はW=40) × 1 |
- (備考) ・EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。
・接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- 3章 関連工事
1. 仮設工事

(1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・ 既存電力利用 (

できる

 ・ できない)、電力料金 (

有償

 ・ 無償)

・ 既存用水利用 (

できる

 ・ できない)、用水料金 (

有償

 ・ 無償)

(2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・ 同用地は、(図示の場所に

用意していないので業者にて

) 設けること。

4章 電灯設備

1. 照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

2. 非常用照明器具の照度測定

設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。

工事名：R8住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事

10章 その他

1. 機器取付高さ

図示なき機器の取付高さは、次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

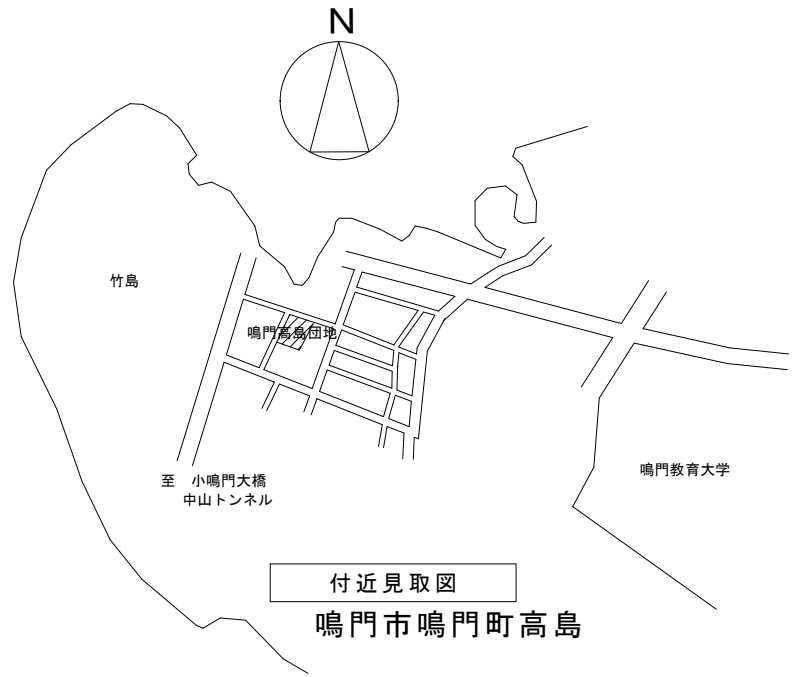
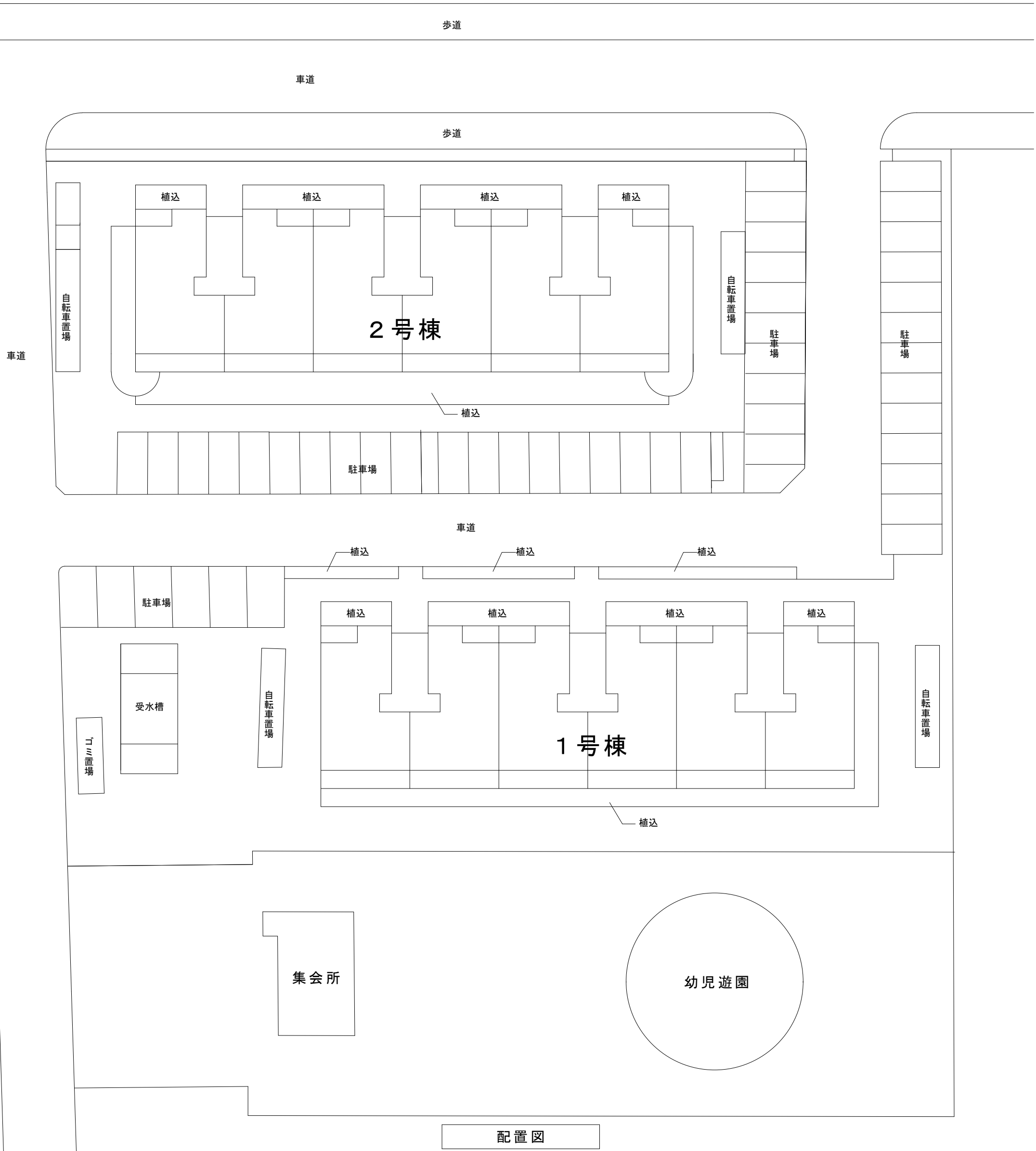
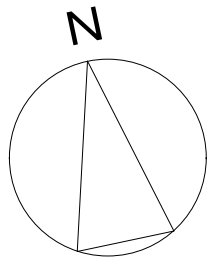
名 称	測点	取付高(mm)	備考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
熱線センサ用スイッチ	床上～中心	1,800	
コンセント(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
〃 (台上)	台上～中心	150	
〃 (土間)	床上～中心	800～1,300	
〃 (車椅子用)	床上～中心	900	
ブラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300	
〃 (踊場)	床上～中心	2,000～2,600	
〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形親時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アッテネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン(一般)	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン(一般)	床上～中心	1,300	
〃 (外部受付)	床上～中心	標準図による	
〃 (モコタ付)	床上～中心	1,400	
〃 (カメラ付)	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
呼出ボタン(多機能便所)		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱・発信機	床上～中心	800～1,500	
警報ベル・表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器(都市ガス)	天井下～下端	300	
〃 (LPガス)	床上～下端	300	

設計者情報:(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号

電特-023 鳴門高島 電気設備工事特記仕様書(3)

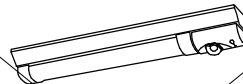
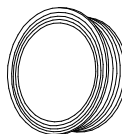
設計者情報:(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号

電特-024 鳴門高島 電気設備工事特記仕様書(4)



				工事名		図面番号		 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松6-2-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
徳島県土整備部住宅課				R 8 住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事		E-39		
設計		竣工		図面名		縮尺		
R8.07				鳴門高島 配置図 付近見取図		1/300		

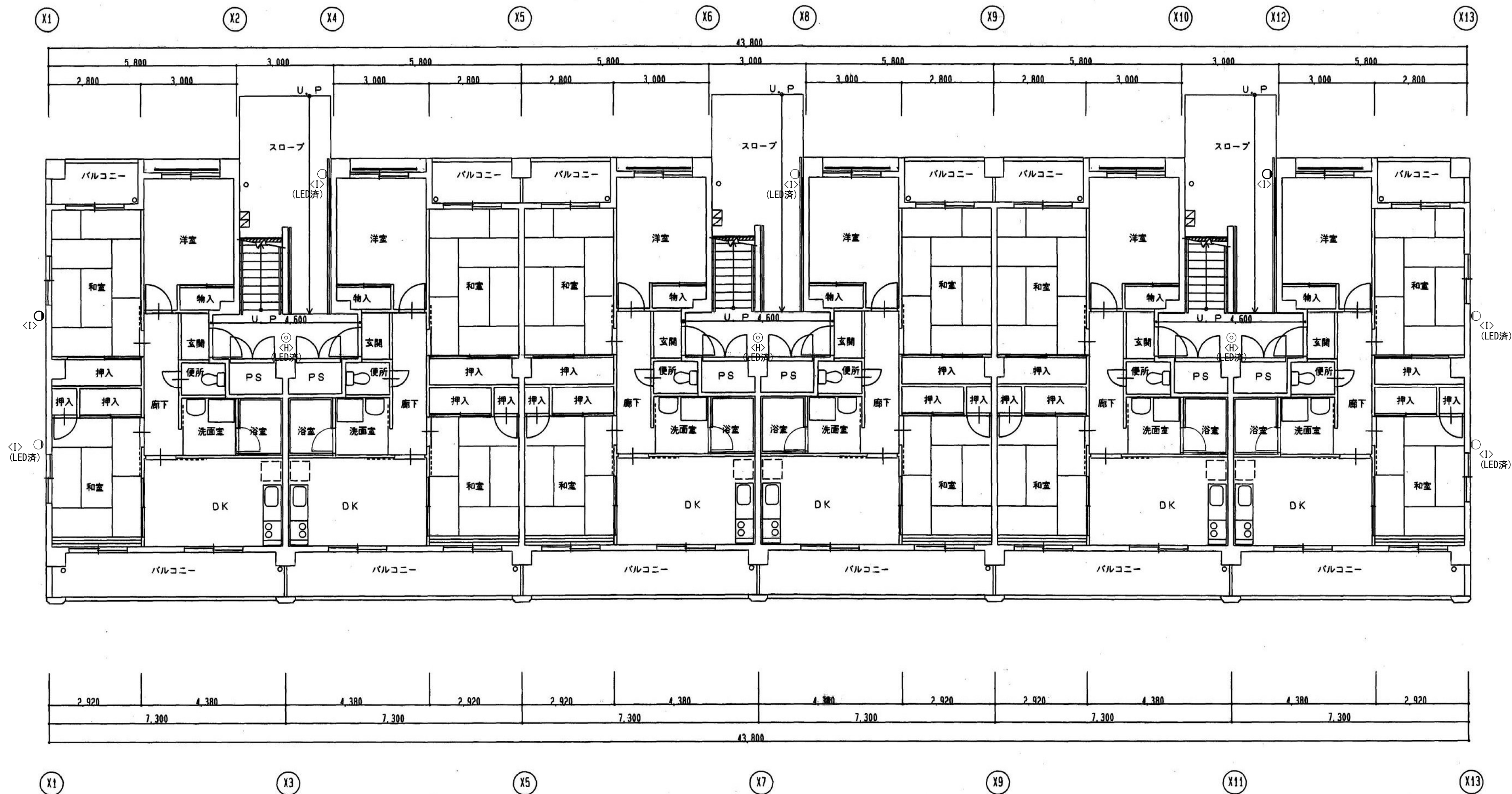
【新設】

H	非常灯 防湿型・防雨型 20形 Dスタイル W150	I	ポーチライト 40形電球1灯器具相当			
 非常灯タイプ、800lm（FL20形×1灯器具相当） 常時：非常用ライトバー点灯、非常時：非常灯本体組込LED（一般出力型）点灯 電圧：100～242V対応、蓄電池：ニッケル水素電池 非常灯詳細番号：LALF032、実用LEDレンズ：ガラス 非常用ライトバー：ポリカーボネート（乳白）+アクリルコーティング 光源寿命（増設灯専用ライトバー）4000h時間、IP23防湿、点検スイッチ付 自己充電モータ（緑）付		 電球色（2700K）、Ra80、光源寿命40000時間（光束維持率70%） 器具光束211lm、消費電力4.3W、電圧100V 防雨型、ネジ込み方式、天井直付型・壁直付型 カバー：アクリル（乳白） ブラステック（ホワイト）				
保守率：0.93		K0176206				
器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	
単体配置	A1	5.3	5.6	5.8	5.9	4.2
	B1	5.3	5.6	5.7	5.8	5.0
直線配置	B'1	4.8	5.0	5.1	5.0	4.0
	A2	12.4	13.3	13.8	14.8	16.1
四角配置	B2	11.9	12.8	13.3	14.2	15.2
	A4	11.0	11.6	11.9	12.6	14.5
直線配置	B4	10.2	11.1	11.7	12.6	14.2

※姿図は参考とし、同等品以上とする

【撤去】

(A)	FL20W-1 HA2130TGL 松下	(B)	FL10W-1 HW070TGPL 松下	(C)	FL15W-1 HW1650TGPL 松下	(D)	FL60W-1 LB56114T 松下	(E)	FL40W-1 LB56419T 松下
									
(F)	FL60W-1 LB56216K 松下	(G)	FL20W-4 HAB222TGPL 松下	(H)	FL20W-1 非常時(55%)点灯 FF21088KGL 松下	(I)	FDL18W-1 NF11485WEL 松下	(K)	FL40W-1 FBS3-401
				 電池内蔵型					

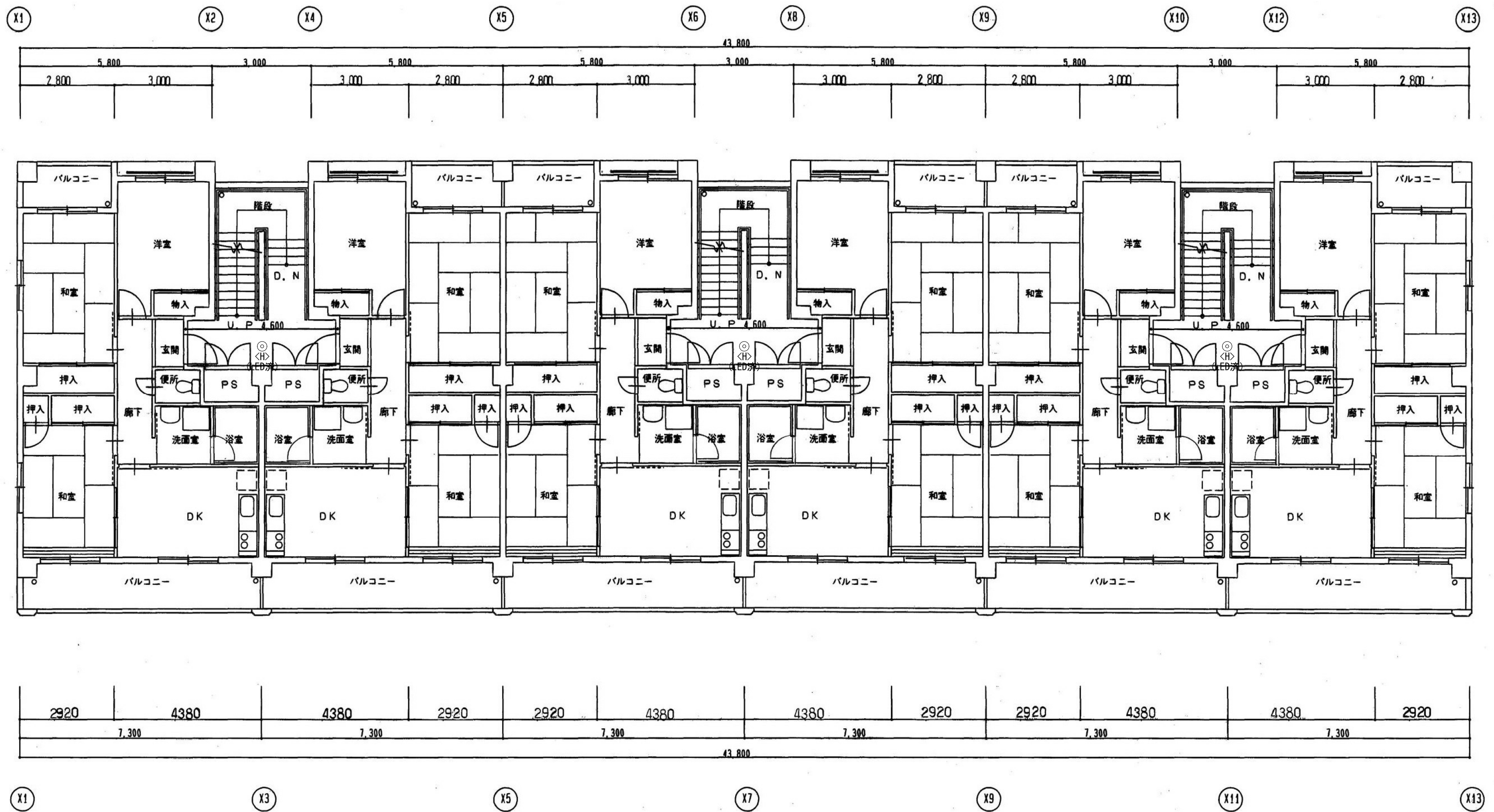


1階平面図 S=1/100

1号棟
I x 2

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

徳島県土整備部住宅課		工事名	R 8 住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E-41	 (株) 上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松6-2-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	R8.07	竣工	鳴門高島 1号棟 電灯設備 1階平面図 改修前後	図面名	縮尺	
					1/100	



2~4階平面図 S=1/100

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

徳島県土整備部住宅課		工事名	R 8 住宅 鴨島呉郷団地他 吉野川市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E-42	 (株) 上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	R8.07	竣工	鳴門高島 1号棟 電灯設備 2~4階平面図 改修前後	縮尺	1/100	